

## 第一百六十四回

## 参議院農林水産委員会議録第十二号(その一)

(三四七)

		委員		農林水産省経営		井出 道雄君	
		農林水産省農村		山田 修路君		振興局長	
平成十八年六月八日(木曜日)	午前九時開会	岸 岩永	浩美君	國井 信夫君	正幸君	鹿児島県農業協同組合中央会会長川井田幸一君	農林水産省農村山田 修路君
委員の異動		野村 哲郎君	平野 達男君	鶴保 康介君	主濱 了君	鶴保 康介君	主濱 了君
六月一日 辞任		野村 哲郎君	平野 達男君	鶴保 康介君	主濱 了君	鶴保 康介君	主濱 了君
六月一日 辞任		鶴保 康介君	主濱 了君	鶴保 康介君	主濱 了君	鶴保 康介君	主濱 了君
六月五日 辞任		野村 哲郎君	大久保 勉君	鶴保 康介君	主濱 了君	鶴保 康介君	主濱 了君
六月六日 辞任		鶴保 康介君	大久保 勉君	鶴保 康介君	主濱 了君	鶴保 康介君	主濱 了君
六月七日 辞任		谷合 正明君	鰯住裕一郎君	鰯住裕一郎君	主濱 了君	鰯住裕一郎君	主濱 了君
六月八日 辞任		坂本由紀子君	岸 信夫君	坂本由紀子君	岸 信夫君	坂本由紀子君	岸 信夫君
出席者は左のとおり。	委員長 犬塚 直史君	坂本由紀子君	岸 信夫君	坂本由紀子君	岸 信夫君	坂本由紀子君	岸 信夫君
理事		岩城 光英君	常田 享詳君	岩城 光英君	常田 享詳君	岩城 光英君	常田 享詳君
小川 敏夫君		加治屋義人君	小川 勝也君	加治屋義人君	小川 勝也君	加治屋義人君	小川 勝也君
小川 常田		西川 孝一君		西川 孝一君		西川 孝一君	
農林水産省生産局長	財務省主計局次長	農林水産省総合食料局長	農林水産省生産局長	農林水産省総合食料局次長	農林水産省生産局長	農林水産省総合食料局長	農林水産省生産局長
事務局側	政府参考人	農林水産副大臣	大臣政務官	農林水産大臣政務官	農林水産大臣	副大臣	農林水産大臣
事務局側	政府参考人	農林水産副大臣	大臣政務官	農林水産大臣政務官	農林水産大臣	副大臣	農林水産大臣
○委員長(岩城光英君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。	○主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)	○砂糖の価格調整に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する等の法律案(内閣提出、衆議院送付)	○派遣委員の報告	○農畜産業振興機構法の一部を改正する等の法律案(内閣提出、衆議院送付)	○農畜産業振興機構法の一部を改正する等の法律案(内閣提出、衆議院送付)	○農畜産業振興機構法の一部を改正する等の法律案(内閣提出、衆議院送付)	○農畜産業振興機構法の一部を改正する等の法律案(内閣提出、衆議院送付)
まず、委員の異動について御報告いたします。							
昨日までに、平野達男君及び松下新平君が委員を辞任せられ、その補欠として主濱了君及び犬塚直史君が選任されました。							
○委員長(岩城光英君) 農業の扱い手に対する経営の安定に関する法律案、主食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案、以上三案を一括して議題といたします。							
當安定のための交付金の交付に関する法律案、砂糖の価格調整に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律案、主食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案、以上三案を一括して議題といたします。							
○参考人(川井田幸一君) おはようございます。私は、鹿児島県農業協同組合中央会の川井田幸一君です。川井田参考人。							
本日、参考人として意見を述べる機会を与えて							

いたぎまして、誠にありがとうございます。私は無論、鹿児島、沖縄両県のJAグループ、生産者にとりまして大変有り難いことと心から感謝を申し上げます。岩城農林水産委員会委員長を始め、理事並びに委員の先生方に衷心より厚く御礼を申し上げます。

また、かねてより、私どもサトウキビ、カンシヨの生産振興と生産者の経営安定に多大な御配慮、御指導を賜っておりますこと、この場をおかりしまして改めて御礼を申し上げます。本当にありがとうございます。

本日は、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律案に關し意見を述べたいと存じます。

砂糖及びカンシヨの作物政策の見直しに当たりましては、農林水産省が平成十六年八月に砂糖及びでん粉に関する検討会を設置し、平成十七年三月に政策の基本方向を取りまとめました。私は、この検討会に委員として参画をし、地域農業

は、この検討会に委員として参画をし、地域農業

本日は、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法

律案に關し意見を述べたいと存じます。

砂糖及びカンシヨの作物政策の見直しに当たりましては、農林水産省が平成十六年八月に砂糖及びでん粉に関する検討会を設置し、平成十七年三月に政策の基本方向を取りまとめましたが、私は、この検討会に委員として参画をし、地域農業

は、この検討会に委員として参画をし、地域農業

は、この検討会に委員として参画をし、地域農業

は、この検討会に委員として参画をし、地域農業

です。

まず、サトウキビについてでございますが、第一に、最低生産者価格を廃止し、新たに生産条件価格差を補う交付金を交付する制度となるわけでございますが、生産者の手取り水準がどうなるのか、最も不安に思っているところでございます。

申しますが、生産者の手取り水準がどうなるのか、最も不安に思っているところでございます。

第三に、交付金の支払時期がどうなるのかとい

う不安が根強くございます。

新たな制度においては、生産者の交付申請に基

づき、農畜産業振興機構が交付業務を行うこと

となつておりますが、販売価格の生産者手取り分

と交付金を合わせ、現行の手取り水準を確保する

ことが生産者の経営安定とサトウキビの増産を図

る上で必要不可欠であると思つております。

第二に、新たな経営安定対策による交付金の交

付対象者の問題でござります。

対象者が絞られ、サトウキビ作りができないの

ではないかという小規模な生産者の声が現場にござります。

現在、サトウキビ一戸当たりの収穫面積は一ヘ

クタール未満が七割強と零細であり、かつ高齢化

が進んでいるという問題を抱えてござります。今

後、產地において認定農業者の育成や規模拡大、

作業受託組織の育成などの取組を加速させていく

と考えでございますが、新しい制度において零細農

家が対象にならないと、鹿児島県の南西諸島の耕

地面積約五割強、沖縄県で約六割強に作付けされ

ているサトウキビの作付面積が減り、また、両県

合わせて約二百三十億円とも言われるサトウキビ

粗生産額が大きく減少することになり、結果とし

て島に住めなくなるということも懸念されます。

鹿児島県では、平成二十一年の生産目標を平成十六

年に比べ十八万トン増の八十六万五千トン、ま

た沖縄県では平成二十一年の生産目標を平成十六

年に比べ十八万トン増の五十八万五千トン、ま

た沖縄県では平成二十一年の生産目標を平成十六

年に比べ十八万トン増の八十六万五千トンの増産

計画を立てております。この生産計画を支える多

数の零細農家が頑張れますように、鹿児島県の南

西諸島並びに沖縄県の現状と歴史的経緯を十分認

識した上で、対象要件の特認の設定と担い手の確

要望をいたします。上で、サトウキビと同様の特認による対応を強く

第三次に、交付金の支払時期の問題でございます。

第三次に、交付金の支払時期の問題でございます。

第三次に、交付金の抱き合わせ措置の廃止の問題で

ございます。この制度は故山中先生がおつくりに

なつた措置でございます。正に国産でん粉の生

命線としての制度でございます。この抱き合わ

り、營農面は無論、生産者の生活設計面でもサト

ウキビ収入は重要な要素となります。担い手農家

ほど支払時期が遅くなることの影響は大であります。

なので、何とぞ二週間程度で支払われるような対

応方を切にお願いを申し上げたいと存じます。

次に、でん粉原料用カンシヨについてでございます。

第一に、現行の行政価格制度を廃止し、新たな

経営安定対策に移行するわけでございますが、サ

トウキビと同様に、生産者の手取り水準がどうな

るかが問題であります。現行の手取りは、関連価

格対策を含め、トン当たり三万一千六百六十円と

なっております。この現行水準の確保が生産者の

営農意欲を喚起する上で必要不可欠でございます。

第一に、新たな経営安定対策の対象についてで

あります。申すまでもなく、火山灰土壤地帯で

いかと心配いたします。国産でん粉の生

命線としての制度でございます。場合によっては国産でん粉から輸入

でん粉に需要がある場合でございます。でも、需要がある場合は確かに確保されると想定され、でん粉工場は大きな在庫を抱えることになるのではないかと心配いたします。

第三次に、新たな経営安定対策が確実に確保されるのかどうかという懸念がございます。

とであり、申すまでもなく生産者と事業者は車の両輪でございますので、この点につきましては大変感謝をいたしているところでございます。

現在、甘蔗糖は鹿児島、沖縄両県で十五社十七工場体制、カンシヨでん粉は鹿児島県で二十八工場体制となっております。これらの製造事業者は合理化による製造コストの削減に努力を重ねておりますが、原料生産量の減による操業度の低下や小規模工場ゆえのコスト削減の限界という課題にも直面をいたしているところでございます。今後、製造業者は工場の再編も含め更なる合理化を求められることになりますが、交付金の水準によつては製造業者の経営に多大な影響を与える場合によっては製造中止に追い込まれることも想定されますので、交付金の算定に当たつては十分な検討をお願いを申し上げます。

サトウキビ及びカンシヨは、全国的には極めてマイナーな作物でございます。鹿児島、沖縄両県にとって、ただ単にサトウキビから砂糖の原料を作る作物、また芋はでん粉を作る作物ということだけではなく、島の人々が今まで生きてきた、そして、今からもこれからもこれで生きていくという地域にとって最も重要な作物なのでございます。

環境や国土保全の機能を持つている作物でもございますし、また長年にわたって地域の文化を支えてきた作物でございます。

参議院農林水産委員会の下で産地の実情を十分踏まえていただき、努力した者が報われる政策となりますよう心からお願いを申し上げ、私の陳述とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長(岩城光英君) ありがとうございます。

次に、梶井参考人にお願いいたします。梶井参

考人どうぞ。

○参考人(梶井功君) 梶井でございますが、委員長、最初のごあいさつで忌憚のない意見をというところでございましたので遠慮のないところをしゃべらせていただきますが、特に私は、この農業の担当手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律案、これに的を絞つて意見を申し上げたいと思っております。

といいますのは、この今回の法案の非常に大き

な特徴は、経営安定施策を一定規模階層以上の經營に限定してやつていくんだと、それで構造改革を加速させるんだと、こういう趣旨になつておりますけれども、私は一定規模階層以上、例えばこままでけれども、私は一定規模階層以上とかなつておりますけれども、施策対象を一定規模階層以上に絞つた形でもつて経営安定施策を講ずるということは、構造改革の加速になるんではなくて、私はかえつて減速になるんじやなかろうかというふうに思つております。その点を中心にお話したいと思つておられます。その点を中心にお話したいと

お手元に今日、五ヘクタール以上農家の階層変動という表をお配りいたいたかと思うんですけど、これは都府県の数字でございますが、この数字は、これは一九九〇年から一九九五年、九五年から二〇〇〇年と、こうなつておりますけれども、いざれもセンサスの数字の比較であります。

この農業構造動態統計というのは、先生方も御存じだと思いますけれども、ただ、九〇年のセンサスのときの個票と九五年的センサスの個票で比べて、九〇年のときに例えれば五ヘクタールだった農家が九五年には幾らになつているかということを一々突き合わせた上でもつて集計している非常に特徴のある統計なんですね。世界でもこういう統計を作つているのは非常に珍しくて、大変統計けれども。

それで、見てください。九〇年から九五年のこ

の五年間でもつて、期首戸数といいますのは、九〇年に五ヘクタール以上の農家は都府県で二万六千四百八戸でした。これがこの五年間、九五年までの間の五年間でもつて、規模が変わらなかつたのは一万九千七百六十一戸。この五年間に五ヘクタール以下へ規模縮小してしまつたと、この規模縮小の中には、これ便宜上離農も含めてありますけれども、六千六百五十七戸あつた。五ヘクタール以下へ五年間で規模縮小してしまつたんですね。

当然、二万六千四百八戸は、六千六百五十七戸、五年間の間に減つちゃうわけですから、示されているところですと例えば四ヘクタール、都府県で四ヘクタール以上とかなつておりますけれども、私は一定規模階層以上に絞つた方が一万五千九百五十五戸ありました。つまり、農家が一万五千九百五十五戸あります。五ヘクタール以下に規模縮小する方よりも、五ヘクタール以下の方々でもつて意欲を持つて規模拡大した方が一万五千九百五十五戸。三倍近くいたということなんですね。

それで、結果として、九五年の期末戸数は三万五千六百七十六戸というふうに増えました。増えたわけですね。つまり、二万六千四百十八戸の中から六千六百五十七戸、二〇%以上は規模縮小しておつこちてしまふけれども、おつこちてしまふ以上に五ヘクタール以下の農家から規模拡大して上がつてくる方がいたからこの五年間でもつて五ヘクタール以上の農家が増えたわけですね。

同じことは九五年から二〇〇〇年の間でも見れます。数字を見てください。期首戸数は三万五千六百七十六戸、その中で二割ぐらい、二割以上の七千七百六十二戸は五ヘクタール以下に規模縮小してしまつた。しかし、その倍ですね、一万五千九百二十戸が五ヘクタール以下のところから新たに規模拡大して五ヘクタール以上になつたと。それで、結果として四万三千四百三十八戸に増えましたと、こういう形なんですね。

この九〇年から九五年、九五年から二〇〇〇年の間に農産物価格の状況というのは、諸先

生方御存じだと思いますが、九〇年から九五年まではそんなに悪くないですよね。それから、決定的に悪くなりますのは私は九九年からだと思いますけれども、九五年から二〇〇〇年の間もまあまあ良かった時期なんです。そういう時期でも、五ヘクタール以上の農家の方々でもつて、せつかく

五ヘクタール以上になつたにもかかわらず、何らかの事情でもつて二割以上は規模縮小せざるを得ないような状況に置かれる。これは、これだけ何戸もいればいろんな事情が働くわけですね。働き手が病気になったとか、あるいは家族がけがしたり、そういう形でもつて規模縮小せざるを得ない、そういう条件が働いて、二割以上、下へおつこつちやつた。

しかし、この条件、農産物価格が良かつたという条件下の中では、五ヘクタール以下の方々の中から、よし、おれはこの状況の中で頑張つて規模拡大してやつていこうじゃないかと、営農意欲を燃やして規模拡大やつた方々が規模縮小する方々よりも多かったと。これが多かつたから、九〇年から九五年、九五年から二〇〇〇年というふうに五ヘクタール以上農家の増という形でもつて、言わば構造改善は進んだわけですね、進んだわけです。

私は、先ほど九〇年から九五年、九五年から二〇〇〇年は農産物価格条件がまだ良かつた時期だと、こう申し上げました。そういう時期でもこうなんです、そういう時期でも。だからそうなるんですね。

それが、この数字は、これは構造動態統計取つてごらんになればすぐ分かりますけれども、ただ、三ヘクタール以上という形で取つてもほとんど同じ数字になります。三ヘクタール以上取ります。定数はどうしても、幾らい条件の中でも何らかの事情でもつて規模縮小せざるを得ない農家は出でてくる。しかし、反面で、農産物の市場条件がいいけれども。

それで、見てください。九〇年から九五年のこ

メカニズムが働いている中でもつて構造改善は進むんだと、こういうことですね。

今度の新しい経営所得安定政策でもつて一定規模階層以上に施策を絞る、その施策対象にならない人は、今後、これから見通されるのは、農産物価格は一層低下するぞという見通しの中でもつて裸で放り出されるということになつたら一体どういうことになるだろうかと。

施策対象になる一定規模階層以上の方でも、この五年間の間に五ヘクタール以上は二〇%以上が規模縮小せざるを得なくなつたということが示しておりますように、私は、やっぱり二〇%とは言わないまでも、一〇%とか、必ず規模縮小せざるを得ないような状況に置かれる方はかなり出てくると思うんですね。今後は絶対そういうことがないよという保証は何もないわけです。当然、下へおつこちるという可能性は出てくるんだということを前提にしていろいろ考えなきやいけないんです。

しかも、なおかつ、あんたはもう施策対象外よということでもつて低農産物価格の状況の中に放り出されるというときには、その状況の中でもつて、おれは意欲を持つて規模拡大やつていこうという方が出てくるでしようか。私は出てこないと思ふんですね。出てこないと思う。

これは、もう四年前のあれになりますが、三年前のある〇二年の農業白書の中でもつて、これは新潟県の農林水産部の調査を引用した形でもつて農業白書は紹介していましたが、例えば、十年ぐらいい前は規模拡大にとつての障害は農地の出し手がないということだったと。しかし、今やそうじやなくて、価格条件が非常に悪い、悪い上に生産調整の重荷がかぶさつてくると、そういうことでもつて拡大意欲をなくしているというのが農業白書でもつて引用をしておりまして、それで構造改善の見通しは非常に暗いということを白書は結論しておりました。

そういう状況に私は、これからは、特定規模階層に絞った形でもつて施策を講ずるというふうな

ことをやつたら、この数字が示しておりますように、もう下から、つまりこの施策対象よりその下が、四ヘクタールなら四ヘクタール以下の方々から、意欲を燃やしておれ頑張ろうというふうな意欲を取つちゃうわけですね。取つちゃうわけですか。上昇してくるということを期待できない。しかし、片や、施策対象にしている人たちの中からは、確実に何%かは私は下へおつこちてしまうだろ。下から上がつてくる方をいなくさせておいて、おつこちる方はこれはもう防ぎようがないということからすれば、これは構造改革の加速になりますと耕作放棄地というふうなものを増えるんじゃなくして、構造改革の減速になるんじゃなかろうかというふうに、こう思つております。その点が一つ。

それからもう一つ、この施策対象を絞るという問題なんですね。

これも数字申し上げるまでもないかと思うんですけれども、都府県でいいますと、三ヘクタール以下の方々のところに耕地面積の七〇%は耕作しているわけです、現実に。それが急速に担い手のところに動いていくという条件がそんなにあるわけじゃない。これから長期の中でもつて構造改善進むかもしませんけれども、七〇%は現に耕作しているわけです。その七〇%の方々がこれは施策対象外よというふうな形でもつて放り出される率の方は大丈夫なんだろうかと、これが大変気になります。

特に問題になりますのは、今回の新しい基本計画の中では、自給率四五%、これ達成していくためには何が必要であるかということで、いろんな主要作物の作付面積はみんな減になつておりますね。減になつているやつを埋めるために、各作物はみんな単収を上げる計画になつてているわけですね。全生産者が生産意欲をうんと燃やして生産増強に努めもらわなければ単収は上がつていかな

いわけです。それが大前提になつて自給率の問題というのは計画されている。それに響いてしまうが、最大の課題ではないかと。

私が今日、特に申し上げたいと思いますのは、やはり基本的にその新しい基本法で方向付けができますと耕作放棄地というふうなものも増える可能性というのは多分にある。農地は動かないで、一方で非常に構造改革といいますか大面積、コスト低減と、こういうことを一方でやりながら、一方では環境に優しい農業と、こういったものを始めた数字として今度の基本計画でも、これは頑張ついくんだという数字が出されている。その四百五十万ヘクタール確保のところまで響いちゃうんじゃなかろうか。そういう点でいいますと、これから国民食料の安定確保という点について非常に問題が出てくるんじゃなかろうかということを、この法案に関して私はそういう心配を持っています。

ただの耕地面積をカバーしているのかと、そういう問題なんですね。

これも数字申し上げるまでもないかと思うんですけれども、都府県でいいますと、三ヘクタール以下の方々のところに耕地面積の七〇%は耕作しているわけですが、それが急速に担い手のところに動いていくという条件がそんなにあるわけじゃない。これから長期の中でもつて構造改善進むかもしませんけれども、七〇%は現に耕作しているわけです。その七〇%の方々がこれは施

○委員長(岩城光英君) ありがとうございます。

次に、葛谷参考人にお願いいたします。葛谷参考人。

○参考人(葛谷栄一君) 農林中金総合研究所の葛谷でございます。

私は、経営安定対策と併せて、農地・水・環境保全向上対策、これも含めて意見を述べさせていただきます。

私は、経営安定対策と併せて、農地・水・環境保全向上対策、これも含めて意見を述べさせていただきます。

このところはいろいろ議論があるところでありますけれども私は、基本的に特定の担い手に絞り込むということが、言ってみれば強制的な経営体といいますか、あるいはコストの低減をねらいとするということが行われてしまふことがありますけれども、むしろ実態としては、そういう部分は一部あるかというふうには思うわけでありますけれども、現実には相当耕作放棄地なり遊休地が増加をしてくるというのが実態でありますけれども、農地を特定の担い手にある程度集積をしていくということが現実に求められてきている

いう意味で大変評価をしているわけでございますけれども、それに沿つた形で価格政策から所得政策への転換が行われる、あるいは本格的な環境政策、こういったものが導入されるという意味では大変私は評価をしたいというふうに思つてゐるわけであります。ただ、二番目に書いてございますように、かなり運用のレベルで問題がやはりあるのではないかということでありまして、この問題

これが今回の趣旨とどういうふうに関係するのかというのはあるわけでありますけれども、ある程度絞り込みをしながら農地の集積を図る、そういった農地の保全を念頭に置きながらということが大変重要なことだというふうに思つております。

もう一つの懸念が、やはり從来、集落ぐるみでやつてはいたその村社会でありますけれども、こういつたこれまでの紐帶がこの措置によつてばらばらになる可能性があるのではないかと、こういつたことが大変懸念をされるわけでございます。

もう一方、集落営農、その認定農業者に該当しない者については集落営農ということではありますけれども、順番として見ると、まず認定農業者ありきで、残つた人たちで集落営農というのが、なかなか現実にその集落を維持していくためには、やはり両方あつて初めて集落が成り立つていただけでありますし、この認定農業者と集落営農のバランスといいますか、いろんな担い手が一緒になつて地域計画を作つていく、そういうことがまず前提になつてくるのではないかなどというふうに思つております。そういう意味でも、単純にまづ認定農業者ありきと、で、残つた人たちで集落農と、これは一つの手法としてはそういう手法かもしれませんけれども、考え方としてはやはり地域の営農をどうしていくのかと、そこでの話合いが非常に重要なのではないのかなというふうに思つております。

それから、農地・水・環境保全向上対策でござりますけれども、いろいろ現場の声を集約をしてみますと、やはり一番出てきている声が、これまでの環境保全問題については有機農家がある意味では大変孤軍奮闘といいますか一匹オオカミ的な形で、日本の中でのその有機農業というのはなかなか認知をされてこなかつたわけでござりますけれども、そういう中でかなり努力を積み重ねて今回その共同作業に加えて、そういう環境に優

しい対策を講じることによって政策支援の対象になるということでありますけれども、ここのこところは非常にその地域とのこれまでの関係も含めます。これまでの技術の体系というのはいろんなものがあるわけでありまして、そういつた意味では地域ぐるみで取組がなかなか今やりづらいといつた意味では、従来の高度経済成長期は農村から、これまでの技術の体系といつた意味ではいろいろなものが採用されてきました。それで、これまである意味ではリードをしてきた有機農家もこういつた支援の対象になるような考え方といいますか、そういうことが運用の段階で盛り込むことができるだらうかと、こんなふうに思つています。

私は、現地を聞いて大変痛感をするのは、やはり今回の措置は措置としていろんな彈力的な運用等々あつたにしても、これから日本の農業はどうなるんだろうかと、先行き希望が持てるのかどうかという、ここに対する非常に不安が強いと思つております。やはり、この不安を払拭するためには、一時間の関係であれもこれもちょっと申し述べら定の、もう一回、日本の農業とは一体何かといふべきで、こういつた議論が本当に必要なのではないのかなというふうに思つております。

時間が関係であるといふ申しつべられないでせんけれども、基本的に私は今日強調させていただきたくと思っておりますのは、やはり農業が生命産業であるという、まあ工場の論理ではなく、なかなか仕切れない不条理な、不合理な命といふことを扱つてゐる、あるいは農村の生産と生活が一体になつてゐる、こういったものをやはり大事にしているふうに思つております。

それから、環境関係でござりますけれども、やがていつた意味では、ある程度の大規模化志向のを扱つてゐる、あるいは農村の生産と生活が一體になつてゐる、こういったものでは小規模も大事にしながら農業といふことは日本ではなかなか難しい、特に国際競争力を得るといふのはほとんど不可能に近いのではないかというふうに思ひます。そういうふうに思つた意味では、日本の特徴を生かした農業というものが追求すべきではないのかなというふうに思つております。

そういうふうに思つておられますけれども、やはりアメリカ型の大規模、単作の農業というのは日本ではなく、なかなか難しい、特に国際競争力を得るといふのはほとんど不可能に近いのではないかというふうに思ひます。そういうふうに思つた意味では、日本の特徴を生かした農業というものが追求すべきではないのかなというふうに思つております。

それから、環境関係でござりますけれども、やはり今の非常に課題と思ひますのは、これから日本の農業の環境に優しい、安全、安心、これをどうしていくというふうに引つ張り上げていくのかと、環境にも配慮した優しい農業ということになつてくるのではないかなどいうふうに思つております。こういつた農業を、やはり専業農家、兼業農家あるいは自給的農家、定年帰農、そういうことが大事なのではないのかなというふうに思つております。

それから、環境関係でござりますけれども、やはり今の非常に課題と思ひますのは、これから日本の農業の環境に優しい、安全、安心、これをどうしていく必要があるのではないかなどいうふうに思つておりますけれども、残念ながら有機農業といふものはなかなか今現実には認知をされていない状況になつてゐるわけでございます。全体

思います。

それから、担い手の関係でございますけれども、やはりこれから人口減少の時代、あるいは資源の豊かさは一体何かということが問われる時代になつてきていると思うわけでありまして、そろんの都市政策、生きにくさというものが募つてきているわけでありますけれども、そういう中でその農村の良さ、あるいは住みやすい農村をつくっていく、そういう都会から農村に対する人口の還流というものが必要なのではないかとうふうに思つております。

そういう意味でも、どんどん高齢化が進む、あるいは荒廃が進んでくるわけでありまして、たしかに担い手といふものがなかなか確保が難しくなった新規参入、そういう手もできるだけ手厚く残す。新しくそういう担い手もできるだけ手厚く残す。新たな措置というのがむしろ必要なんではないのかなというふうに思つております。

それから、ここのこところが非常に大事だというふうに思つておりますけれども、やはりアメリカ型の大規模、単作の農業というのは日本ではなく、なかなか難しい、特に国際競争力を得るといふのはほとんど不可能に近いのではないかというふうに思ひます。そういうふうに思つた意味では、日本の特徴を生かした農業というものが追求すべきではないのかなというふうに思つております。

そういうふうに思つておられますけれども、やはり今の非常に課題と思ひますのは、これからいつた所得政策も含めて、あるいは環境保全対策も含めて、地域全体を見ての地域社会政策、そういうふうに思つておられますけれども、やはりこのままでは、経済合理性をより追求すると同時に、非経済的な価値、多面的機能を含めて、こういつたもの

としては非常に、環境に優しい農業、環境保全型農業、これが大事だというふうに思いますけれども、これを、全体を含めてやはり一つの基本的な法律の中で、生産から表示、流通、いろんな形でのトータルの基本法的なものが必要なのではないのかなというふうに思っております。

現状は、有機農業あり、GAPがあり、持続農業、エコファーマーがあり、IPMがありと非常に概念が混乱をしている、分かりにくい。そういうこともございますし、基本的にJAS法の中に有機農業も位置付けられているということをございまして、言ってみれば表示の世界に限定をされているということでありまして、むしろこれから日本の農業の在り方の中にきつちり位置付けて法的な対策も講じていくことが必要ではないのかなということに向けて、取りあえず今必要とされる対応ということで最後にまとめさせていたいと思います。

だいたいと思いますけれども、やはり基本的にまず多様な担い手あるいは地域にふさわしい適地適作を基にした、やはりそういう地域農業計画、これの策定を是非強力に進めただきたいと思います。補助金をもらいうための集落営農とか認定農業者と、そういうことではなくて、あくまで地域営農をどうしていくのか、地域農業をどうしていくのか、ここに本当に集落ぐるみあるいは消費者も含めて地域営農をどうしていくのかという、そこの岩盤をきつちりやった上で必要な担い手が支援を受けていくと、こういうのが筋道ではないのかなというふうに思います。

それから二番目に、やはり要件がいろいろあるわけですが、北から南まで、あるいは多様な日本の自然条件というと、本当に盆地一つ隔てると相当状況が違うわけのございまして、そういう意味では極力可能な範囲で弾力的な措置をお願いをしたいというふうに思います。ある意味では、その地域事情を優先をした形で支払がなされればというふうに思っております。

それから三番目でありますけれども、やはりこの農業の在り方といいますか展望といいますか、やはりこれを早く協議をしてほしいとのかなというふうに思っております。いろんな食と農の再生プランなり、今回の新農政プラン等々出ておりますけれども、まだもう一つ、農家の実感として、これからの農村をどういうふうに持っていくのか、自分たちとのかかわり合いというのが非常にまだ希薄な部分が非常に多いのではないかなどいうふうに思います。やはり今回の扱い手問題、これだけ議論になつていてるわけですから、そういう手がどうやって地域を守っていくのか、そういうことが十分納得できるような、そういう計画、ビジョン、そういうたものを早急に作つていくことが重要ではないのかなというふうに思います。

以上です。

○委員長(岩城光英君) ありがとうございます。  
参考人(村田武君) 愛媛大学農学部おります  
村田でございます。

次に、村田参考人にお願いいたします。村田参考人(村田武君) 愛媛大学農学部におります  
本日は参考人陳述の機会を与えていただきまして、ありがとうございます。お手元に本日用の陳述メモを配付していただいていますので、ほかこれまでの集落営農をともかくも組織しようではないかということで、農業改良普及センターの普及指導員や農協の営農指導員が連携して集落座談会に力を入れるといった状況にあります。私ども農協営農指導員研修会等に講演で引っ張り出されますけれども、愛媛県のように、裸麦では一千七百ヘクタールという全国一の産地なんですが、しかし全体として水田農業での認定農業者の形成が非常に弱い中では、これは集落農をいかざるを得ません。当然、そうなれば、営農指導員や改良普及員に対してもしっかりと理解しておられます。

計画の見直しの域を超えた大掛かりな農政改革として策定され、その実質的な目標が、国境措置による過度に依存しない政策体系への移行と望ましい農業構造への構造改革、そして食料自給率の向上にあるとされているものと理解しております。

それを推進する中軸的な施策としての経営所得安定対策等大綱における品目横断的経営安定対策

の提示は、低い国境措置の下で、構造改革と自給率の向上を同時に達成するという原理的に困難な課題を実現せんとするものでありますけれども、構造改革を実現してこそ自給率の向上が達成されるという政策的な論理構成を取つてゐるため、直接支払それ自身に農業構造の改革を期待するという意味での日本型になつてゐると理解いたします。

以下では、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律案を中心に意見を申し上げたいと思います。

メモをめくつていただきまして、二ページ目に参りますが、第一に、対象農業者の限定ではなく、基本的な価格・所得政策はすべての生産者、販売者を対象にすべきだということであります。法律第一条及び第二条二項で規定されている対象農業者の限定は、農業就業者の高齢化の中で水田普通作の認定農業者の形成が弱く、米生産調整にもブロックロークションなど集団転作での対応を余儀なくされているような地域では大きな戸惑いと混乱を引き起きております。

認定農業者を育成しようにもいかんともし難い地域では、要件が緩められた集落営農をともかくも組織しようではないかということで、農業改良普及センターの普及指導員や農協の営農指導員が連携して集落座談会に力を入れるといった状況にあります。私ども農協営農指導員研修会等に講演で引っ張り出されますけれども、愛媛県のように、裸麦では一千七百ヘクタールという全国一の農業構造への構造改革、そして食料自給率の向上における品目横断的経営安定対策を説明し、あなたたちは集落営農を組織しないと、後になつて対象

になりますかねませんよといったような、半ば脅迫的な言辞を弄するといったことになつておるわけであります。

それから、まだもう一つ、農家の実感として、これからの農村をどういうふうに思ひます。いろんな食と農の再生プランなり、あの東ドイツ、東欧諸国との農業集団化が大きなか抵抗と農業生産力の停滞を招いた歴史は御承知のとおりであります。私は、言わばこのような強行的な集落営農の組織化と言いたいわけであります。これが戦後の、私、東欧社会主義農業を研究した経緯を持つているんですけども、かつて一九五〇年代から六〇年代の旧東ドイツを含め東欧諸国における事実上の強制的な農業集団化をほうふつさせますね。あの東ドイツ、東欧諸国との農業集団化が大きく政治が迫る集落営農が日本農業の足腰を強くさせ、農村社会の安定、定住条件の確保につながるとは到底思えないということを強調しておき

たいと思います。

二番目に、食料自給率の向上と対象農産物及びゲタ対策、ナラシ対策の矛盾の問題であります。

法案第一条において、対象農産物の選択が、第一項では「国民に対する熱量の供給を図る上で特に重要なものの」とされながら、結局のところはWTO農業協定における国内支持の削減対象、つまり黄政策の緑化を主眼とするものになつております。我が国は国内支持削減約束目標を既に大幅超過達成しておりますにもかかわらずであります。そこに数字を並べましたけれども、メモの三ページの四行目であります、二〇〇一年には七千三百億円にまで減らしております。これは三兆一千四百億円余り国際約束では余裕を抱えておるわけであります。

AMSの削減を主眼にするからこそ、経営安定

対策の直接支払を第一条の第一の交付金、いわゆるゲタ対策が導き出されることになりました。このゲタ対策を緑化するためには、過去の作付面積に対する交付金のウエートを高めざるを得ないと。もし交付金の七割を過去面積に支払うという設計をすれば、どういう事態を迎えるかと。小麦過去面積二十ヘクタールの認定農業者が、平成十九年に小麦を作付けせず野菜など対策対象外作物を受けたとしても五百六十二万八千円の交付を受け続けることができます。これでは食料自給率が向上しないだけでなく、モラルハザードを引き起こしかねないわけであります。

さらに、AMSの削減を主眼にしたことが、同じく第一条の第二の交付金、ナラシ対策にも、これをおわゆる収入変動影響緩和措置として、ナラシ対策にとどめました。私の知る福岡県など北九州米麦二毛作地帯の認定農業者は、異口同音に、米に対するナラシ対策が米価の趨勢的下落の下ではセーフティーネット機能を持ち得ないことに大きな失望の声を上げ、経営の不安定性がますます強まざるを得ないことに危機感を強めています。なるほど、西日本の大都市近郊の稻作大規模経営の中には、米を農

協に、既に一万二千円まで下がつておる米価で、

これで出荷するのではなくて、言わば自家精米を、〇〇家のお米という自家精米、袋詰めで何とか十キロ四千円で頬の見える近隣消費者に販売す

ることで米価下落をしのいでいる経営も少なくあります。

そこで、提案であります。

第一に、米に対するナラシ対策を固定型の基準価格に基づく不足払い化であります。法案第四条に、ナラシ対策に水田農業についてのセーフティーネット機能を持たせるということであります。

というのも、品目横断的経営安定対策は、米に生産条件格差是正を目的とするゲタ対策を導入して、それが米の経営安定対策の第一の交付金になります。この事態は想定されていないと考えられます。このレジュメの末尾に、米にゲタ対策が導入される場合を計算しております。関税、現在の三百四十一円が二百十二円二十銭になればゲタ対策の導入の条件ができるわけではありませんけれども、しかし問題は、米のゲタ対策交付金と生産者価格の合計が米生産費をカバーする事態というのは、

関税と低自給率を米に想定するならばあり得るん

ですけれども、それは食料自給率の向上が重要な

助成、過剰米対策についてであります。

米の生産調整は国のプログラムとして継続すべ

きであります。

その根拠は、第一に、二次関税を払つて自由に輸入され得る輸入米価格が生産調整廃止時の国産米需給均衡価格を上回つている限り、国産米の生産調整による市場価格維持の意義と有効性があります。

第二に、日本の水田を食用米以外の作目に利用複合化する必要性は、今後増えることはあっても減ることはありません。そのための政策として

も、水田他作目への誘導措置と組み合わせた生産調整が有効であります。

第三に、国の生産調整プログラムとリンクした

直接支払として、上の不足払いについて青政策の

ポジションを維持し得るわけであります。

総平均でいきますと一万七千円台になりますが、そこまで予算との関係から見ても無理かとする

ならば、四、五ヘクタール層、この一万四千円でどうであろうかと。

これを基準価格として、全国平均指標価格マイナス平均流通コスト、つまり、生産者手取り額がこの基準価格を下回つたらその差額に、全産地銘柄について同一額の補てんをすると。平均流通コストは一俵当たり恐らく二千円から二千五百円でありますので、もし全国平均指標価格が一万六千円辺りを下回れば、一万六千円から一万六千五百円を下回ればこの対策の導入ということになろうと考えておるわけであります。これによつて、この基準価格を下回つたらその差額について全産地銘柄について同一額の補てんという方式であります。このレジュメの末尾に、米にゲタ対策が導入される場合を計算しております。関税、現在の三百四十一円が二百十二円二十銭になればゲタ対策の導入の条件ができるわけではありませんけれども、しかし問題は、米のゲタ対策交付金と生産者価格の合計が米生産費をカバーする事態というのは、

関税と低自給率を米に想定するならばあり得るん

ですけれども、それは食料自給率の向上が重要な

助成、過剰米対策についてであります。

米の生産調整は国のプログラムとして継続すべ

きであります。

その根拠は、第一に、二次関税を払つて自由に輸入され得る輸入米価格が生産調整廃止時の国産米需給均衡価格を上回つている限り、国産米の生産調整による市場価格維持の意義と有効性があります。

第二に、日本の水田を食用米以外の作目に利用複合化する必要性は、今後増えることはあっても減ることはありません。そのための政策として

も、水田他作目への誘導措置と組み合わせた生産調整が有効であります。

第三に、国の生産調整プログラムとリンクした

直接支払として、上の不足払いについて青政策の

ポジションを維持し得るわけであります。

次に、現在の集荷円滑化対策を、豊作以外の要因による過剰米にも発動できる過剰米対策に拡充

し、その処理費用を一万円、これは米の全国平均物貲費であります。あるいは最低でも七千五百円に引き上げて、実効性を確保していかがか

と。

次に、麦、大豆についてであります。これは、水田重要品目の例として取り上げますが、第一に、基本的に品目に対する支払で生産費を力

バーカーし得る仕組みとしてはいかがあろうかと。

時間がございませんので、その数字ははしょらせています。

もう一つは、水田利用複合化助成として、引き続き麦、大豆、飼料作を水田以外の戦略的作物と位置付けて、十アール当たり稻作所得約六万円の格差補正のために水田利用複合化助成を行なうと。

小麦、大豆では、上の品目ごと水準による直接支払とした場合、助成額は十アール当たり小麦四万五千円、大豆三万五千円程度となります。ホールクロップサイレージ米を含む飼料作にも直接支払を行うべきであります。重要なのは、これらは「国民に対する熱量の供給を図る上で特に重要なもの」であつて、食料自給率向上交付金的性格を強めるべきだという視点に基づく助成であります。

以上で陳述を終わります。

○委員長(岩城光英君) ありがとうございました。

以上で参考人からの意見の聴取は終わりました。

これより参考人に対する質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○岸信夫君 自民党の岸信夫でございます。

本日は、参考人の皆様におかれましては、大変貴重な御意見を賜りました。本当にありがとうございます。

私たち参議院の農林水産委員会でも、この法案についてしっかりと時間を掛けまして、今審議を

しておるところでございます。今まで参考人の方々に御意見を伺つたり、あるいは地方公聴会に出て、地方の現場の方の御意見を伺つたりしてまいりました。先日も、この月曜、火曜で、北海道旭川に行つてまいりました。大変大規模な農業をされているところでございます。そこで、公聴会また水田を中心とした大規模農家の方々にもいろいろな話を伺つたわけでございます。

我々、北海道に参りますと、いつも非常に、空の上から見ますと広大な大地で、広い農地を見ることができるわけです。そういうところを見ますと、非常に生産条件の整つたところで非常に強い農業が行われているんではないかと、こういうふうにイメージとして考えるわけでございますけれども、実際に現地の方のお話を伺いますと、決してそんなに楽なことではないということでございます。

特に、近年の米価下落の傾向が続いております中で、その水田を中心とした主業農家の方が多いと、こういうのも非常にその要因になつてゐるんだと思うんですけれども、その中で、今日のお話にもございましたけれども、品目横断経営安定期策の中の面積要件の部分なんですけれども、これを絞ると經營意欲をなくする農家が出てきてしまふ、今日の御議論にもあつたと思います。

私自身は、いわゆる土地利用型の農業について、ある程度の規模の担い手に施策を集中していくと、それで強い農業をつくっていくという方向性としては正しいんではないかというふうには理解しているわけでございますけれども、一方で、じゃ、どこの規模を切るのか。今回の場合は、四ヘクタールあるいは北海道でしたら十ヘクタールというのがあるわけですけれども、それがいいのか。あるいは、いろいろな御意見の中で、その規模だけではなくて、例えば売上げとかほかの要素を取り入れて、その中でしつかり取り組んでおられる農家に対してもこの対象にすべきである、こういうような御意見も伺つたわけであります。

非常に難しい問題ではあると思うんですけれども、弾力的に運用すべきであるというような御意見もあつたわけですから、この件について、見えもあつたわけですけれども、この件について、すなわち、要是担い手集中、のことと自体への御批判もあると思うんですが、今回の法案ということがどうか、あるいはほかの要件も入れるべきかどうかということについて、各参考人から御意見をいただけだと思います。

○委員長(岩城光英君) じゃ、川井田参考人から順番にお願いいたします。

○参考人(川井田幸一君) ただいまのお尋ねの件についてでございますが、いわゆる規模だけでこいつた担い手というものの位置付けでよいのか

といふお尋ねですね。このことについては、私ども四ヘクタールといふ、北海道以外の地域ではかなり厳しいんじゃないだと思うんですけれども、その中で、今日のお話にございましたけれども、品目横断経営安定期策の中の面積要件の部分なんですけれども、これを絞ると經營意欲をなくする農家が出てきてしまふ、今日の御議論にもあつたと思います。

私自身は、いわゆる土地利用型の農業について、ある程度の規模の担い手に施策を集中していくことと、それで強い農業をつくっていくというのは方向性としては正しいんではないかというふうには理解しているわけでございますけれども、一方で、じゃ、どこの規模を切るのか。今回の場合は、四ヘクタールあるいは北海道でしたら十ヘクタールというのがあるわけですけれども、それがいいのか。あるいは、いろいろな御意見の中で、その規模だけではなくて、例えば売上げとかほかの要素を取り入れて、その中でしつかり取り組んでおられる農家に対してもこの対象にすべきである、こういうような御意見も伺つたわけであります。

○参考人(梶井功君) 私、先ほど申し上げましたように、一定規模階層で切ることそれ自体クリアしなければならないだろうと思ひますし、そういう集落を決めていく、あるいは法人化されれた農業を認定していくという中では若干の時間が必要かというふうに考えております。

以上です。

農あるいはJAの部会等に加入することによって、この四ヘクタールといふ面積のところはクリアしなければならないだろうと思ひますし、そういう集落を決めていく、あるいは法人化されれた農業を認定していくという中では若干の時間が必要かというふうに考えております。

JAグループとしては、やはりこういった集落営農あるいはJAの部会等に加入することによって、この四ヘクタールといふ面積のところはクリアしなければならないだろうと思ひますし、そういう集落を決めていく、あるいは法人化されれた農業を認定していくという中では若干の時間が必要かというふうに考えております。

○参考人(萬谷栄一君) 私は、先ほど申し上げましたように、基本的には財源が限られているということで、特定、絞らざるを得ないのかなどいうふうな感じは持つておるわけでございますけれど、ただ、面積要件で一律に切るということは大変やはり余りにも差し障りが大き過ぎるかなという感じがしております。

以上です。

そういう意味では、先ほどお話をいたしましたように、やはり地域全体でどういうふうにその地域の農業を守つていくのかという、そういった中で、特定の担い手がどれだけの面積を集積をしておけるのか、あるいは兼業農家がどこまでやつていけるのか、あるいは兼業農家がどこまでやつていけるのか、むしろそういう地域の話合いの中でも弹力的に決めていくはどうなのかなというこ

とありますと、そういう意味では、全国一律の要件ではなくて、あくまで地域の話合い

で集積をする方にある程度、厚めにしていくという

金額積ませるわけですね。拠出させるわけですね。そういうことをやるということが前提になつておるわけですね。それではもう構造改善の加速

たよう、恐らく一・五ヘクタール経営規模で、ハウストマト五十アール、水稻一ヘクタール、裏作麦

一ヘクタールといつた経営であるならばこれはクリアできるわけありますけれども、所得確保の場合の特例で救えるわけありますと、問題は第

二種兼業農家なんですね。

その下にありますように、助成対象外農家、第

二種兼業農家、これは生産調整からの離脱なり農地貸しはがしなりプロックローテーションからの離脱で、福岡県の減反四割ですから、四割減反の

中での転作放棄が第一種兼業農家層から動き出しますと、もうにちもさつちもいかないという困難が現場の中であるわけあります。現実に一定の要件緩和もしながら、販売額や集落によつて農地規模の差に基づいて特例措置も導入していますけれども、現場では、これは残念ながら、麦作、大豆作、一〇〇%ゲタで対象にするなんということは困難だということで危機感が強まつているということだと思います。

○岸信夫君 ありがとうございます。

確かに、非常に日本全国でそれぞれ様々な形で行われている中で、画一的な規模要件というものを付けるということに多少やはり無理があるといふことがあるんだと思います。

ただ、こうした施策を取つていく上で何かの基準を作らなければいけないということなんだと思いますが、それを、

要件に達しないところをカバーすべき集落営農でござりますけれども、この点について薦谷参考人にお伺いしたいと思います。

今回、農地の集積を進めるためのツールとしての集落営農組織をまた担い手の対象にしていく、

こういうことなんですねけれども、地方を考えみてますと、近年非常に、いわゆる地域の力というも

の自体が非常に弱まってきておると思うんです。

その中で、なかなか集落営農を組織自体を組むことが難しい。これは、非常に人間的な部分も含め

て、そういう事態、いうのも起つているんじやないかというふうに思うわけですけれども。

先ほども御意見の中でもございましたけれども、集落営農、一つは単独での担い手、それから

集落営農、また場合によつては、そこにも乗つてこないという方が出てくると。できる限りそういう形ですくい上げていくといふのが本来の目的と

いうか方向性だと思つうんですけれども、現実として、この施策が果たして地域にとつて地域の連携を強めることになるのか、あるいはそれとも、

かえつてこれがゆえにばらばらになつてしまふ可能性があるのか、その点も資料の中には御指摘さ

れていたと思うんですけれども、少し詳しくお伺いできればと思います。

○岸信夫君 ありがとうございます。

それにも関連してくるんですけれども、地域のことなんですけれども、今回、車の両輪という形

で資源、水、環境保全ということが出てきておる

わけですけれども、この我々の議論の中でもなかなか、いわゆる内容が具体的にまだはつきりしな

い。実際には、非常にある意味大切な部分だと思います。

うんですね。いわゆる農業、いわゆる農業生産だけの側面ではなくて、やはりその地域を守つてい

くと、こういうところから全体の農業を救つてい

くような形に持つていくためにも、この辺りの考え方、どういう形でこの部分を持つていつたらい

いかということについてお話しただければ思います。

○参考人(薦谷栄一君) これ、やはり一つ現実に

実践をしておられる中心になつてているのは有機農

家だと思います。それと、全般的に減農薬、減

化学肥料という、そういう動きも広まつてはきて

いると思うんですけれども、非常に大事なことは、そういう孤軍奮闘してきた有機農家の経験な

り知恵なり、やはりそういったものをできるだけ

一般化していく。確かに、有機農業というのには、レベル、ハードルが高いと思うんですけれども、

そういう方々の知恵、力、経験をかりながら、

いかにその地域全体に広めていくかという、その

環境保全型の中で一つの目標として有機農業とい

うのがあると思うんですけれども、現実的にどう

いう刻み、ステップを組んでいったらしいのか、やはりそのところの具体的な進行表といいます

か、あるいは目標としてこういったところまで行くんだと。

したがつて、最初から有機農業と言つてしまえ

ばなかなか難しいのかもしれないけれども、レ

ベルアップという形で、やはり地域での、取りあ

えず農薬を三分の一に減らしてみるとか、あるいは半分にしていくとか、そういう刻みの仕方にな

るのかなというふうに思つております。

それと、この環境というのが、ともすれば、農

薬、化学肥料の使用量ということにかなり限定を

いう動きの中で、それは、言ってみれば既に日本が今日指している農業構造の改革というものがもう一段階完了した段階での、言ってみれば相当規模の大きな、半ば企業的な、家族経営であっても半ば企業的な経営が生産の大宗を担つてゐる農業構造が成立している下での直接支払なんですよ。

それであるだけに、これが社会的に意味がある、社会的に、一般国民にとつてもこの支払が意味がある、公正だということで、いよいよ、いわゆるグリーンングと言つていますけれども、環境支払型へ、農地の保全が国土の保全につながり、できれば持続型の農業を行つていく、超集約ではなくて粗放型の、持続型の農業を行うということを前提にして、環境支払型になることで国民との折り合いを付けていくことを考えられるわけですね。そういう国際的な動きの中で、我が国は言わばWTOの国際ルールにのつとつて政策転換をしなければならない。しかし、そこは多くの方が主張されているように、東アジアにおける水田、東アジア・モンスーン地帯の水田農業なんだ。この農業構造を欧米型の一定の規模層の企業型の經營が担うという、そういう農業構造で農地、国土保全ができるかといったときに、それは違うだろうということが多いところから主張されていることとのかかわりですね。

岸先生の御質問とのかかわりでいけば、これは残念ながら、日本のあるべき、求める農業構造の展開を、先ほどの梶井先生も主張されていたような、むしろ農村に混乱を起こして定住条件を揺るがしてしまった危険性の方が高いということから、御質問とのかかわりでいえば、残念ながら強化につながらないよというふうに主張せざるを得ないです。

○岸信夫君 なかなか厳しい御意見でござります。

本当に我が国としてしっかりと自給率も上げていかなければいけない状況の中では、まだ議論す

べき点もあるのかといふにも思つております。ありがとうございます。

今回の品目横断には、例えばてん菜は入りますけれども、御地元のサトウキビは品目別の施策となるわけですね。てん菜が品目の皆さん、非常に零細規模でございますね。その

中で、地域としては非常に厳しい中ですけれども、特に離島も含めて、面積という意味ではなかなか農地集積も難しいような環境だとは思いますが、そこで、地中で、例えばこのところの実績を見たてみますと、面積については、二十年前大体三万六千ヘクタールぐらいあつたのが、ずっと減つてますけれども、減つてますね。单収も非常に下がつてますけれども、減つてますね。单収も非常に下がつてます。

農家戸数も減つておられるということで、一戸当たりの面積というのは余り変わってないんだというふうに思いますが、それでも、そうした中で、今回品目別の面積要件についてですけれども、非常に難しい面もあるんじゃないかというふうには思つております。その中の今回の法改正に対する御評価について伺いたいと思います。

○参考人(川井田幸一君) 評価をとつてお尋ねなんですが、私ども今回のこの改正に当たりまして、鹿児島県で扱い手要件から外れる農家、どういうふうな割合になつておられるんだらうというふうに思つております。また、鹿児島県で扱い手要件から外れる農家、どういうふうな割合になつておられる生産者の割合が非常に高いということです。

○参考人(川井田幸一君) 評価をとつてお尋ねなんですが、私ども今回のこの改正に当たりまして、鹿児島県で扱い手要件から外れる農家、どういうふうな割合になつておられる生産者の割合が非常に高いということです。

本当に我が国としてしっかりと自給率も上げていかなければいけない状況の中では、まだ議論す

う主体的な形は変わらないだらうといふに思つておりますし、このでん粉工場が存在することです。

そこで、JAの部会強化というか、部会に参加をさせていただきまして、その中で作業受託あるいは経営規模を拡大していく、先ほどありましたが、意欲のある農家、担い手をつくり上げていく、これが必要じゃないかといふに考えております。

そこで、JAの部会強化というか、部会に参加をさせていただきまして、その中で作業受託あるいは経営規模を拡大していく、先ほどありましたが、意欲のある農家、担い手をつくり上げていく、これが必要じゃないかといふに考えております。

○委員長(岩城光英君) 時間が参りました。

○岸信夫君 終わります。

○郡司彰君 民主党・新緑風会の郡司と申します。

今日、四人の参考人の方に大変めになるお話を伺いました、これから審議の示唆をいただい

たんではないかなといふに思つております。

限られた時間でございますので、それぞれからお話を伺いたいと思つますけれども、まず川井田参考人にお伺いをしたいと思います。

鹿児島県のJAの会長でいらっしゃいますから、私の方からお話をされるようなことは今更何よ

ういうふうなことなのかもしれませんけれども、お話を伺いたいと思つますけれども、まず川井田参考人にお伺いをしたいと思います。

鹿児島県のJAの会長でいらっしゃいますから、私の方からお話をされるようなことは今更何よ

ういうふうなことなのかもしれませんけれども、お話を伺いたいと思つますけれども、まず川井田参考人にお伺いをしたいと思います。

○参考人(川井田幸一君) 今、でん粉工場の操業率等についてお尋ねをいたいたところでございま

すが、確かにしようちゅうブームといふことがあります。

そういうふうなことで、この原因は、もう一つにしようちゅうブームによるしようちゅうの増産といふことで取られたということが大きな要因であったといふふうに思つてます。

今後、このしようちゅう向けが一つのブームなんか、あるいは本格的なしようちゅうの形なのかどうか、その見極めが必要でございますが、やはり

いうふうなことをかからざりますと、農業と工農業とかその他の経済活動とは一線を画すんだと言わせてきたところにも、そういう手法を取らざるを得ないというような時代になつてきました。その中で、先ほど会長からのお話もありましたけれども、生産者が絞られてくるだろう、あるいは、時によつて島に住めなくなるような可能性も出てくる人たちもいるんではないか、そのようなお話をございましたけれども、この新法が

もたらすことの結果として、一つは勝ち組といいますか負け組といいますか、極めで上がったり、そういうことが多分に懸念をされているわけありますけれども、これは農協、JAのこれまでの理念、皆様方に、ひとつ一緒にやろうじゃないかみんなと一緒に取り組もうじゃないか、万人は一人のために、一人は万人のためにというような標語でも表されてきたところでもありますけれども、こうした理念が崩れるのではないかと思う疑念を抱いている方も多いのではないかと思いませんけれども、会長のお考えをお聞かせいたいと思います。

○参考人(川井田幸一君) ただいま先生お尋ねの件でございますが、確かに今回のこういった政策というか、移行するに当たって、私どもJAグループにも戸惑いはござります。しかし、いわゆる法律でそうした形で移行していくという流れの中では、私どもJAグループあるいは生産者もそれに沿った対応をしていかざるを得ないだろうというふうに考えております。

現在、鹿児島県、畑作地帯が非常に多くございまして、零細規模の農家が多いということ等もあって、特にこの集落管轄という概念は今までなかつたわけでございまして、これをどうつくり上げていくかが今大きな課題になっているところでございます。

そういう中でございますが、私ども農協組織でその役割をしっかりとやっていこうということをございまして、作業受託を中心とした組織づくりをやつていかなければなりませんし、いわゆる集落管轄だけでいいのかという問題もありますが、先ほど申し上げましたJAのそれぞれの専門部会の強化というか、機械化等も含めた共同利用というか、そういうものをしつかりつくり上げて、この移行するいわゆる法律案に沿った形をつくり上げていかなければならないだろうといふふうに考えます。

先ほど岸先生お尋ねのときにも申し上げましたが、そういった意味で、今回この三年間の移行期

間を与えていたいことにつきまして

は、私どもJA関係者というか、非常に有り難い

でありますけれども、これは農協、JAのこれまでの理念、皆様方に、ひとつ一緒にやろうじゃないか

いか、みんなと一緒に取り組もうじゃないか、万人

は一人のために、一人は万人のためにというよ

うな標語でも表されてきたところでもありますけれども、こうした理念が崩れるのではないかと思

う思ひますけれども、会長のお考えをお聞かせいたい

だければと思います。

○参考人(川井田幸一君) ただいま先生お尋ねの件でございますが、確かに今回のこういった政策というか、移行するに当たって、私どもJAグループにも戸惑いはござります。しかし、いわゆる法律でそうした形で移行していくという流れの中では、私どもJAグループあるいは生産者もそれに沿った対応をしていかざるを得ないだろうというふうに考えております。

現在、鹿児島県、畑作地帯が非常に多くございまして、零細規模の農家が多いということ等もあって、特にこの集落管轄という概念は今までなかつたわけでございまして、これをどうつくり上げていくかが今大きな課題になっているところでございます。

そういう中でございますが、私ども農協組織でその役割をしっかりとやっていこうということをございまして、作業受託を中心とした組織づくりをやつていかなければなりませんし、いわゆる集落管轄だけでいいのかという問題もありますが、先ほど申し上げましたJAのそれぞれの専門部会の強化というか、機械化等も含めた共同利用というか、そういうものをしつかりつくり上げて、この移行するいわゆる法律案に沿った形をつくり上げていかなければならないだろうといふふうに考えます。

先ほど岸先生お尋ねのときにも申し上げましたが、そういった意味で、今回この三年間の移行期

間を与えていたいことにつきまして

は、私どもJA関係者というか、非常に有り難い

でありますけれども、これは農協、JAのこれまでの理念、皆様方に、ひとつ一緒にやろうじゃないか

いか、みんなと一緒に取り組もうじゃないか、万人

は一人のために、一人は万人のためにというよ

うな標語でも表されてきたところでもありますけれども、こうした理念が崩れるのではないかと思

う思ひますけれども、会長のお考えをお聞かせいたい

だければと思います。

○参考人(川井田幸一君) ただいま先生お尋ねの件でございますが、確かに今回のこういった政策というか、移行するに当たって、私どもJAグループにも戸惑いはござります。しかし、いわゆる法律でそうした形で移行していくという流れの中では、私どもJAグループあるいは生産者もそれに沿った対応をしていかざるを得ないだろうというふうに考えております。

現在、鹿児島県、畑作地帯が非常に多くございまして、零細規模の農家が多いということ等もあって、特にこの集落管轄という概念は今までなかつたわけでございまして、これをどうつくり上げていくかが今大きな課題になっているところでございます。

そういう中でございますが、私ども農協組織でその役割をしっかりとやっていこうということをございまして、作業受託を中心とした組織づくりをやつていかなければなりませんし、いわゆる集落管轄だけでいいのかという問題もありますが、先ほど申し上げましたJAのそれぞれの専門部会の強化というか、機械化等も含めた共同利用というか、そういうものをしつかりつくり上げて、この移行するいわゆる法律案に沿った形をつくり上げていかなければならないだろうといふふうに考えます。

先ほど岸先生お尋ねのときにも申し上げましたが、そういった意味で、今回この三年間の移行期

間を与えていたいことにつきまして

は、私どもJA関係者というか、非常に有り難い

でありますけれども、これは農協、JAのこれまでの理念、皆様方に、ひとつ一緒にやろうじゃないか

いか、みんなと一緒に取り組もうじゃないか、万人

は一人のために、一人は万人のためにというよ

うな標語でも表されてきたところでもありますけれども、こうした理念が崩れるのではないかと思

う思ひますけれども、会長のお考えをお聞かせいたい

だければと思います。

○参考人(川井田幸一君) ただいま先生お尋ねの件でございますが、確かに今回のこういった政策というか、移行するに当たって、私どもJAグループにも戸惑いはござります。しかし、いわゆる法律でそうした形で移行していくという流れの中では、私どもJAグループあるいは生産者もそれに沿った対応をしていかざるを得ないだろうというふうに考えております。

現在、鹿児島県、畑作地帯が非常に多くございまして、零細規模の農家が多いということ等もあって、特にこの集落管轄という概念は今までなかつたわけでございまして、これをどうつくり上げていくかが今大きな課題になっているところでございます。

そういう中でございますが、私ども農協組織でその役割をしっかりとやっていこうということをございまして、作業受託を中心とした組織づくりをやつていかなければなりませんし、いわゆる集落管轄だけでいいのかという問題もありますが、先ほど申し上げましたJAのそれぞれの専門部会の強化というか、機械化等も含めた共同利用というか、そういうものをしつかりつくり上げて、この移行するいわゆる法律案に沿った形をつくり上げていかなければならないだろうといふふうに考えます。

先ほど岸先生お尋ねのときにも申し上げましたが、そういった意味で、今回この三年間の移行期

間を与えていたいことにつきまして

は、私どもJA関係者というか、非常に有り難い

でありますけれども、これは農協、JAのこれまでの理念、皆様方に、ひとつと一緒にやろうじゃないか

いか、みんなと一緒に取り組もうじゃないか、万人

は一人のために、一人は万人のためにというよ

うな標語でも表されてきたところでもありますけれども、こうした理念が崩れるのではないかと思

う思ひますけれども、会長のお考えをお聞かせいたい

だければと思います。

たのかなというふうに思うんですが、この危うさがどのような影響を地域あるいは農業にもたらすというふうにお考えでしようか。

○参考人(梶井功君) 私、一番問題にしておりましたのは、今のこの数字というのは農業構造動態統計を見れば、各階層ごとにそいつは全部出ています。ですから、どの点を取つて計算しても似たような計算はできるんです。私も三ヘクタール以上というところで切つて計算したことがございますけれども、そんなに違つた結果にはならない。

一番の問題は、私は、この特定階層を切つたときに一体その階層から上でもつてどれだけの農業がカバーされているんだということなんですね、現実に。先ほど言いましたように、都府県で言えばもう七〇%の耕地は三ヘクタール以下の方々が耕作しているわけです。これから本当に日本農業を担つていつてもらわなきやいけないわゆる基幹的農業従事者ですね、農業従事を主たる、してい人のあつて、しかも職業としてやつているという人。この基幹的農業従事者で、しかも六十四歳以下というふうな方々はやはり三ヘクタール以下のところに八〇%いるわけですよ、都府県で言えれば。その人たちの営農意欲というものをなえさせることで本当に日本の農業は維持できるのか、これが一番問題だと思つんですね。そここのところをどう考えているんだろうか、そこが一番僕は気になる点なんです。そういう点での配慮といふものが今度の施策にはないということが一番問題にすべき点なんやなからうかと。

つまり、三ヘクタールにしろ四ヘクタールにしろ、切つたその上で一体どれぐらいの農業生産がカバーされていて、それは今度どれぐらいまでカバーできるような見通しがあるのかということでですね。松岡先生が何か新聞にしゃべつた話で、これでもつて五割ぐらいの面積がカバーされればというような話を何か私、新聞で拝見したんですけどれども、五割ぐらいカバーされればいいというようなことで済むんだろうかですね。ということは、五割以下のところは一体どうなつちゃうんだ

よと。そのところが生産が落ちていく、あるいは耕作放棄地が増えしていくということに思つたら、これは正に自給問題に響くわけです。五割程度のカバー率でいいんだとは思つていらっしゃらないと思うんですけれども、当面は五割ぐらいいなんですかことじや話にならないと、こちう思うんです。

○郡司彰君 あと二つほどお聞かせをいただきたいと思いますが、梶井参考人は、特定農業団体、今回の集落営農に先立つような組織の大分優秀なところでも新法に当てはめてみるとなかなか厳しいのではないかというようなこともお書きになつていらっしゃいますけれども、その点について少しお話をいただきたいのと、それから先生、耕畜連携についても大分述べていらっしゃいますけれども、この二つについて簡単にお話いただけますでしょうか。

○参考人(梶井功君) これは先ほど村田参考人がこの点指摘しておりましたけれども、私は、村田参考人の指摘に賛成なんですね。意見はですね。

今度の特定農業団体なんかについての一番の問題というのは、これは主たる担い手を決めるところをどう考えているんだろうか、そこが一番僕は気になる点なんです。そういう点での配慮といふものが今度の施策にはないということになつていますね。あそこのところはやはり私は一番の問題じやなからうかと。

今度の特定農業団体あるいは集落営農なんかの実態を見ますと、集落の人たちのやれる力というものを極力、あなたは何ができるか、じゃ、いつ、何ができるか、そういう持てる力を集めて対応していくこうと、地域の農業を維持していくこうというものが今度特定農業団体あるいは集落営農なんかが頑張っている姿ですよね。その中では特定の担い手を決めるんだと、担い手はこれですよというのを決めるのはなかなか難しい。

私は、今日お配りしていただきましたあれに、滋賀県の一つの例を示として挙げておりましたでありますけれども、あの中でもつて中心になつてゐるのは、皆さん全部勤めを持った方々です。勤めを持つてゐる方々がその中でもつて自分はいつ何ができるかということを相談しながら皆の力を結集して、しかし、例えば米なら米の生産性という点でいえば滋賀県なんかの平均水準をはるかに上回る高い生産性を上げている。そういうことを可能にしているわけですね。そういう体制を大事にすべきなんじやなからうか。そこへ、おまえのところの特定農業団体はだれが中心的な担い手だと、そこに所得はどうくらい上げさせることが目標なんだと、こんなことを言わせるようでは、これは話にならないんじやなからうかというふうに思つております。

交付金の方のやつは環境の方に関連してですか。失礼しました。  
私の、その点に関しては非常に問題なんです。といいますのは、農業生産やるのは一定のこういう担い手ですよと、認定農業者ですよと、あなた方はもうそれの対象外ですよという形でもつて営農意欲を失わせておいて、それでいて農道なり水路なり、その環境保全も含めて集落でもつて頑張りなさいと。それで、集落の非農家も含めて、そういう団体でやるんだったら交付金出しますよ。そういう形でやつても、私は実効上がらないと思う。というのは、おまえさんはもう農業生産の担い手じゃないんだからという形でそでにしておいで、その人たちが農業施設の維持管理、それに一定程度どれくらい意欲を燃やすことができるでしょう。これはできないと思うんですね。

○郡司彰君 ありがとうございました。  
私も、やはり日本というのは米に何といつても適していると、ポスト米は何だといつたらやつぱり米だと。飼料作物でもいい、セルロースにして、あるいはでん粉質を使ってバイオマスエタノールを作つてもいい、そういうような形をやって水田を維持するのが一番いい、いざとなつたら熱量にもできるというようなことも含めて常々言つてはいるんですが、今、水田というのは、一方で、先ほどからお話をありますように、地域で水の管理やなんかをしなければいけないと

ものがあつて、また優先順位からいうとどのようになるのか、簡潔にお話しいただけますでしょうか。

○参考人(薦谷栄一君) やはり水田農業が基本的には、皆さん全部勤めを持った方々です。勤めをもつてゐる方々がその中でもつて自分はいつ何ができるかということを相談しながら皆の力を結集して、それが一番生産性が高い、あるいはいろいろな文化も守つていただけるということをございます。

そういう意味では、村田参考人からもお話をありましたように、単にお米を通常に作るだけじゃなくて、いろんな形で、ホールクロップサイレージとか飼料用に活用していく、いろんな形で水田を有効活用していくと、これがまず基本的に重要なイメージだらうというふうに思つております。

それともう一つは、やはり日本は森林の大國であるということでありまして、そういう意味では、森と、先ほど耕畜連携というのもあつたわけですけれども、林畜經營も含めて、やはり地域全体として林業、農業こういった視点で地域を考えいく、デザインをしていくことも大変重要であります。これに加えて、やはり地域社会、循環型と、こういったものが基本的なファクターになるのではないかというふうに思つております。

○郡司彰君 ありがとうございました。

私も、やはり日本というのは米に何といつても適していると、ポスト米は何だといつたらやつぱり米だと。飼料作物でもいい、セルロースにして、あるいはでん粉質を使ってバイオマスエタノールを作つてもいい、そういうような形をやって水田を維持するのが一番いい、いざとなつたら熱量にもできるというようなことも含めて常々言つてはいるんですが、今、水田というのは、一方で、先ほどからお話をありますように、地域で水の管理やなんかをしなければいけないと

私は、ちょっとと資料をいただいてびっくりしたんです。けれども、一九九〇年から二〇〇〇年までの十年間に、農家の集落が十四万から十三万五千に、ちょうど五千ぐらい減っていますね。それから、五戸以下の集落というのが大変に増え、十戸以下の集落というのも合わせて七千八百戸以上の集落は激減をしているというような形になつてます。

この政策がもたらす結果で、先ほど川井田会長の方からは、島に住めなくなるような人たちも出でてくるかもしれないんだ、だけど受け入れるんだ

というような話がありましたが、この日本の農業と言われる中の形が今回の施策で、鳴谷参考人の方については評価をするんだと、運用の問題なんだというような話がありましたが、その私は、もしかすると根本的に大変なことになるんじゃないかという危惧を持っておりますが、その辺はいかがございましょうか。

○参考人(鳴谷栄一君) 今の先生の御指摘、大変うなづくところ大でありますけれども、そういう

一つのイメージを議論をしながら取りあえずのステップを刻んでいくしかないのかなという大変現実的な思いであります。

ただ、いろんな彈力的な運用をやって、ぱらぱらということではなくて、やはり十年先、五十年先、やっぱりそういうことをやつて、ぱらぱらと刻んでいくしかないのかなという大変現実的な思いであります。

○郡司彰君 次に、村田参考人にお尋ねをしたいというふうに思いますけれども、大変私どもの頭の中では分かりづらい話もございました。

いわゆるWTOで言っている色ごとの政策といふのが非常に実は一般の人たちからすると分かりづらいんだろうと思うんですね。国境措置、過度に依存をしない農業の関係なんだというような形からいうと、緑とかあるいは黄色の政策までは何

とか國の方でやつてもいいじゃないかというような形になつてくる。しかし、先生のお考への中で私は青でいいじゃないですか。これは多様な農業の共存というような形くらいえば、当然そういうことにも出てきて当たり前なんだというようなことになつてます。

この政策がもたらす結果で、先ほど川井田会長の方からは、島に住めなくなるような人たちも出でてくるかもしれないんだ、だけど受け入れるんだ

というような話がありましたが、この日本

WTOで農業問題なんか課題にすること自体が私はおかしいといつも言つているんですが、それを解してもらいためにはどのような考え方を端的に言えば必要なんだと。だから、私個人からいうと、大限作るということが世界的な飢餓の問題からいえば必要なんだと。だから、私個人からいうと、

私はこれまで、どこの国にも食料の主権があつたって、生命産業であつて、どこでも持続的に最大限作るということが世界的な飢餓の問題からいえば必要なんだと。だから、私個人からいうと、

私はWTOで農業問題なんか課題にすること自体が私はおかしいといつも言つているんですが、それを言つちやおしまいだということになるわけでありますから、それが言えないと。しかし、先ほどのよ

うな議論の中で、青の政策を国民の皆さん方に理解してもらいためにはどのような考え方を端的に示せばよろしいんでしょうか。

○参考人(村田武君) 青の政策というのは、今回

のこの政府のWTO農業交渉日本提案でも青の政

策は堅持と、維持するということを提案をしてお

うなづくところ大でありますけれども、そういう

一つのイメージを議論をしながら取りあえずのステップを刻んでいくしかないのかなという大変現実的な思いであります。

ただ、いろんな彈力的な運用をやって、ぱらぱら

これは、御承知のように、黄色と緑の中間、過渡的な意味で、緑とはいげないけれども、過渡的に緑だという意味での青なわけですけれども、これが日本は堅持すべきだという。このドーハ・ラウンドでも、政府、大変厳しい交渉の中で、中川大臣以下大変苦慮されていると思うんですが、これがどう決着付くかということでまた大変な事態を迎えるとは思うんですけど、それよりも、少なくともこの間のウルグアイ・ラウンドの農業合意、日本約束についても、何でこんなに超過達成しながらこの間にならなんだと、逆に言えますね。

○参考人(鳴谷栄一君) 大変申し訳ありませんが、私はまだ決まっていないということになつてますから、まだ決まりませんが、簡単にお答えいた

内容は、私ども民主党も実は衆議院の段階では対案を出しましたけれども、第二条の一項の「その他の農産物」というものに、例えば都道府県でいいから、分権の視点も入れて、一つぐらいは地域の特産となるようなものを入れてはどうなんだ

というようなことを主張してきてまいりました。

大変時間がなくて恐縮でございます。川井田参考人の方から、そのことに対し簡潔に、そう

だ、いや、そうではないんじやないかとお答えをいただけますでしょうか。

○参考人(川井田幸一君) 大変申し訳ありませんが、もう一回、その他の農産、ちょっと質問の趣旨がよく……

○郡司彰君 済みません。

メリカやEUから指を指されることは一本も、一つもありませんよね。ウルグアイ・ラウンド合意、約束は肅々と超過達成してきてます。アメリカはこの間、一九九六年農業法から二〇〇二年農業法でも、またぞろ不足払いの復活ですね、枠内ではありますけれども、十分約束の範囲内でやれることは農業予算投入しているわけですよね。そういう意味で、国民との関係、国内の消費者との関係からいって、私自身も、WTOそれ自体の自由貿易原則を農業に当てはめることの苦しさといいますか、農業の共存につながるようなシステムではありませんので、何とかWTOの合意を解してもらいためにはどのような考え方を端的に示せばよろしいんでしょうか。

○参考人(川井田幸一君) それには私個人の意見としては賛成です。

○参考人(梶井功君) 私も賛成です。

○参考人(鳴谷栄一君) 賛成します。

○参考人(村田武君) 賛成いたします。

ただ一つだけ。民主党の中で麦、小麦に限定されたのは、裸麦産地としては何とかやつぱり麦類にしてほしいのと、それから菜種も賛成でございりますけれども、これはちょっと論理の立て方として行き過ぎだと。やはり、自給率を上げるということだければと思つています。

○参考人(川井田幸一君) 終わります。

私は、基本的に私、この法案につきましては賛成の立場で質問させていただきますが、ただや

はり配慮しなりやならない事項というものはたくさんあるだろうと。特に、私は中国地方を地盤としておりますので、中国地方の中山間地域、集落當農については本当にこれが維持されていくの

だらうかという本当に危機感を持っています。

そうした中、早速質問をさせていただきますが、先ほどの質問の中にも、これまでの農政を總括するような反省をしつかりした上でこの今回

の新しい法案ななかというような問題提起がございました。

私も、この本委員会で、旧農業基本法以来この農政が展開してきたわけですが、しかし

その意図してきたところと逆の状況となつている

と、つまり生産構造の脆弱化などがあつたわけでございますが、そこでその原因は何かということ

で農林水産省に尋ねたところ、担い手の規模拡大意欲が抑制されたということ、優良農地が出てこ

なかつたということ、また機械化等の進展で兼業農家が土日農業で継続可能になつたということ、また価格政策で一律に幅広い農業者を対象としたということに理由を挙げられまして、だからこそ品目横断的経営安定対策が必要だというような答えであつたんですが、先ほど梶井参考人に対する質問でしたので、今回、萬谷参考人と村田参考人に、まず、いわゆる旧農業基本法以来の農政の反省点というのは、農林水産省の見解を踏まえた上で、それぞれの参考人の御所見を伺えればと思います。

○参考人(萬谷栄一君) 私は、やはり基本法農政で追求してきたものが十分に実現できなかつたというふうにやつぱり理解をしております。ただ、その理解の仕方が、それで必然性が当然あつたというふうに思っています。

既に御承知のとおりでありますけれども、畜産あるいは野菜、果樹については主業的農家が九割前後を占めているわけでありまして、水田、稻作についてだけ主業的農家が三割と。したがつて、その構造改革が遅れている、特に土地利用型については遅れていると、こういう評価のされ方をしているわけでござりますけれども、私は、兼業農家が残る必要性必然性はやつぱりあつたんではないかというふうに理解をしています。

現実に米の価格がどんどん下がつて、先ほどお話をあつたようないろんな制約条件もあるわけでありますけれども、今の兼業農家がいるからこそ水田農業が支えられているという、こういう面が非常に私は強いのではないのかなというふうに思います。むしろ、兼業農家を積極的に評価をする。言つてみれば、価格政策とは別なところで農外収入を得ながら地域を守り、お墓を守り、水田を守っている。こういうのは、逆に言えば日本的な一つの貴重なシステムではないのかと。したがつて、私はこの兼業システムというのをもっと大事にすべきではないのかなというふうに基本的に考えております。

ただし、兼業農家も代が替わるごとにどんどん

面積が縮小していく、あるいは自給的農家にどんどん縮小していくと、そういう傾向があるのではあります。そこで、逆に言えば、兼業農家が今水田農業を支えて、外部からも新規の参入ができるような、ある意味では、いわゆる農地の出し手として、どんどん集積の必要性がやつぱり出てくる。したがつて、そういう意味では、いわゆる農地の出し手として、どちらにやつぱり出てくる。したがつて、逆に言えば、兼業農家が今水田農業を支えて、いる間に、やはり集落農なり法人組織をつくつた意味では、いわゆる農地の出し手として、どちらにやつぱり出てくる。したがつて、私は、兼業農家を排除するのではなくて、兼業農家のいる間にやはりそういう集落農やなんかをうまく活用しながら次へのステップを刻んでいくことが大事ではないのかなと。

そういう意味では、新しい基本法ができた。やはりそういった持続的な農業をいかにつくるかという意味で、正に今回の措置、出し方なり運用はいろいろ問題はあるうかと思うんですけれども、も、大きな方向性としては集落農、特定の扱い手というのには必要になつてくるのではないかと考へております。

○参考人(村田武君) 十分なお答えになるかどうか自信ありませんけれども、旧基本法以来の農政との関係で、私は、とりわけ選択的拡大品目を中心とした大型産地形成と大型流通、これは中央卸売市場制度整備を含めて、ねらいとするところの農家経営についても、自立経営型の今日の借地型経営と一定の、目指したもののは一定の到達点まで来ているんだろうと。東アジア・モンスーン地帯農業の在り方として相当の構造変動も起こしてきていると思うんですが、ここに来てといいままで、これまでの大型産地形成と大型流通、これは中華人民共和国の生産力から、農業構造の到達点が、ここに来て基幹品目のといつか、選択的拡大品目を含む基幹品目の価格の崩壊状態が起つて、これは外圧も含めて、激しくこれまでつ

くり上げてきた構造を転換せざるを得なくなつているということはよく分かるんですね。その転換を、今回の新法のような、言わばそれこそ選択と集中型で農業構造を改革するということに絞り込んで展開をするということについての大変な危惧を抱いています。そういう問題ではなさそだ。今までつくり上げてきたものを、この構造改革が迫られているにしても、どういう構造改革かというと、歐米型の農業構造を展望した政策では展望を切り開けないだろうというのが私の主張であります。

○谷合正明君 続きまして、梶井参考人にお伺いいたしますけれども、今のいろいろな参考人から話がありましたが、ここで集落農につきまして質問させていただきたいと思います。

私は、先ほど中国地方と言いましたけれども、特に西日本を見てきますと、集落農の多くともう少し地域の地縁的なまとまりがあり、そのため、効率的な農業経営を実現するというものが、効率的な農業経営を実現するという手といふのは必要になつてくるのではないかと考へますけれども、今の兼業農家がいるからこそ、もう少し地域の地縁的なまとまりがあり、たりだと、地域環境財でもある集落農地を保全するという何か意識が強いんじゃないかなというふうに思つてゐるわけでございます。こういった集落農、必ずしも経営体でない集落農もあるんじゃないかなと、自然体というふうに呼ぶ学者の方もいますけれども、そういう集落農の自然体としての集落農の在り方というのもあるんじやないかと。

今回の委員会質疑の中で、集落農にいわゆる参加しない人はいてもできない人はいないという説明があるんすけれども、ただ、本当に別途の基準があつたとしても、どこまでこういった方々を守つていけられるのかと。究極的に言いますと、農村を維持していくことというのは本当にできることのか、どういった妙案があるのかといったことをお伺いしたいわけでござります。どうぞよろしくお願いします。

○参考人(梶井功君) 正に西日本のの方の集落農農に、議員おっしゃるような形のやつが随分あると思います。私は、しかし、そういうふうないわゆる自然体と表現されたような集落農でも、個別経営でやつていいよりははるかに高い生産性を上げているんですね。これは事実です、これは事実。自然体と言われるような、そういう経営体と農業であつても、その地域の個別経営よりははるかに生産性は上げているわけです。それは、集落農として一つの水田をまとめて、集落としてまとめて使うということからくるメリットというの是非常に大きいわけですね。

それから、機械の利用なんかについても、個別で使うよりははるかに効率的に使える、コスト安に使える。そういう意味で、経営体と言えないよじやないかと思うんですね。その点が一つ。

そういう点を評価する観点からいえば、今はどう強化していくか、またさらに、そういう地域の農業をどう強化していくか、ここが一番のポイントであつて、そういう点でいえば、今回のあれに

にして農地の利用調整を集落でやるんだという方向を初めて一九七五年の農振法改正でやりました。それが農用地利用増進法に引き継がれたんだけれども、そのときに利用改善団体を作るというので、それを、今日も何か言つていませんが、規約を作るのが条件だったわけですね。その規約に関して、当時の指導方針として、規約といったてそんな難しいことを考えなくともいいよと、集落がみんなやつている決めをそのまま文章化すれば規約になるんすとということを農水省自体が指導していたわけです。私はそれで十分だと思うんですね、ここで規約なんて言つてているのは。そこまではみんなできるんです。だから、そういう形で私は地域を守つていく、これが今は非常に大事なんやなからうか、そう思つております。

○谷合正明君 続きまして、川井田参考人にお伺いいたします。

今、集落営農の話をしてまいりましたけれども、鹿児島県また沖縄ではサトウキビの耕作といふことが面積でも大きいわけでございます。その集落営農、今までの話も基本的には水田地帯を対象にしていたような話だと思つんすけれども、今後、サトウキビの場合は担い手の形態として集落営農はどのようになつていくのか、どういうふうに、どのような姿があるべきなのか、この辺りについて御所見いただきます。

○参考人(川井田幸一君) 今のお尋ねいただきま

した水田との、サトウキビとの絡みといふに思つております。

と申しますのも、まず水田の場合は水系に基づくいわゆる集落が形成されている。これは日本特有のものでござりますが、あわせて畑作の場合は、もうその農家ごとにといふ、いろんな様なものがつくられておりまして、そういったものが今度は逆に団地化されているところが非常に少ないというのがございます。さらには、こういう

畑作地帯というか、機械化がまだ十分でないといふ地域、あるいは農作物ごとにその機械化も違うという面もありますし、そういう面からいきますと、今後のお尋ねのサトウキビ地帯については、やはりハーベスターの受託組織、今これを随時進化させておりますが、これをしっかりとやって生産体制をしっかりと維持するというか、いわゆる集落的体制を持つていく、このような形をJAグループを中心今強力に取り組み始めているという状況でございます。

○谷合正明君 続きまして、鳴谷参考人にお伺いいたします。

本のときも、日本の農業の特質というものをいかに發揮すべきかということが大事だということを言われておりまして、私も全くそのとおりで、日本には安心、安全に敏感な大量な消費者がいる

と、そしてまた消費者と生産者が近い距離にいる

ところでは農的な空間を供給すると同時に、新鮮で

安全な野菜供給、農産物を供給するということはありますけれども、私はその日本農業の一つの先駆モデルといいますか、典型が都市農業ではないのかなというふうに思つてます。

むしろ、海外からの輸入品というものがどんど

ん増える中で、これと差別化をしていくためにも、やはり顔と顔の見える関係、地産地消あるいは都市と農村との関係、言つてみれば生産者と消

費者のコミュニケーション、コミュニケーション、そ

ういったものを重視をしたやり方といふのは、

むしろ全国津々浦々でやれるのではないか、ある

いはそういう方向を求めていく、そういうふうに思つております。

それで、最初に村田参考人の方からお聞きした

ことの間の参考人質疑と、それから地方公聴会と

今日は、四人の参考人の皆さん、本当に参考になれる御意見を伺つてきました。

○紙智子君 日本共産党の紙智子でございます。

今日は、四人の参考人の皆さん、本当に参考になれる御意見を伺つてきました。

○谷合正明君 終わります。

○紙智子君 日本共産党の紙智子でございます。

今日は、四人の参考人の皆さん、本当に参考になれる御意見を伺つてきました。

○谷合正明君 そうしましたら、最後に村田参考

人に、改めまして経営安定対策の品目について、

確認の意味で質問させていただきます。

参考資料の中にも、経営安定対策品目は要再検討ということで書かれておりました。先ほどの質

問の回答でおっしゃられたことがあつたんですけども、まだ時間がありますので、一分あると思

いますので、回答いただけましょうか。

○参考人(村田武君) 本日配付いただいたところ

の資料の最後の辺りの提案のところもまたごらん

いただければ有り難いんですが、基本は、水田農業の総合的な発展を支える作目というふうに理解

する方が食料自給率の引上げにとつても決定的に意味を持つ品目ではないだろうかと理解してお

ります。

したがつて、米は当然食用米に限らず、現在の

产地づくり対策で助成してきた転作作目として

ではなく、非食用米も、これも対象作目に入れるべきだらうし、麦、大豆それから是非期待するの

は菜種であり、先ほど言いましたホールクロップ

サイレージ米ということになります。

○紙智子君 終わります。

○紙智子君 日本共産党の紙智子でございます。

今日は、四人の参考人の皆さん、本当に参考になれる御意見を伺つてきました。

○谷合正明君 そうしましたら、最後に村田参考

人に、改めまして経営安定対策の品目について、

確認の意味で質問させていただきます。

参考資料の中にも、経営安定対策品目は要再検

討ということで書かれておりました。先ほどの質

問の回答でおっしゃられたことがあつたんですけども、まだ時間がありますので、一分あると思

いますので、回答いただけましょうか。

○参考人(村田武君) 本日配付いただいたところ

の資料の最後の辺りの提案のところもまたごらん

いただければ有り難いんですが、基本は、水田農業の総合的な発展を支える作目というふうに理解

する方が食料自給率の引上げにとつても決定的に意味を持つ品目ではないだろうかと理解してお

ります。

したがつて、米は当然食用米に限らず、現在の

产地づくり対策で助成してきた転作作目として

ではなく、非食用米も、これも対象作目に入れる

べきだらうし、麦、大豆それから是非期待するの

は菜種であり、先ほど言いましたホールクロップ

サイレージ米ということになります。

○紙智子君 終わります。

○紙智子君 日本共産党の紙智子でございます。

今日は、四人の参考人の皆さん、本当に参考になれる御意見を伺つてきました。

○谷合正明君 そうしましたら、最後に村田参考

人に、改めまして経営安定対策の品目について、

確認の意味で質問させていただきます。

参考資料の中にも、経営安定対策品目は要再検

討ということで書かれておりました。先ほどの質

問の回答でおっしゃられたことがあつたんですけども、まだ時間がありますので、一分あると思

いますので、回答いただけましょうか。

○参考人(村田武君) 本日配付いただいたところ

の資料の最後の辺りの提案のところもまたごらん

いただければ有り難いんですが、基本は、水田農業の総合的な発展を支える作目というふうに理解

する方が食料自給率の引上げにとつても決定的に意味を持つ品目ではないだろうかと理解してお

ります。

か、機械で集団をつくつてやつたりとか、それぞれやつぱりかみ合ひ形で対応しようということです。努力をしてきたわけで、それをこう無理に枠をはめてやると、そもそもやつてきた努力が瓦解してしまうというか、そういう逆の問題なんかも触れていたといふに思つんで。

今日、私が聞きたいのは、まず一つは、参考人が述べられた中で、食料自給率の向上という問題と、対象農産物及びゲタ対策、ナラシ対策の矛盾ということが言われているんですけども、WTO協定の話も出ましたけど、国内支持の削減対象ということで、生産を刺激するやり方取つちやいけないというようなことになつて、それとのかかわりで、今回やつぱりいろいろこういふふうな形にせざるを得ないということでもあるんですけども、でも結局そつすると、生産の拡大ですか、それから実際の中身としてはセーフティーネットの機能も持ち得ないということなんかも述べられてるんですけども、この関係について、もう少しちょつと分かりやすくとか、説明をしていただけたらと思います。

○参考人(村田武君) 今回私は、対象農業者の限定でなく、基本的な価格、所得政策はすべての生産者、販売者を対象にすべきだということを、その背景として、食料自給率向上という新基本法が掲げている目標との関係で、このゲタ対策、ナラシ対策という今回の品目横断経営安定対策というのはつながらないではないかということを、これはもう当初から、考えてみれば基幹的な、地域で基幹的に担つてくれている認定農業者ということに生産者を限定してしまつわけですから、対象を。

あと中小、これは、転作を含めて麦、大豆は何とか今日の生産量まで引き上げてきている中で、対象を限定してしまうことによつて、当然のことながら第二種兼業農家を中心とした農家は、これは転作放棄、もう売れる米作り。その売れる米作りといつても、農協に出荷するのではなくて自家精米で近隣で何とか売ると。

御承知のように、西日本の農協の米の集荷率は、もう四割を切つてゐるところが幾らでも出でますよ。もう東北の八割、九割とは全く違つて、農家の現状がある中での今回の品目横断政策でありますから、これは私はそんなことを期待するわけでも何でもないんすけれども、言わば零細農家型は幕藩期における逃散型の対応をせざるを得ないと、逃げ出してしまう。自己保存のために逃げ出さざるを得ないという、こういう対策で農家型は幕藩期における逃散型の対応をせざるを得ないと、逃げ出してしまう。自己保存のためにはよろしくないだらうというが、私は最初から得ないと、逃げ出してしまう。自己保存のために逃げ出さざるを得ないという、言わば構造改革の進んだヨーロッパでも、構造改革が進めば農家型は幕藩期における逃散型の対応をせざるを得ないと、逃げ出してしまう。自己保存のために逃げ出さざるを得ないんすよ。

そもそも、今、構造を何とか改革しながら食料自給率も上げなければならないという難しい課題を負つてゐるときに、農政がこれほどぎくしゃくしたといいますか、言わば農家はみな経済合理主義で動いてくれるなんということを期待するような政策ではなくて、もっと懐の深い政策を開けておりますけれども、そんなに一挙に減らせるものではないし、まあ時間を掛けざるを得ないと。

この間、デカップリングをやつてきてますけれども、中小農家の減少が物すごく進んでいつていませんですね。それで、特に農山村から過疎地域での活力が落ちていくのですから、いわゆる従来型の価格支払や直接支払で農業政策とみなされるんではありません。それから、地域政策というところに大きくシフトしながら農村、過疎地域を維持するためには力を入れざるを得なくなりますよ。

現実に私、驚いていますのは、EUがまた昨年から、初めて生乳の、牛乳の不足払いを始めたんですね。これは北海道の今の酪農の状況等を見たのですよ。どんなん直接支払型に転換をして中小農家が崩れていく中で、一番基本である、ヨーロッパでいう土地利用型農業の基本である酪農経営が

もたなくなつていくために、一キログラムの生乳に対しても三・五五ユーロといいますから五円ほどの、一キロ、ほぼ一リットルに五円ほどの助成金をやはり農家に対して支払わない場合には酪農經營が維持できなくなつてゐるという、言わば構造改革の進んだヨーロッパでも、構造改革が進めば常にやはり対応せざるを得ないんすよ。

そういう状況を私、他の先進国で見ながら、日本が今どういう政策を持っていくべきかと、ういう現実にやはり対応せざるを得ないんすよ。

そういう状況を私、他の先進国で見ながら、日本が今どういう政策を持つていくべきかと、ういう現実にやはり対応せざるを得ないんすよ。

その点で、私はEU農政の研究者でもあるんですけれども、EU農政は農業財政の削減を目指しておりますけれども、そんなに一挙に減らせるものではないし、まあ時間を掛けざるを得ないと。

この間、デカップリングをやつてきてますけれども、カバーし切れませんけれども、例えれば一万四千円には、絶対それ以下の米価が下がったときにはちゃんと補てんをしますよという、この一点がありさえすれば私は構造改革も進むだらうし、自給率を何とかこれ以上落としていかないための農村頑張ろうという、国からの農家に対するアピールにつながると思ってるんですけども。

お答えになつたかどうか、十分確信はありませんけれども。

○紙智子君 先ほども議論になつていて、前回の参考人質疑のときにもやつぱり出されたものでもあつたんですけれども、やつぱりWTOとのかかわりを非常に気にして、国内の言わば生産者にとつては非常に厳しい施策を取つてゐるということを、もうちょっと何とかならないのかという思ひといいますか、これは参考人のときも出でていますよ。

○参考人(村田武君) 紙先生が御指摘のとおり、私も今回の新政策が余りにWTO対応といふんでもうね。それだけのやつぱり収入減にもつながつているということでもあると思うんですけども。

そういう中で、やつぱりこの過剰米処理のやり方ということでは、提案されているような生産調整を国のプログラムとして継続をして、リンクした形の直接支払としての不足払い、青の政策でポジションを維持し得るんだということが言われてるわけですけれども、これについてもちょっと再度説明をいただきたいと思うんです。

○参考人(村田武君) 紙先生が御指摘のとおり、私も今回の新政策が余りにWTO対応といふんでもうね。それだけのやつぱり収入減にもつながつているにもかかわらず、したがつて、次のドーハ・ラウンドが決着してもこれは国内支持の分野はもう政策を変えなければならぬということではなうと判断してはいる中で、このような提案をさせていただいております。

この間の地域農業ビジョン作り、つまり新たな米政策改革の中で現場は頑張つてゐるんですね。そして当然、私は今、福岡県の米麦二毛作地帯をまずイメージしておりますけれども、これらの水田農業の基本は、個々の品目の単収を上げると同時に、農地の、水田の利用率をどうアップするかということが地域農業の基本だらうという

ことが麦作、大豆作の拡大につながっている。つまり、四割減反を前提にした上で地域農業振興を地域でイメージをするわけですよ。その努力は、一つは、今の助成金制度の下で二十ヘクタール経営で四割減反の中では、麦作経営安定資金及び大豆交付金等を積極的に活用するということの中で農地の利用率を高めることにつながりますけど、期間借地型で麦作それから裏作野菜、こういったものを規模拡大をして所得を上げていくという努力が地域的に行われると典型的には福岡県糸島地域をイメージしていただければいいんですけども。

そういう取組をしている中で、当然、米を何か個別に販売してきたけれども、そういう自家精米でやつて四千円というのはもうぎりぎりです。

現実には四千円で売れなくなつてきてます。三千八百円がいいところ。筑後地域になれば、もう

これは業者に売らざるを得ませんから、三千五百円で売れたらもう万々歳であります。そういうことからこの過剩米対策が注目をやはり浴びるわけ

頑張って生産力を上げながら、収量確保も目標しながらの中での作況が一〇〇を上回れば、現行の集荷円滑化対策の中で安くしか売らざるを得ないというのは、これは規模拡大を頑張っている農家については元気が出ませんよね。

したがつて、是非ともその一万四千円を指標価格とするセーフティーネットを張つてほしいといふことと、もう一点は、この過剩米対策をリンクさせて米対策を取るならば、これは減反が崩れないでいけると。

私は、今回の新法のことがどうやつて崩れるかと思えば、第二種兼業農家辺りからの転作離脱が始まつて、とりわけ私、東北もそう思います。

麦、大豆が、これがない単作型の東北はこの政策から離脱して、もうよいよ米単作型が進むといふ中で、転作、現在の米の生産調整を崩しては絶対日本の農業の展望ないと思つんですね。

これをしつかり維持するということからします

と、米についての基本的なセーフティーネットと集荷円滑化対策を拡充ということを確保しておきさえすれば、西日本の稻作農家は転作から離脱をしないで、頑張つて転作をやりながら対応できるだろうと考えております。

○紙智子君　ありがとうございました。

それじゃ、梶井参考人にお聞きしたいと思うんで

す。

先ほど、実は聞きたいと思っていたことを既に

聞かれたというのがありますので、ちょっと梶井

参考人には、この出されている資料の中に書いてある論文の中にあつたんですけれども、ばらまき批判という問題が書いてありましたね。

それで、ともすると、いや農林水産の関係はばらまきじゃ駄目なんだ、そういう批判があるから、今、扱い手をとにかく絞つて、それでやつぱりお金をできるだけ、今厳しい中だから、そういう

うばらまきはやらないという形で絞つてくるとい

うこともあるのかなとうふうに思うんですけど、確かに三兆円ぐらいの農林水産の予算の中

で、じゃ、その中で無駄に使っていいところが

あるのかということになると、私がぱっと考えただけでも、いや本当に必要なんだろうかと思われ

るところがあります。

北海道でいつても、例え山の中でもちゃんと道

路が横にあるのに、こういうループ橋というんで

すか、ぐるっと円を描くような道路が造られて、

途中で予算がなくなつてそのままになつてもうキ

ツネが通つているような状況があつたりとか、農道空港なんかも、最初の発想としては产地のもの

を新鮮にということがあつたんでしようけど、結局これも使われないようになつてしまつたりと

いるわけですから、そんなに優遇されたつてわけでも全然なかつたわけです。

僕は、優遇米価というふうに言われるようになつてくるのは、優遇といつふうになつてくるのは、米過剰の中でもって米価は据置きになつた、それが非常に優遇米価だと、こうなつてはいるんですけども、それだつて、片や生産調整を逆に強制されたわけですね。生産調整強制されれば、作付面積が減るわけですから、当然コストは上がるわけです。上がつたのをカバーし切れないで来て

いるわけですから、そんなに優遇されたつてわけでもない、こつ思つております。

ですから、基本的に言って、ばらまき政策なん

ていつたら、先ほど議員がお挙げになつたそ

う、何か施設投資でもつて妙な施設投資やつた

例、結構ござります。そういうのに関して批判す

べき点はあるということは確かですけれども、中

心になる政策に関して私はばらまき政策なんとい

う言葉は当たらないんじゃないかというふうに思つています。

その点に関連して、今非常に、現在の所得補

てん政策なりなんなりという点でまず第一に考えて

おかなきやいけないのは、やっぱり生産調整とい

うものの政策的位置付けというものもこれは明確

思つていまして、そういう点で、梶井先生がばらまきということについていろいろ、もつとこれ自体も、だれが何をとらえてばらまきというふうに言つているのかなどいうことを解明しなきやいけないというふうに思つんんですけど、その辺のところをちょっとお聞かせいただければと思います。

○参考人(梶井功君)　いや、私、そのばらまき

いうのはどういう意味なんだらうというのを広辞苑で調べたところ、ばらまきという名詞はあります

せんね。ばらまくという動詞があります。ばらまく

くというのは一体何だといつたら、ばらばらまく

と、これは文字どおり、それが①です。②の方

は、金品を惜しみなく多数の人与えることと書

いてある。今までそういう形でもって僕は農家の

方に政府の方から気前よく与えられたことがあります

ますかつて聞いてみたいんですけども、まずは

ますか

ないと思うんですね。

僕は、その一番の、そういうことで一番、政

策、そういうことをおっしゃる方の念頭にあるの

は価格政策だと思つんですね。しかし、価格政策

であつても、これはばらまいているわけじゃない

んですね。一定の農産物に対する対価として与

えている、対価として補償している、これは価格

政策ですから。しかも、その価格政策が、私は、

よく、基本法でもつて所得均衡をうたつて以来、

構造改善が進まないものだから価格でもつて所得

不均衡をカバーしてきたという俗説があります。

これはもう決定的に間違つてゐるんですね。

例えば、生産費と米価との関係というのも、

基本法農政が一番華やかで、米価がうんとウナギ

登りにずっと上がってきたという六〇年代から七〇年代の前半までいけば、これは生産費との関係

でいえば非常にコンスタントなんですね。ほば生

産費用の一・九倍です、その線にびたつと止まつ

ているんです。つまり、コストの、物価の方が上

がついくのに応じて価格は上がつただけの

話であつて、特に優遇されて上がりつただけの

じや全然ないんですね。

それを僕は、生産費並びに所得補償方式とい

う、あの名称が非常に大きな誤解を与えていると

いうことで、いつか全中の皆さんにあの生産費並びに所得補償方式という名前をやめたら僕は勧めたことがあるんですけれども、どうも全中の方々は所得補償というお言葉好きで変えなかつたんですね。そういう従来の価格政策についても、私は、最低限、米を確保するためのもう最も限の価格という性格を持つている。

ちなみに、生産費用の、生産費の一・九倍とい

う価格のラインというのは、戦前、米が自由に売買されていたときの昭和九年から十二年、この間の平均的な米価と、米価と生産費の関係が正にそ

うなっています、一・九倍から二倍。だから、自ら

由市場に取引されればそこに落ち着くよとい

う形に、これは非常に僕は、理論的にはそれ説明付くんですけどね。そんなに、ですから優遇米価

でも全然なかつたわけです。

僕は、優遇米価というふうに言われるようになつてくるのは、優遇といつふうになつてくるのは、米過剰の中でもつて米価は据置きになつた、

それが非常に優遇米価だと、こうなつてはいるんですけども、それだつて、片や生産調整を逆に強制されたわけですね。生産調整強制されれば、作付面積が減るわけですから、当然コストは上がるわけです。上がつたのをカバーし切れないで来て

いるわけですから、そんなに優遇されたつてわけでもない、こつ思つております。

ですから、基本的に言って、ばらまき政策なん

ていつたら、先ほど議員がお挙げになつたそ

う、何か施設投資でもつて妙な施設投資やつた

例、結構ござります。そういうのに関して批判す

べき点はあるということは確かですけれども、中

心になる政策に関して私はばらまき政策なんとい

う言葉は当たらないんじゃないかというふうに思つています。

その点に関連して、今非常に、現在の所得補

てん政策なりなんなりという点でまず第一に考えて

おかなきやいけないのは、やっぱり生産調整とい

うものの政策的位置付けというものもこれは明確

にしておく、はつきりさせる。政策としての位置付けって一体何なんだと、こいつを抜きにして議論をするから話がおかしくなるんじやなかろうかと思うんですね。

価格維持のためのカルテル行為であって、これは生産者団体が当然やるべきものだというふうにお考えになつていらっしゃるようです、政府は。

私は、そこからそもそも間違いが起こっているんじやなかろうかと、こう思つております。

○委員長(岩城光英君) 時間が参つております。

○紙智子君 はい。そうですね。

私は、そこからそもそも間違いが起こっているんじやなかろうかと、こう思つております。

○委員長(岩城光英君) はい。そうですね。

私は、そこからそもそも間違いが起こっているんじやなかろうかと、こう思つております。

○委員長(岩城光英君) もう終わりです。

○紙智子君 ああ、そうですか。じゃ、申し訳な

いです、終わります。

○委員長(岩城光英君) 以上で参考人に対する質疑は終了いたしました。

参考の方々に一言御礼を申し上げます。

参考人の皆様におかれましては、長時間にわたりまして御出席をいただき、なつか貴重な、そして忌憚のない御意見を賜ることができました。委員会を代表しまして厚く御礼を申し上げます。ありがとうございました。(拍手)

午前の審査はこの程度にとどめ、午後一時まで休憩いたします。

午前十一時四十四分休憩

午後一時開会

○委員長(岩城光英君) ただいまから農林水産委員会を開いています。

政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律案外二案の審査のため、本日の委員会に法務大臣官房審議官深山卓也君、財務省主計局次長松元崇君、農林水産省総合食料局長岡島正明君、農林水産省生産局長西川孝一君、農林水産省経営局長井出道雄君及び農林水産省農村

振興局長山田修路君を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございません。

【異議なし】と呼ぶ者あり)

○委員長(岩城光英君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(岩城光英君) 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律案、砂糖の価格調整に関する法律案及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する等の法律案、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律案につきを改正する法律案、以上三案を一括して議題といたします。

去る五日及び六日に行いました委員派遣につきまして、派遣委員の報告を聴取いたします。加治屋義人君。

○加治屋義人君 委員派遣の御報告を申し上げま

す。

岩城光英委員長、常田享詳理事、小川勝也理事、小川敏夫理事、岸信夫委員、野村哲郎委員、松下新平委員、和田ひろ子委員、福本潤一委員、紙智子委員及び私、加治屋義人の十一名は、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律案外二案の審査に資するため北海道に派遣され、去る六日、旭川市におきましていわゆる地方公聴会を開催し、四名の公述人から意見を聴取をした後、質疑を行いました。

公述の要旨について申し上げます。

最初に、北海道農業会議会長の藤野昭治公述人

から、今は、今回の施策には基本的に賛成であるが、本当に担い手を守る長期的な施策となるよう、生産条件格差是正対策における過去実績は農地流動化を阻害する

ことに対し現場で混乱が見られること、食料自給率の向上に資するものとなるよう生産条件格差是正対策における過去実績は農地流動化を阻害する

おそれがあるため、麦、大豆だけではなく、米や野菜などについても別途支援策が必要であるこ

と、価格変動影響緩和対策は想定外の価格下落に

対応できるよう最低価格保証的な機能を持たせる

こと、環境支払は十分な支援水準を確保するとともに、地方負担分を全額地方交付税交付金の対象

とすること等の意見が述べられました。

最後に、農民運動北海道連合会委員長の白石淳

一公述人からは、担い手以外の農業者の営農意欲

が低下し、食料自給率に悪影響をもたらすおそれ

があります。

○委員長(岩城光英君) 以上で派遣委員の報告は終了いたしました。

なお、地方公聴会速記録につきましては、これを本日の会議録の末尾に掲載することといたしま

す。

○委員長(岩城光英君) 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律案外二

と、収入変動影響緩和対策は收入下落に十分対応できる制度とすること、農業委員会など関係機関の負担軽減措置をとること等の意見が述べられました。

次に、北海学園大学経済学部教授・北海道大学名譽教授の太田原高昭公述人からは、所得政策の導入に踏み切ることは高く評価できるが、担い手

要件が土地利用型農業の盛んな北海道であつても要件を満たす経営体は三五%とかなり厳しい、食

料自給率向上の点からも、より多く対象者を確保

するため、担い手要件の特例措置を適正に運用す

ること、農地・水・環境保全対策については、支

援水準が低く、また地方の負担を前提としている

ことから実効性に疑問があること、農家が安心して営農できる制度となるよう現場の動向に注視し、適切な対応を取ること等の意見が述べられました。

次に、全上川農民連盟書記長の高見一典公述人

からは、農業者が減少する中で担い手を限定する

ことに対し現場で混乱が見られること、食料自給率の向上に資するものとなるよう生産条件格差是正対策における過去実績は農地流動化を阻害する

おそれがあるため、麦、大豆だけではなく、米や野菜などについても別途支援策が必要であるこ

と、価格変動影響緩和対策は想定外の価格下落に

対応できるよう最低価格保証的な機能を持たせる

こと、環境支払は十分な支援水準を確保するとともに、地方負担分を全額地方交付税交付金の対象

とすること等の意見が述べられました。

最後に、農民運動北海道連合会委員長の白石淳

一公述人からは、担い手以外の農業者の営農意欲

が低下し、食料自給率に悪影響をもたらすおそれ

があります。

○委員長(岩城光英君) 以上で派遣委員の報告は終了いたしました。

なお、地方公聴会速記録につきましては、これを本日の会議録の末尾に掲載することといたしま

す。

○委員長(岩城光英君) 農業の担い手に対する経

営安定のための交付金の交付に関する法律案外二

これからの公述人の意見に對し、派遣委員より、施設の対象とならない農家は今後どのような經營をとるのか、米価が下落する中で麦や大豆も作れない農家への対応策についてはどう考えるのか、ミニマムアクセス米の輸入は日本のマーケットに影響を与えないとする考え方についてどう思うのか、農地・水・環境保全対策は本来どうあるべきと考えるのか、担い手に準じた支援対象者の拡大についてどう考えるのか、担い手になれない農家は集落農業にも参加せず離農してしまうおそれがないのか、新たな施策によって食料自給率がどのように考えるのか、施策は工程管理と評価にどのように考えるのか、施策は工程管理と評価によつて検証し、必要に応じて見直しを行うことが重要であることなど広範多岐にわたる質疑が行われました。

これらの公述人の意見に對し、派遣委員より、施設の対象とならない農家は今後どのような經營をとるのか、米価が下落する中で麦や大豆も作れない農家への対応策についてはどう考えるのか、ミニマムアクセス米の輸入は日本のマーケットに影響を与えないとする考え方についてどう思うのか、農地・水・環境保全対策は本来どうあるべきと考えるのか、担い手に準じた支援対象者の拡大についてどう考えるのか、担い手になれない農家は集落農業にも参加せず離農してしまうおそれがないのか、新たな施策によって食料自給率がどのように考えるのか、施策は工程管理と評価によつて検証し、必要に応じて見直しを行うことが重要であることなど広範多岐にわたる質疑が行われました。

これらの公述人の意見に對し、派遣委員より、

案につきまして質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○国井正幸君 自由民主党の国井正幸でございます。

この質疑も随分回を重ねてまいりまして、午前中は参考人の質疑等も行わさせていただきました。そういう意味で、今も視察の、あるいは地方公聴会の報告もあつたわけありますけれども、私は残念ながら行けなかつたんであります。でも同じような考え方があるんだなと思って今の委員派遣の報告もちょっと聞いておつたわけでございます。

率直に申し上げて、今回の品目横断的な経営安定対策というものに対する、やつぱり両論、率直のところあると思つているんです。一つは、いや、これで期待できるぞという評価の声というか、頑張つていこうという考え方があるという声があるのも事実でございます。しかし、その一方で、果たしてこれ本当にいいのか、農業をやっている立場からして、今回の品目横断的経営安定対策というものに対する、何が、おれたちのメリットがあるのかあるのかねというのを率直に私どもも地元を含めて聞かれます。ですから、そのときには、国際的ないわゆるWTOの枠組み含めて、從来と同じような政策はなかなか取りにくくなつてきているんだと、ですからそのことについてはまず一つは理解してもらいたいということを私なんかは申し上げて、そういう中でなおかつ、専らその職業で、農業でしつかり生計を立てていこうといふ人がやつぱりそれで暮らしが立たぬということでは困るので、そこをやつぱりしつかり支援しようということでやつてきているという話を率直のところするわけですよ。

しかし、そのときに、じや聞くけれども、この役所から示されている資料ですね、これからも雪だるまも含めてですよ、これ公開されていま

すからね。そういう中で、そういう国際規律との関係でなるというのはまあ分からぬわけではな

いけれども、決して農業者サイドから見て好まし

いことだと思つてゐるわけではないと。それは政

治の判断としてきっと皆さんの判断はそういうのかもしませんなどということで理解してくれるものもあるし、理解をされない人もおりますよ

ね。よしんば理解されたとしても、今、役所が示している部分は、現行ベースですと直接支払のも

ういう形になりますと、今の価格というか、今の支援水準ですね、これをベースにしてこういう

ことですと、四万だ三万だということでこれ出でいるわけなんです。

そうしてみると、この対象者は今まで多くの人が対象になつてきました。今度は対象者は限定されますよ、その対象になるためには条件がありますよ、その条件をクリアしてもらわなくちゃ今度は支援できませんよということになつていて。そして、支援する中身が従来と変わらないというのでは、これはやつぱり率直のところ国民から見ると、だつて、対象者と対象面積とそれといわゆる支援水準、それ掛けていて片つ方が減つてくれれば、単価が同じだつて結局安上がり農政なんぢやないかと、そんなことで本当にいいのかねという疑問が率直のところこれは我々の方にもあるんですね。

これは与党だ野党だという話ではない。やつぱり現場としてそういう意見があるということはこ

れ事実なんですよ。だから、今の北海道においても、賛成をする立場であつてもそういう危惧の念が表されているということでありまして、我々も

党の政調の中でこの法案の採択については賛成をしてきた。

この品目横断的経営安定対策の中身についていえ、一つは、諸外国との生産条件格差是正のための措置。これは、過去の生産実績に基づく支払が今後は継続的、安定的に受けられるようになるわけでありますから、そういう対象者となられた方には、自分のところへいわゆる緑ゲタとしてどのくらいのものが来るかということが事前に分かることでございます。そのことを通じて経営の自由度を高め、規模拡大をするとか新たな作物を導入するとか、そういう経営の戦略が立てられるようになると。

また、黄色ゲタについては当該年の農作物の品

んだ、今度はこういうふうになつたんだから今までよりは良くなるぞと、そういうその対象になつて育てようとしている人、この人

に對して施策を集中して、少なくとも今までより

良くなるぞということを明確にやつぱりこれはメッセージとして發する必要があると思うんです

よ。

具体的には来年の施策ですから、今年のいわゆる予算措置のときには、どこまで金目で積み上げる

ことを含めて、これやんなくちやならない課題だ

というふうに思ひますが、どうも、いやいろんな条件付けられてきた、対象も限定されてきた、し

かしその割に、限定されたがゆえにこういうふうに良くなるんだぞと、そういう思いがなかなか伝わつてこないというんだ。

その辺をひとつ、率直のところこれ出してもらわぬと、やつぱり夢とか希望とかいつたって、良くなる話が出なかつたら夢も希望もなくなつちやうと思うんですよ。その辺について率直のところいかがなものかと思うんです。これは最後には大臣にこれ聞かなくちやならない部分あると思うけれども、局長でもいいんですよ。これは、やつぱり、これ準備したんだから。そのときに、しつかりそいう思いというか、それをちゃんと語れるのかと、そういう部分をちょっと聞かしてもらいたいと思うんだよ。

もちろん、この本対策のみで担い手と言われる人の經營の安定が一〇〇%図られるかということになりますれば、本委員会でも御議論が出ており

ますように、規模拡大をしたり、生産調整の拡大局面において麦や大豆の作付けを増やさざるを得ないというような場合についても、この対策の外

側として、やはり十九年度予算の上で検討をしていかなければならぬと思っておりますし、さら

に、予算だけではなく、金融、公庫資金とかです

ね、税制の面につきましてもこの担い手対策に大きシフトをしていくということで、十九年度予

算編成に当たりまして十分意を用いていきたいと考へていて

おります。

○政府参考人(井出道雄君) お答えいたします。

この品目横断的経営安定対策の中身についていえ、一つは、諸外国との生産条件格差是正のための措置。これは、過去の生産実績に基づく支払が今後は継続的、安定的に受けられるようになるわけでありますから、そういう対象者となられた方には、自分のところへいわゆる緑ゲタとして

ざるを得ないんだなという思いで、一つはこれ対象者の限定というのも万やむを得ない。本当だつたら、全部にできればその方がいいに決まつています。しかし、そういうわけにもいかぬ。だから

あります。しかし、そういうわけにもいかぬ。だから

雪だるまも含めてですよ、これ公開されていま

すからね。そういう中で、そういう国際規律との関係でなるというのはまあ分からぬわけではな

質に応じた支払をいたしますので、これは従来どおりいいものを作ろうと、いいのを作つてくれ

たらたくさん当たるというインセンティブを与え

いるわけでございます。

また、いわゆるナラシと言われるものにつきま

して、何回も申し上げていますが、農業者の負担割合を平均一対二であつたものを一対三にする

ということと、国の負担割合を三分の二から四分の二にかさ上げをいたします。こういった中で、

それでも、何回も申し上げていますが、農業者の負

担割合を平均一対二で、國の負担割合を三分の二から四分の二にかさ上げをいたします。こういった中で、

逆算しての算定になるんだろうというふうに思うんですが、それを超えている、それよりも効率的なわゆる生産体制にある人たちとは、そういう水準でやると自分たちは余計もらえるということになりますから、非常に好ましいことだと、こういうふうに思うわけです。

往往にしてこれまであることは、来年になつたら、また今度それが、いや生産費が下がつたからねということではまた今度その水準を下げてきて、ずうつと馬の鼻先にニンジンぶら下げるような話でいじつてきんでは、そういう期待が期待じゃなくなつてしまふということなんです。だから、やっぱり、ああ、今度はおれたち頑張れるぞといって頑張って、そして多くの所得を手に入れることができるぞといってやつて、そうしたら今度、次の年になつたら、ちょっとあなたもうけ過ぎというか、だから今度下げますねという形でやられたんでは、これはやつぱりかなわぬわけです。それは期待を裏切る形になる。

だから、せめて、未来永劫とは言わないけれども、ある一定期間はここをしつかり固定して、先行きのそろばん勘定がはじけるようなことは今の時点でも約束してもらいたいと思うんだ。予算措置だから毎年だと言われば毎年になるかもしないが、少なくともこうやつて品目横断的経営安定対策とうたつてあるんだから、毎年毎年算定基準を変えるなんということをしないである一定期間はしつかりこれでやる、そういうことを、どうですか、言えますか。

○政府参考人(井出道雄君) ただいま委員からお話をありましたこのゲタの部分の一定期間の固定というお話をございますが、私ども先ほど御説明をいたしましたように、やはり予測可能性といふものを与えることが非常に大切であると考えております。このゲタの水準については一定期間は固定していくないと、こういうふうに考えておりまして、このゲタの水準については十分意を用い、力を入れて支援策を講じてまいりたいということで、随分頑張つてこれもいたしております。

○国井正幸君 是非、これ正に経営安定というこ

となんですから、やっぱりそういうことをしつかり先行きの見通しが立てるようになれやつてもらいたいなど、こう思つていますんで、是非ゲタとナラシと含めてお願ひをしたいと。具体的には、自分たちは余計もらえるということになりますから、非常に好ましいことだと、こういうふうに思つております。

我々としてもまた来年の予算編成に向けてその時点でしつかりやらなくちゃならないと、こう思つてあります。それから、ちょっと話題変えますけど、いわゆる食料・農業・農村基本法を作り、それに基づく基本計画を作り、さらに基本計画の見直しをして、このことで今まで來ていて、やっぱりこの中で食料自給率の向上というのが一番大きな一つの目標になつてゐるわけですね。数値も出していいと、自給率が低いといふ中では是非加算されることなくプラスしていつたらどうなんだという御意見もあって、私もなるほどなと思つて実は聞いておつたのですが、私はやっぱり

今年こういうことで設計してきたから、今年間に合わないとするなら、来年からの部分でですと、なつかな難しいとするならば、是非やっぱり大きな課題として、当面じやこれで出発しますが、全国の農業の実態等をよく精査をして、あるいは農業者の意向等を聞いて、その上で品目についても必要があればやっぱり見直すと、そういう柔軟な考え方というのは、どうなんでしょう、これが、持つことできないんでしようかね。やっぱり、基本計画では食料自給率の向上というのではなくて、これまで米政策との関係から見て、やっぱり大豆も転作作物という側面がある、かつ自給率が低いということもある。だから底を上げるという必要性もある。

そこの中にはわゆる飼料用作物もあるわけであります。特に、稻発酵粗飼料と言われているホールクロップサイレージがあるわけですね。これは連作障害もないし、非常にいい。我が栃木県なんかも酪農では北海道に次いで全国第二位の生産県であり、かつ米の生産も全国第八位で、大体両方とも三十二万トンぐらゐの生産ベースなんではほぼ同じような状況にあつて、私も地元へ帰つて、栃木辺りでこのホールクロップサイレージの耕畜連携のきつちりしたことができなけれども、行つたつてなかなか難しいんだから、やっぱりしつかりやつたらしいということで、随分頑張つてこれやつてきた、定着するようになつてきたんです。

よ。

そういう中で、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用パレイショということにこれなつてはいます。が、先ほども郡司先生の質問の中に、それぞれの地域でこれはというふうなものを、更にこれに限定することなくプラスしていつたらどうなんだといふことなくプラスしていつたらどうなんだという御意見もあって、私もなるほどなと思つて実は聞いておつたのですが、私はやっぱり

今年こういうことで設計してきたから、今年間に合わないとするなら、来年からの部分でですと、なつかな難しいとするならば、是非やっぱり大きな課題として、当面じやこれで出発しますが、全国の農業の実態等をよく精査をして、あるいは農業者の意向等を聞いて、その上で品目についても必要があればやっぱり見直すと、そういう柔軟な考え方というのは、どうなんでしょう、これが、持つことできないんでしようかね。やっぱり、基本計画では食料自給率の向上というのではなくて、これまで米政策との関係から見て、やっぱり大豆も転作作物という側面がある、かつ自給率が低いということもある。だから底を上げるという必要性もある。

したがつて、この品目横断的な経営安定対策の中でも土地利用型作物として特に麦や大豆等が入つてはいる、自給率が低いといふ中で。それで、これまで米政策との関係から見て、やっぱり転作作物という側面があるわけです。麦も大豆も転作作物という側面がある、かつ自給率が低いということもある。だから底を上げるという必要性もある。

そこで、この生産振興を図ることは、もう委員御指摘のとおり、自給率の向上を図る上からも非常に重要なことと認識をしておりますから、従来からも、また今後とも、稻発酵粗飼料の生産拡大がありますとか国産稻わらの飼料用利用の拡大等については十分意を用い、力を入れて支援策を講じていくことと考えております。

品目横断的経営安定対策の対象品目についてでございますが、この法案にもござりますように、対象農産物の要件としまして、「国民に対する熱量の供給を図る上で特に重要なもの」と、また、特にゲタにつきましては諸外国との生産条件の格差が顕在化しているものということになつてござ

います。

そうしますと、この飼料作物について見ますと、飼料作物はもちろん家畜のえさとして摂取されておりますから、最終的には畜産物の形で国民に対しても供給されるわけでございまして、畜産物に対する御意見もあって、私もなるほどなと思つて実は聞いておつたのですが、私はやっぱり

それから、生産条件格差を考えますと、自給飼料の場合は、粗飼料を外国から買つてきた場合と自分で作った場合を比較しますと、案外理解されていないんですが、実は自給飼料を自分で作つた方が生産コストがはるかに安いということになると自分で作った場合を比較しますと、案外理解されておりまして、そういう点からも、現在のこの品目横断の仕組みの中に飼料作物を入れることは現時点ではなかなか難しいと考えております。

ただ、冒頭申し上げましたように、この飼料作物、自給率向上のために非常に大切でございますので、畜産政策の中の重要な柱として今後とも力を入れていきたいと考えております。

○国井正幸君 粗つぱい話ですが、我が国の穀物の需要量が大体およそ四千万トンで、家畜のえさに二千万トンだと、米が一千万トンだと、麦、大豆等で雑穀含めて一千万トンだと。米は一〇〇%自給だから、四分の一といふのは二五%，それに若干の麦や大豆があるといふことで穀物自給率が二八%だと、こういうふうなことになつてはいる。そこで中で、穀物の需要量の半分占める部分はほぼ輸入ですよ、これ、えさとしてはね。だから、そこをやっぱりしつかりやるといふことにもこれは自給率向上に大きく寄与することありますから、粗飼料という側面もあるし濃厚飼料の側面もあるし、いろいろこれ総合的に是非検討してもらつて、この品目の見直しというものについてはやっぱりその都度よく検討をしてもらいたいところは思ひますので、今後の課題ともなると思いまして、受け止めておいていただきたいというふうに思つております。

それから、やっぱりもう一つは、これから

の需要量をどういうふうに見るかというのも大切なことだというふうに思ふんです。

最近、一・二五ショックという、合計特殊出生率ですね、それで一・二五の話題が出ていましたが、そのときに、昨年一年間に生まれた方が百六万余であつて、お亡くなりになつた方が百八万余であります、合計二万一千四百八人我が國の人団が昨年は減つたということで、今年はそれ以上に人口減るであろうと言われているわけですね。そういう中でありますから、頭数も減つてゐるわけであつて、米の消費が伸びるという状況にはなかなかないと率直のところ思うわけでござります。残念な話なんだけれどもね。そうするとやつぱり、今だつて平均転作率三五%からの転作はやつてあるわけであつて、よりそれを増やすざるを得ないかもしない、そういう状況になるわけですね。ですから、転作作物をやつぱりしっかりと作るということは必要なんですね。そういう側面からも、この稻発酵粗飼料等についてはひとつお願ひをしたいということもあるわけですね。

これは、どうなんでしょうかね、産地づくり交付金、今あります、この制度を是非私は維持し

てもらいたいと思ってる一人なんです。それは、前にも申し上げたと思うんですけど、過去実績による支払が今度の中でありますね、過去実績すると、過去のない人というのも存在しちゃうわけですね。前にも私申し上げたと思うんですが、私が田んぼがありますよと、そういうふうに思ふんです。前にも私申し上げたと思うんですが、私の例なんかがそうなんです。田んぼがありますよと、しかしながら転作作物を作るだけの技術もない、時間もない。やれる条件はあるんだけれども、しかしできない、だから水張り管理水田のようになつていて。しかし、そういうことだけしていてもこれもつたないから、この際、地域でもなつておるわけですよ。ところが、みんなな過去実績が存在しない人たちの集まりなんだ。そうすると、過去実績が発生しないわけですよ。しかし、麦を作つたり大豆を作つたり、その他担い手

あるいは集落営農と認定されるような条件はすべてクリアしている、ほかと同じだと、同じ行為をする。しかし、過去実績がないからあんたは駄目よという話では、同じ認定農業者であり同じ担当手でありながら、もつたりもえなかつたりする。どうもこの直接払いの大体七、八割が過去実績だと、こう言つてゐるわけですね。品質、数量の方は二、三割だというんでしよう、ウエートの掛け方として。すると、大宗を成す部分が過去実績がないからといつて外れるようでは、これはやつぱり具合が悪いと。しかし、やつぱりこれ、国際規律との整合性との関係から見ると、ないものはないんだから払えないというのも一方の事実だと思います。

そうすると、結局どういう形でそれをやつていいのか。新規就農者を含めて、意欲を持つてこれからやろうという人が芽が摘まれちゃつて、全然あなたはそのときにエントリーできてなかつたんだからもう駄目だと、努力するとしても何しようがもう駄目ですよと、こういうことはやつぱり我が国農業の振興、食料自給率の向上なんといふのはとても図れない。だから、新たに決意をして頑張るという人はやつぱりそこで対象になつて拾い上げていかなくちゃならない、そうでしょう。だって、今認定農業者になつたって、その人が未来永劫やつてゐるわけじゃないんだから、何年かするとやつぱり人間というのは寿命があつて

す。予算規模をどうするのかということをございますけれども、この詳細につきましては、現在も政府・与党間で歳出歳入一体改革という厳しい議論をされているわけでございますが、いずれにいたしましても、十九年度の予算の概算要求時までにこれは産地づくり交付金について要求をしていくということにしていただきたいということでございます。

○国井正幸君 是非、これなかなか予算厳しい部分があつて、往々にすると、財政当局からすると、今度新たな品目横断的な経営所得安定対策といふ一本の柱が立つたんだからそつちで行けばいいんじゃないのみんな話で、片つ方が切られることがありますから、まあ何とかそこから持つてきてやる。ところが、専業農家などいうのはそこからしかお金入る道というのはないわけですね。道ないわけですよ。だから、集団で持つていて、いや、先進地研修に行こう、いろんなことをしよう。それは非常にいいことなんですよ、やられることはいいことなんですね。しかし、そういうことでどんどんお金だけが行つちやつて家へ帰つてきてみたら自分の財布が薄くて、子弟の教育も生活も大変だと。そういう状況があるわけですから、私はやつぱり、原則やつぱりその構成員にお金ができるだけ多く渡るようにしてもらいたいと。

それで、研修経費とか何かが必要なら構成員から徴収すればいいんだ。そうすれば無駄な研修なんというのはやらなくて済むんですよ。それ、研修なんかばかりやる金というのは、これは格好が

いいというか予算取りやすいかもしない。そんな中でろくでもない研修なんかが行われていたら、やっぱりこれは問題だと私は思つんですよ。

そういう意味からすると、しっかりと個人に渡るようしてもらいたいと思っているんです。

そういう意味で、これ、中山間地直接支払は農村振興局長のところでやつてあるんだと思いますが、そこら辺を明確に僕はしてもらいたいと思うんですね。

○政府参考人(山田修路君) 今、国井委員からお話をありましたとおり、中山間の直接支払の交付金の使途につきましては、おおむね二分の一以上をその地域の共同活動に充てるようについて指導をしております。

これは先生御案内とのおり、担い手が不足しております中山間地域におきましては、農業生産を継続していくためには集落ぐるみのやはり活動が大事だということでこういう指導をしておりますが、ただ、今、先生おっしゃいましたように、その地域の実情によつてかなり異なつているというのが現実でございます。生産される農作物も異なりますし、あるいは生産体制の組織化の状況もそれぞれ異なるということでございまして、地域に支援をしていくよりはあるいは今先生おっしゃいました個々の農家の活動を支援をしております。そういう方が効果的な地域もあるうかと思つてやつたといふふうに考えております。

現実に申しましても確かに半分ぐらいは地域活動として使つているところが協定自体としては多いですけれども、一方で、すべて、全体をその地域で使つてあるといふところも一割ぐらいあれば、個人にすべて分けてあるといふところも、数パーセントですけれども、ございます。これは正に地域によつて決めていただければいいということございます。

先生おっしゃるように、なかなかこういう話が

地元に伝わらないということでおざいますので、

私どもは、原則の考え方と、例外としてこういうことができるんだということは担当者会議等でも

そういう意味からすると、しっかりと個人に渡るようしてもらいたいというふうに考えております。

○国井正幸君 是非このところはうまくやつて、今まで、集落農の集団、口座も作つてももらう

ことができるんだということでおざいます。そこで、こういうふうな話を私も元でした

ときに、中山間地域の直接支払を見直しなつて、今度、集落農の集団、口座も作つてももらう

ことができるんだということでおざいます。そ

ういう、個人に行くんじゃなくて集団で使うよう

から、いやいや、それは私は別の方針をずっと

言つてゐるんでということを申し上げてきたんで

すが。是非、やっぱり地域の実態の中で使えると

いうことにしてもらいたいなというふうに思つて

おりますので。

こつちの、どうなんですか、このいわゆるもろ

もの、農地・水・環境保全向上対策等も、これ

行くわけですね、行くわけでしょう、これ、集

落営農に行くわけでしょう。その基本的な考え方

方というのはどういう形になつてゐるんですか、

これは。

○政府参考人(山田修路君) 農地・水・環境保全

をして十九年度の本格実施に向かつていきたいと

いうふうに考えております。

○国井正幸君 是非このところはうまくやつて、今まで、品目横断的経営安定対策の対象にで

きるだけなつていただくことでおざいます。そ

して、対象となる担い手については、認定農業者又

は一定の要件を満たす集落農であつて、一定の

経営規模以上のものを基本としておりますけれど

り、それは集団の中で地域コミュニティーを増進

をして、しつかりみんなで、やっぱり水路を守る

のだって一人じやできぬわけですから、お互い協

力があればこそできるという部分もあるので、そ

ういうものは残しながらも、しかし全部そっちへ

行つちやつて個人が成り立たぬような話ではやつ

ぱり余り具合が良くないんじゃないかなと、こう

思つていいわけでおざいますんで、是非よろしく

お願いしたいというふうに思つております。

それから、今度、米の生産調整の話だけよつ

とお聞きしておきたいというふうに思ひますが、農業者、農業団体が中心となつて生産調整進める

ことになるわけなんですね。

そのときに、結局、今度、支援対象になる人と

○政府参考人(岡島正明君) お答え申し上げま

す。

委員御指摘のとおりでございまして、まず第一

点としては、品目横断的経営安定対策の対象にで

きるだけなつていただくことでおざいます。そ

して、対象となる担い手については、認定農業者又

は一定の要件を満たす集落農であつて、一定の

経営規模以上のものを基本としておりますけれど

り、それは集団の中で地域コミュニティーを増進

をして、しつかりみんなで、やっぱり水路を守る

のだって一人じやできぬわけですから、お互い協

力があればこそできるという部分もあるので、そ

ういうものは残しながらも、しかし全部そっちへ

行つちやつて個人が成り立たぬような話ではやつ

ぱり余り具合が良くないんじゃないかなと、こう

思つていいわけでおざいますんで、是非よろしく

お願いしたいというふうに思つております。

それから、今度、米の生産調整の話だけよつ

とお聞きしておきたいというふうに思ひますが、農業者、農業団体が中心となつて生産調整進める

ことになるわけなんですね。

農地・水・環境保全対策の支払の関係をよく整理

のは万やむを得ないことであろうと、こう思つておりまして、我々はだからこれは成立をさせるという思いなんありますが、しかしそうはいいないうふうに私は思つているわけなんです。そういう意味で、いろいろ、これ初めてのことですからね、初めてのことですから、やつてみた、いや、思ひのほか効果が出たということもあるでしようし、あるいは、いや、ここは直した方がよかつたかなという点なんかも恐らく出ると思うんですね。だから、余り固執することなく、一方では柔軟な見直しも是非してもらいたいし、そら見て、ちょっとあんた今年は良過ぎるから下げるぞなんということのないよう、こういう部分はしっかりと長期的に見通しが立つようにしながら、是非大臣、現場に対しても何かいいことあるかいなという素朴な疑問に対して、こういうふうにやりたいという思いをひとつ最後にお聞かせいいだけ私の質問を終わりたいと思うんですが、よろしくお願ひします。

○国務大臣(中川昭一君) 国井委員は農政隅々までよく御存じでございまして、その上の質疑といふことで、先ほどから拝聴いたしまして、本当にやる気と能力のある経営体が、一条にござりますように、経営の安定を図り、そして国民に対する食料供給の責任を果たしていくことでござります。それがもう最大の目的でございますから、そして他産業並みの所得を目指すということであくまでも四ヶ月の月頭とか十ヶ月の月頭というものはスタートラインでござりますし、また、御指摘のように、品質向上あるいはまた規模拡大等々で、よりやる気と能力を示そうと思つたにもかわらず、そんなことにならなかつたといふのは全く法の趣旨に反することでございました。

そういう意味で、きちっとした経営体が努力を

がどうしてもやっぱり農村の現場に必要なんだというふうに私は思つているわけなんです。

そういう意味で、いろいろ、これ初めてのことですからね、初めてのことですから、やつてみて、いや、思ひのほか効果が出たということもあるでしようし、あるいは、いや、ここは直した方がよかつたかなという点なんかも恐らく出ると思うんですね。だから、余り固執することなく、一方では柔軟な見直しも是非してもらいたいし、そら見て、ちょっとあんた今年は良過ぎるから下げるぞなんということのないよう、こういう部分はしっかりと長期的に見通しが立つようにしながら、是非大臣、現場に対しても何かいいことあるかいなという素朴な疑問に対して、こういうふうにやりたいという思いをひとつ最後にお聞かせいいだけ私の質問を終わりたいと思うんですが、よろしくお願ひします。

○国務大臣(中川昭一君) 国井委員は農政隅々までよく御存じでございまして、その上の質疑といふことで、先ほどから拝聴いたしまして、本当にやる気と能力のある経営体が、一条にござりますように、経営の安定を図り、そして国民に対する食料供給の責任を果たしていくことでござります。それがもう最大の目的でございますから、そして他産業並みの所得を目指すということであくまでも四ヶ月の月頭とか十ヶ月の月頭というものはスタートラインでござりますし、また、御指摘のように、品質向上あるいはまた規模拡大等々で、よりやる気と能力を示そうと思つたにもかわらず、そんなことにならなかつたといふのは全く法の趣旨に反することでございました。

○國務大臣(中川昭一君) 国井委員は農政隅々までよく御存じでございまして、その上の質疑といふことで、先ほどから拝聴いたしまして、本当にやる気と能力のある経営体が、一条にござりますように、経営の安定を図り、そして国民に対する食料供給の責任を果たしていくことでござります。それがもう最大の目的でございますから、そして他産業並みの所得を目指す

すればいい結果が出るんだということ、このこととおりまして、今は正に法案を審議している最中を、今は正に法案を審議している最中でござりますけれども、全国で御説明を申し上げ、また公聴会でも貴重なやり取りをやつていただいたわけございまして、仮に法律が成立をさせていただきましたならば、一層そういう趣旨で関係者の皆さんにきちっと御理解をいただき、そしてまた努力が報われるようなインセンティブを付けていかなければならぬ。

予算措置で決めることも多いというのは御指摘のとおりでございますが、これは毎年の財政当局との協議ということになりますけれども、この法案そのものは、これはもう内閣が決定している法案でございますので、何も農林水産省だけが頑張つておるのは決してございませんで、財政当局の財務大臣もこの法案に署名をしているわけでござりますから、趣旨は十分御理解をいたしました上で、実態がきちんと成果が出るようこれからも努力をしていきたいと思います。

何よりも、当委員会の委員長を始め委員の皆様の御指導を賜ることが何より頼りでござりますので、引き続き御指導のほどをよろしくお願いをいたします。

これまで、安上がり農業、農政を目指すというものではないということは改めて申し述べさせていただきたいというふうに思います。

○国務大臣(中川昭一君) 大塚委員が御指摘の通りに記憶をしております。そういう意味で、とにかく時間の経過という、何といましようか、苦痛、これもやっぱり想像を絶するものだらうといふうに思つております。

御指摘のように、この仮払金の返還問題につきましては、法律の範囲内で、したがつて十年という期間を経過するとか、あるいは無資力であるとうれども、政府といたしましては、農林水産省といたしましては、法律の範囲内というだらし発言が付くのは、誠に関係者には申し訳ないといつますけれども、その範囲内で全力を尽くして最大限の対応をさせていただきたいと思っております。

今日は、農林水産委員会の大変貴重なお時間をございました。

今日は、農林水産委員会の大変貴重なお時間をついての質問をさせていただきたいと思います。まず、御配慮いただきましたことを心からお礼を申し上げます。

皆さん、多分もう御存じだと思うんですが、若千背景を御説明申し上げます。

一九六八年、昭和四十三年です。東京オリンピックから四年後になります。正に日本が高度成長をひた走っていた時代に、日本の食品安全に

原因不明の鶏の中毒が西日本を中心に二百万羽起きました。そのうち四十九万羽が死んでしまったという事件が起きました。その後、全く同じ原因による食品中毒被害が、やはり西日本を中心におきたとき、一万四千三百二十名という被害届けが出たわけあります。

今、この三十八年前に起きた事件が何で今まで引きてはいるのかといいますと、主にまだ被害者が確定していないことであります。今申し上げた一万四千三百二十名の被害者のうち今年の一月末で被害者と認められた方、食品中毒と認められた方が千八百九十二名しかいませんといふことです。ということは、残りの一万一千名の人たちはいまだに何ら救済措置がとられていない。

これ、何でこんなことになったかといいますと、ダイオキシン類の人類始まって以来の経口摂取、口からの中毐なんですが、このダイオキシン類が原因だと分かったのが事件起こつたら三十年後だと。当時は全く原因が分からなかつたということに起因しているということが一点ござります。ここから始まりました医療手当あるいは生活手当、そして専門の医療機関や研究機関の設置等々は、民主党議員立法という形で先月末参議院に提出をさせていただきました。

もう一点の原因が、実はこれは仮払金の返還の問題であります。この問題は、実は七次にわたる訴訟のうち二つの下級審で国の責任が認められました。そして國による仮払金が、人によって違うんですですが、大体三百萬円から四百万円ぐらいの金額が支払われたわけでござります。しかし、弁護団の判断で最高裁で訴を取り下げたためにこの仮払金を返還しななければならないということになつてしましました。この仮払金の返還業務が十年の時効を前に一齊に行われたために、健康被害にプラスして更にいろいろな悲劇を生んできただといつます。これがこの事件の二つの大きな理由でございました。

なお、民主党案あるいはまた与党案で、議員立法でいろいろと御議論があることも承知をしておりまして、議会の方の御判断というのも今後我々としてもしっかりと受け止めて取り組んでいき

たいというふうに思つております。

○大塚直史君 ありがとうございます。

参議院の予算委員会で傍聴に来られた被害者の方が、今の法律の範囲内といううだいし書はあります。大臣の前向きな御答弁を聞いて、手をたたいて喜んでくれたという経緯がございます。

今日は、実はその法律の範囲内ということについて少し質問をさせていただきたいと思っております。

今おつしやいました、それでは債権管理法に基づいてこの債務の放棄あるいは延期をするに当たつては、債権管理法三十二条 免除規定の弾力的な運用ということになると、そこで一番問題となりますのは、どういうときに免除あるいはこれをなかつたことにしてくるか、彈力的に運用できるかといいますと、これは「無資力又はこれに近い状態」という、ここに部分に当てはまると弾力的に運用ができると、ここに明文で書いてあるんですね。

この件につきまして政府に問い合わせた実は質問主意書がございまして、その回答によりますと、このように書いてござります。「お尋ねの

「無資力又はこれに近い状態」にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと認められる場合」については、個別具体的な事例に即して判断すべきものであるが、例えば、生活保護法による扶助を受けている場合が考えられる」と、こういう政府の答弁が出てきたわけでござります。

○政府参考人(松元崇君) お答えいたします。  
「無資力又はこれに近い状態」というのは、これは解釈の問題なんでしょうか。

○政府参考人(松元崇君) お答えいたします。  
「無資力又はこれに近い状態」に該当するかどうかと、ということになつております。

若干敷衍して申し上げますと、本条に規定します無資力という状態は、今御指摘がございました

が、生活保護による扶助を受けている場合などが該当すると考えられます。

また、無資力に近い状態と申しますのは、無資力債務者ではないものの、社会通念上、債権を回収することが債務者の生活状態に照らして過酷であり、かつ将来的に弁済できる見込みがない場合などが該当するということでございまして、これに該当するか否かにつきましては、各債務者の資

力の程度、年齢、家族構成などを総合的に勘案して個別に判断をしていただくということになつております。

○大塚直史君 そこで、その総合的に勘案して判断をするのは農林水産省の現場の担当者だということでおろしいんでしようか。

○政府参考人(松元崇君) そういうことでございまして、一つは、農政局の担当者の方になると思うんですけども、ここに明文で書いてあると、ここで船を乗り継ぎまして、離島からもう一つ離島に渡ったところにある人口約三千五百人の島であります。この島で一体どういう今まで十年以上にわたって生活をしてきたか。

例えば、これは一人の、まあいろいろな方がいらっしゃるんだけれども、例えば夫婦、子供六人全員が認定されていると。御主人は十四年六か月で、脳梗塞のため妻は家から出られない。そして、病名の分からぬ病気のために福江から久留米に行つたために資金がなくなってしまった、サテ金に手を出してしまった。これはそんなに珍しい話ではないんですが、福江というのはジエットフォイルで行ける島のことなんです。ですから、離島からまた離島に行きますので、この間の交通費は当然支給されない。福江にいたんですけども、それがまた久留米の病院に行つてしまつたということがありますので、ここでちょっとと考えていただきたいのですが、仮に四百万円を受け取つたとしても、それがまた久留米の病院に行つてしまつたとしても、十年間にしますと一年に四十万であります。としますと、毎月毎月三万円強ぐらいの資金をこういう交通費、往復で今では値上がりしまして、居住用不動産等の一定の資産の保有が認められていることも考慮するといったことをしております。

いずれにいたしましても、私どもとしては、患

者さんの実情をできる限り考慮しながら判断をしているということをございます。

○大塚直史君 ということは、今おつしやられたいろいろな判断基準というのは、別に明文にされたものではなくて、これはあくまでも運用の問題だということでおろしいんですか。

○政府参考人(西川孝一君) 運用の範囲といふうに考えております。

○大塚直史君 この油症問題で、全部で一万四千三百二十名の被害者がいるんですけど、当該、今話題になつております方たちが住んでおられるところは二か所ございまして、一か所は長崎県の奈留島というところです。ここに行きますのは、まず農政局の担当者の方になると思うんですけども、ここを管轄しております農林水産の方にお伺いしたいんですが、どういう判断基準に基づいて、だれがこれを判断するのか、教えてください。

○政府参考人(西川孝一君) 調停の実施に際しまして、履行延期のための条件となります「無資力又はこれに近い状態」の判断は歳入徴収官、これは具体的には九州農政局の総務部長がこれに当たりますけれども、歳入徴収官が行つているところでござります。

「無資力又はこれに近い状態」にあるか否かは、個々の債務者につきまして、収入と資産の状況に個別具体的に判断をしております。収入につきましては、生活保護を受けている場合や、これに準ずる程度の生活状態にある場合に、これは該当するものと判断をしております。また、資産につきましては、生活保護費の支給に際しまして、居住用不動産等の一定の資産の保有が認められていることも考慮するといったことをし

がいろいろな、自ら漢方薬ですとか、はり、きゅうの治療ですか、絶食療法ですか吸い玉療法ですかとか、あるいは尿を飲むですか、いろいろなことをやつて生き延びた方なんですね。こうい

う方たちの経済的な負担というものは、これは資産の調査あるいは収入の調査でとても推し量ることができない非常に広範囲な特殊な事情があると思うんですけども、これを十分に勘案する、そしてこの方たちの一率の免除ということをやつぱり運用で行うべきではないでしょうか。

○政府参考人(西川孝一君) 資力の範囲と、判断ということになるんだろうというふうに考えておりますけれども、先ほども申し上げましたけれども、私どもといいたしましては、患者の方々一人一人の実情を十分考慮して対応してきているわけだと思いますけれども、これにつきましては、今後ともそういった一人一人の実情をよく考慮して適切に対処していきたいというふうに考えていると

ころでござります。

○大塚直史君 それでは、一つお伺いしますが、この資産に船は含まれるんでしょうか。

○政府参考人(西川孝一君) お答えします。

カネミの仮払金債権について履行延期の特約を結ぶに当たりましては、船については、これは原則として資産としては評価しておりません。○大塚直史君 そうであれば、現場の運用で五年前に起こつたことが大変問題になつてくると思うんです。

ちょっとと今、これ体験談です、読ましていただきます。これは奥さんなんですけどね、お子さんが黒い赤ちゃんで生まれた、これは二世、三世の問題なんですが、子供が黒い赤ちゃんで生まれてしまつという事例が大変多く出ているんです。この赤ちゃん、体に障害を持たれておつて、高校生のときに亡くなつた。御主人は漁をされておつたのですが、御主人が亡くなつたので船を売つたのですが、御主人が亡くなつたので船を売つた。船を売つたところ、仮払金を返せと言われたと。もちろん、船がないわけですから、この島は漁だけの本当に経済の島ですので、奥さんは收入

がない、漁ができるのに返せというのかと言つたところ、相続をしたんだから返せということで、結局はこの船を売却をした資金を仮払金の返済に充てたと。

これは五年前の話でありまして、私はこの方にお会いしたかったんですが、どうしてもお会いすることはできなかつたんです。地元ではこの方の話は大変有名な話になつておりまして、今でも経済的には大変困つておられるということを聞いておるんですが、今の、船は資産にならないといふ話とちょっと違うんじゃないですか。

○政府参考人(西川孝一君) この場合は相続をしたということになると、思ひますけれども、漁業用の事業に供されている船につきましては、生活保護費の支給に際しまして、当該地域の状況等から判断して他世帯との均衡を失することとなる場合にはその保有が認められているといふに考へて、その事例の場合は、相続によって債務の方が相続されたという例に當たるといふに思ひます。

この仮払金については、当事者が亡くなられた場合には、それは相続財産ということになるといふふうなことで相続されたといふうに判断され

るわけでござりますが、ただ先ほど来申し上げておりますように、この返還をいたぐ場合には、

その家庭の個々の事情を十分考慮しながら対応をしてきているといふことです。そういうことでは、払うことによつて生活ができるないといふことにならないような対応をしてきているつもりでございます。

○大塚直史君 というお考へであれば、この事例の場合の運用といふのは、大きなミスがあつたんで

はないかと思うんですが、今相続の話が出ましたので、現地でお話を聞きますと、相続の問題がやつぱり一番皆さん心配されておられるんです

よ。特に、もう三十八年前の事例ですから、この債務が子供たちに行つてしまふんではないかといふことが皆さん一番心配をされておるんですね。

特に、私、一人お話を伺つた方がいるんですけど、家族で本人のみが認定されている、子供は四人いるんですね。この方は漁をしている。左の耳はいつもごうごうという音がして、よく聞こえますときも、後ろの半分ぐらいは髪の毛はなかつた状態なんですね。一番困るのは、指の関節が曲がらないんですね。ここがはれていまして、魚の漁をやつているもんですから、仕事に差し支えが出てきているわけなんですね。あと二、三年頑張れば年金が出るので、それまで手がもてばいいと。しかし、イカがだんだん釣れなくなつて、しかも油代が高くなつたので、沖に行けなくなつてきたと。

この債務が子供四人に相続されてしまうことが一番心配だとおっしゃつているんですけど、ここでも收入として数えられるんでしょうか。

○政府参考人(西川孝一君) 年金も収入としてカウントされます。

○大塚直史君 この方たちは、もうよく農水の方は御存じだと思いますけど、全く何の罪もないといいますか、ただ単に市販されているライスオ

イルを買つて家族で食べたといふことでござります。その人たちが国の責任認められたときに、

国が三分の一、カネミが三分の一、カネミ倉庫は三分の一といふ勝訴をかち取つて、その後、カネ

ミ倉庫は資産がないといふことで、これはまだ被害者の人たちはカネミ倉庫に対する債権を持つておるわけですね。ところが、国に対しても仮払金を返さなきやいけない。十年間こういう生活をしてきたんで、お金は使つてしまつたと。しかし、毎年毎年この督促状が来る。これ今日実物を持つてきましたよ。督促状、年に一回これ来るみたいですね。四百四十五万七千五百八円、これ

もう正直言つてびくびくして暮らしている方たちも多いわけですね。

○政府参考人(西川孝一君) この仮払金の返還問題は、裁判が取り下げられたといふことによつて生じたといふのは冒頭委員お話をあつたとおりでござりますけれども、先ほど来御説明いたしておりますように、私どもとしてはこの支払の延期と

いう措置も講じておりますし、また、個人の大変これはプライバシー等の問題もあって、そこ

も大変注意をしながらやつてゐるわけございますけれども、患者の方々の事情をよくよくお伺い

し、まあ直接本人ではなくて、もちろん代理人の方とか、プライバシーの保護の観点からいろいろ注意をしておりますけれども、その中で、事情を考慮している中で延期もしてきていると。

○大塚直史君 お支払をいただいておるお金も月々生活の支障にならないようについて範囲内でその金額

も決めていくと、一律幾らといふやり方で決めて

いるわけでもないといふ中で、繰り返しになりま

すけれども、個々の事情を十分お伺いしながら対応をしてきているし、これからも対応していきた

いといふふうに考へております。

○大塚直史君 農水の方が今まで二十年ですか、

それと同時に、これ見さしてもらつたんですけど、油症患者生活資金借用書、これは社協から毎年のようにやつぱり借りているんですね。借りている金額が十五万円、これは元済してあるそうですね。二十一万円、これも返しました。二十一万円、これも返しました。同じ方です。十五万円、これも返しました。同じ方です。十五万円、これも返してあります。これは、借りるたんびに連帯保証人何人も取られ、印鑑証明を取りに行つてと、こういうことをやりながら、しかもその仮払金の返済を月に何千円とかいうことをしなければいけない。本人には何の罪もない。しかも相続の心配もしなきやいけない。相続の心配をしなきやいけないということは、先祖代々の土地を自分が運用として解釈として決めるなんですか

でしょうか。どうですか。

○政府参考人(西川孝一君) この事件を、中川大臣のリーダー

シップで現場の人間に是非強力に指導をいただいて、弾力的な運用をお願い申し上げたいと思いま

す。一言どうぞ、お願いします。

○国務大臣(中川昭一君) 大塚委員から予算委員会で御指摘があつた後、西川局長を通じて農林水

省として何ができるかということを、ある意味では一生懸命考へておるつもりでございます。

改めて今日、実態、船の移動の、治療のための経費であるとかあるいは親から受け継いだ大事

な資産が返還の対象になるとか、相続の問題とか

そういう問題、あるいは年金といった問題とか

えますと、これは何とかしていかなければいけないなど率直に言つて思うところであります。

我々としても、運用で何らかの工夫ができる

か、できるだけ知恵を絞つてみたいと。実際に、

これも法律に基づく運用でござりますので、どこ

までできるかは私としてもよく分かりませんけれども、患者の皆さん方、長い間苦しんで、そして

相続されていくといふんですから、債務は、これ

から未来永劫続くということにもなりかねない方々もいらっしゃるということでございます。

ですから、我々は、与えられた法律の中で最大限、人間の気持ちというものも踏まえながらやつていきたいと思いますし、できますことならば与野党を通じての議員立法というものがある意味ではこの問題に対しての大きな前進になつていくということをある意味で期待しております。責任逃れとか、そういうことじゃなくて、我々には限界がございいますので、この問題が正に食の安全の戦で、行政として、農林水産省としてできるだけ知恵を絞らせていただきたいと私は思っていますし、立法府の方でのまたいろいろお知恵や行動も是非ともお願いを申し上げさせていただきたいと思います。

○犬塚直史君 終わります。

○委員長(岩城光英君) ここで委員の異動について御報告いたします。

本日、犬塚直史君が委員を辞任され、その補欠として松下新平君が選任されました。

○小川勝也君 民主党・新緑風会の小川勝也でございます。

余りカネミ油症の問題は詳しくなかつたわけでありますけれども、犬塚委員が執念を持ってこの問題を取り組んでおられまして、中川大臣が前向きな御答弁をいただいているということで、今日も目頭を熱くするような内容でございました。法規あるいは慣例、いろんな壁があるうかと思いますけれども、大臣と農林水産省の一層の御努力をお願いをしていくと、ううに思います。

本題に入るわけであります。

この間、私の地元におきまして地方公聴会を開催いたしました。岩城委員長と与党理事の温かい御配慮、心から感謝を申し上げたいといふうに思っています。

実は、この品目横断を含む三法案、農政ウオツチャ一あるいは政策立案に非常に興味を持つてお

られる北海道の主業的農業経営者の皆さん方が大きな期待をしておりました。公述をいただいた

公述人の中で全上川農民連盟の書記長高見さんから公述をいたしましたけれども、高見公述人でさえ大きな期待を持っていた一人でございました。法律案は府県にとっては厳しいけれども、北海道にとつては少しはメリットもあるのかなど、そういう期待をしておりました。

議論を進めるにつれて、あるいは参考人からいろいろ御高説を伺うに従つて、大変厳しい評価をせざるを得ない、そういう法案だと結論を付けたいというふうに思います。

しかしながら、優しい私でございますので、すべきこの悪さを法案に帰結させることはできないだろうというふうに思います。それは、世の中の変化あるいはグローバル化、市場経済化の流れ、そして人口の都市へのどどまるところのない移動、これは農業政策の立案セクターの方々だけに責任を押し付けることができないだろうというふうに思います。しかしながら、この法案によって私が今申し上げましたような都市に向かう人口の流出を農村地域からとどめることができると考えますと、答えは合格点は与えられませんし、むしろ加速させる懸念が消えないわけであります。

余り参考になるならないか分かりませんけれども、先日、北海道農業を見ていたきました。

空から映るあの畑の美しい姿、空気も水もきれい、こんなところで農業ができるたら本当に幸せだというふうに思います。北海道農業、中川大臣も御存じのことだと思いますけれども、たくさんの入植者が北海道に夢と希望を持って入つてこられました。たくさんのかつて、何とか集落をかね十勝、アメリカにも負けないほどののばらしい畑作地帯です。そして、御努力が実って、今安定的な経営者も、日本の農業者の中では代表する経

営者が中川大臣の地元十勝から生まれています。しかし、本当に血がにじむような努力の積み重ねだったというふうに聞いています。

例えば、主賓さん、おられますけれども、東北、北海道は冷害の常襲地帯でございました。冷害で、春種をまく、あるいは定植をする、遅霜によつてすべて駄目になる。あるいは収穫を目前とした農産物がやられる。夏場の冷害しかし。本当に苦しかったそうです。そして、場合によつては年を越せないので、札幌などの都市部の小学校でも、十勝の冷害に苦しんでお百姓さんたちにちょっととずつでもカンパしようなどという動きもあつたんだそうであります。そして、酪農地帯でも本当に筆舌に尽くし難い苦労、それは夜逃げと自殺の歴史だったかもしれません。

私のふるさともそんな農業地帯の一つであります。最盛期の人口が一万二千数百人、私が小学校に入学するとき、町の人口は八千六百人というふうに聞きました。現在四千三百人です。小学校、一番多いときには十一の小学校と四つの中学校がありました。今は中学校一つ、小学校一つ。そして、その十一校の小学校の中で、私はベビーブームのかなり後ですけれども、その中の町の一番大きな小学校で、小学生のときには一クラス三十人で九十人の三クラス。町で一つになつていました中学校の卒業生が、百二十人の卒業生でございました。今、私の母校に学ぶ小学校一年生は一けたでござります。

これはどういうことを申し上げたいかというと、食べないから出していく、農業をやめる、そういう方々の後を負つて、残された農地を隣の隣の手が少しずつ膨らませていって、何とか集落をかねるなどいうふうに思います。北海道農業、中川大臣も御存じのことだと思いますけれども、たくさんの入植者が北海道に夢と希望を持って入つてこられました。たくさんのかつて、何とか集落をかねるなどいうふうに思います。後でお話を申し上げますけれども、北海道十勝、アメリカにも負けないほどののばらしい畑作地帯です。そして、御努力が実って、今安定的な経営者も、日本の農業者の中では代表する経営者の中でも負けておらず、北海道農業に対しても農林水産省からは幾たびも指導がありました。その指導

上げています。人口が減ると小学校も減る。あるいは商店ももう存在意義を失う。銀行も撤退する。郵便局も合併される。電報電話局も北電もなくなる。あるいは営林署も統廃合なんていうと、どんどんどんどん人口が縮小均衡になってしまつて、そうすると、集落だけばつねんばつねんと残つて、今度は人口が少なくて役場の効率が悪いんで合併しろと、こういう話が来ています。これは、多分この法案が通つた未来の姿、日本全国同じ姿になるんではないかというふうに私は危惧するものであります。神奈川県の人口が大阪府の人口を超したようであります。

そこでもう一点、私が別に知識を披瀝するわけではありませんけれども、後で気付いたことがあります。北海道と府県とは農業の基盤が大変違います。それは何かといいますと、やはり北海道に比べて面積も集落もコンパクトだということであります。そこに働く場所が得られたということであります。ですから、農業所得プラスアルファを得ることによって、その農村集落が維持されてしまうわけであります。

例えば、和田ひろ子先生の地元には富士通の工場があります。これは、例え昔の古い因習で、長男はやはり田地田畠を守つて後を継がなきやいけない、そういうすばらしい優秀な農業経営者がいるわけであります。そして、幸いなことに、農業収入だけでは家計を維持できない、そこに着目した様な製造業メーカーがそういつた日本全国をリサーチして、ところどころ、いいところに工場をもたらしてくれたわけであります。ですから、その地域は工場から得る収入、農業から得る収入で地域を維持し、そして雇用があって、人口を維持することができたわけであります。

今、四ヘクタールの要件が府県に掛かって、そして、大部分のその網から外れる農業者の中には高齢者が含まれています。担い手にもなれなかつた、あるいは、言葉は申し訳ありませんけれども、農林水産省の施策の光から外されてしまつた、そんな人が、おれはもう引退だけれども、息

子や、東京から戻ってきて後継がないかい、こういうふうに言うでしようか。これは多分、どんどんその高齢化された後継者のいない世帯の農業經營者世帯は消えていく運命になるであります。

そうすると、そこには優良な労働力がなくなりますので、例えば工場の撤退などという話がもう遠くない将来に起こつてくるであります。

そのことが農村集落の崩壊につながる、そして、大臣がどうお考えか分かりませんけれども、都市一極集中に拍車を掛ける。

そして、もっと言うと、私たちの国の人口、今、少子化問題が大変深刻です。ベビーブーマーと呼ばれるときに、本当に裕福な家庭で生まれた方というのはあんまりいなかつたと思うんですね。ところが、大半の振りかごは農村でした。た

くさんの子供たちが農村で生まれました。今のせいかたちな食生活、あるいは衣、あるいは住環境、どれを取つても満足ができるような状況じやなかつたかもしれないけれども、そこに希望がありました。

「三丁目の夕日」という映画はある安倍晋三先生の好きな映画なんだそうでございますが、そんなことが農村の夕日だったなんじやないかな。そして、そういうところから、まあ仕方ないから都会に出るかという若者が今、都会でどういう生活をしているのかというのを、もう皆さん想像に難くないだろうというふうに思います。

そういう、農村から希望を持つて農林水産省に入るものぞという英才是いいかもしませんけれども、地元に働く場所がないから仕方なくという若者の中には、希望を失つて、あるいは結婚するチャンスも失つて少子化の犯人の一部に組み込まれるような人たちも出てくるであります。

そういうふうに思つたことを考えたときに、先ほど申し上げましたように、政策立案者だけの責任にあるのは農業の担当者だけに押し付けるわけにはまいりません。

余りにも経営体の効率化に重きを置く、そんなこ

とによって農村、集落の崩壊、あるいは都市への人口流出に加速するのではないか。この懸念について、大臣はどのようにお考えでしょうか。

○國務大臣(中川昭一君) 小川委員、いろいろと私の地元も含めて大変よくまとめていただきまし

て、ありがとうございます。

正に、狭い日本ですけれども、一億二千六百人という人口がいて、そして歴史もあるわけでござりますから、多様な農業というものがあるわけでござります。御地元の旭川も、つい十数年前は、江丹別はもう文字どおり牧草の耕作放棄地になりましたおられるわけでありますし、そういう北海道のソバ畑として日本のソバを支えている地域に掛けたわけでありますけれども、今や日本一

のソバ畑として日本のソバを支えている地域にござります。御地元の旭川も、つい十数年前は、江丹別はもう文字どおり牧草の耕作放棄地になりましたおられるわけでありますし、御地元では大

海道のよくなところでもいろいろな農業がござります。

私のところは米を作つております。そして、全国においても都市近郊農業あるいは中山間地域、離島、いろんな農業があるわけでございまして、それぞれが日本の食料政策あるいは農業の果たす多面的な役割というものを發揮してもらわなければなりませんし、更にバージョンアップしてもらいたいというふうに思つております。そういう観点から、今回、品目横断経営安定対策というものを御審議いただいているところでございます。

そういうたところに対しやつていくことが、逆に言うと、ほつておくと日本全体、特に農村が高齢化あるいは人口減少という中で、もうこのままである意味では先が見えてるという状況でもありますんで、とにかく生産面あるいは多面的機能、都市と農村の交流、あるいは子供に対するい

る。いろいろな意味の教育的側面等々からいっても、やはりプロの農村、プロの農業というものを日本の基幹的農業に位置付けていくということは、私は、国民的期待であると同時に、そういう農業者はこれから私は、一定の試算で三割、五割とよく

議論になりますけれども、どんどんどんどんそういう農業者、農業経営体が増えていくと、そのための施策を実現をしていきたいというふうに考えております。

○小川勝也君 総理もよく、リンゴは輸出できるとか、ナガイモは台湾で売れているとか、江丹別

のソバまで出していただきましたけれども、そういう問題じやないと思うんですね、後で議論をい

たしますけれども。

もう一点は、私は先ほど今回の法案だけではないというふうに申し上げましたけれども、実はW

ＴＯ関係で緑、黄色、青などという議論が先ほどもございました。実は、ヨーロッパ型の緑の政策、所得補償の政策をこのＷＴＯ交渉のやつぱり始まる前に導入していくと迎えるのとばたばたするのと、大きくハンディキャップを背負つているんだろうというふうに思います。ですから、農村の崩壊をもつと遅らせることができたんじゃないかもっと早い段階に政策転換をしておれば何とか農村もつと早い段階に政策転換をしておれば何とか農村もつと早い段階に政策転換をしておれば何とか農

國務大臣(中川昭一君) 確かに、ヨーロッパですと共通農業政策というのはもう十数年前からやつていています。アメリカですと一九九六年農業法というものでかなりＷＴＯ整合的な政策を取つていています。その後、二〇〇二年農業法というのだから青若しくは黄色のような政策になつてきていて、多かれ少なかれども、しかし大前提をまず考えていただかなければならぬのは、今回のラウンドというのは開発ラウンドであつて、多くの、百か国以上の国々をどうやつて農業や工業その他で发展をさせていくかというボイントであります。

農業において一番のボイントは、何も日本の農政とかアメリカの農政とかヨーロッパの農政、すべてまとめて、こういう金持ちの国は国内で税金使つて農業補助ができるんですよ、多くの国々は貧しくて国内支持ができるんですよ、そのこととをまず日本もアメリカもヨーロッパもまざＷＴＯの大前提として考えておかなければならない。いや、アメリカは何兆円使つた、ヨーロッパは何兆円使つた、日本もどうだと言つていてますけれども、これは世界でごくわずかのもう金持ちの議論なんですね。

ですから、前にお話したかもしませんけれども、アフリカの一日一ドルの生活の国々は、すべての輸出の九十何%はコーヒーしかない、砂糖しかない。そういうところがア

メリカの補助金付き輸出、ヨーロッパの補助金付き輸出と大議論をやつてている。我々は、これはやつぱりアメリカ、ＥＵ、少し考えてもらわないと、ラウンドの趣旨からいって違いますよねと。ですから、我々はアフリカに対しても一生懸命支援をし、応援をしているわけでございます。そのほかにも、動物資源だけしか輸出できないという國も一杯あるわけでありますから、我々は、アメリカ、ＥＵと交渉し、けんかすることももちろん大事でありますけれども、多くの途上国に対する配慮というものも必要であります。

今回の交渉がこの法案の審議と直接関連するものではございませんけれども、御承知のように、このＷＴＯの農業の国内支持政策については、すべての補助金、それから黄色の政策、青の政策、デミニマス、全部削減しようという大前提で議論しているわけでございまして、マーケットアクセスについてもどのくらい削減するかということが大前提の議論をやつていて、日本としては日本の立場でやるべきことをやつては、正にこれ以上遅らせると大変なことになる

先ほど、小川委員も崩壊を少し遅らせることができるのではないかという御指摘がありました。が、我々は、この趣旨が多くの農業者の皆さんに御理解をいただければ、都市が農村を支持してきちつとした食料供給ができる、それによつてもうかる農業がどんどんどんどん増えていくと。都市に限らず、農村に限らず、私はそういう目的を持つてこの法案が実現できるものと、実現することうふうに期待しております。

○小川勝也君 この法案が、期待があつたにもかかわらず、ここまで心配事が多い法案になつた原因を私なりに分析をしてみたんですね。

大臣はどうおっしゃれるか分かりませんけれども、私はやはり世界を相手に今厳しい交渉をし

ておられるというのを認めます。しかしながら、今は相手が、例えば家を建てるときには建ててある家の壁を何色から何色に変える、ひさしが長過ぎるので切るという段階に、私たちの国は今基礎をやつているんじやないかと、やつぱりそういう判断をせざるを得ない。

それから、先ほどの参考の方からも、あるいは衆議院の議論でもあつたかと思いますけれども、ＷＴＯルールを厳密に守ろうとする余りに、余りにも硬直したインパクトのない施策になつてゐるのではないかという点が一点でござります。

それから、財政が厳しいということで、本当に農家の皆さんにとってインパクトのある施策になつておるんじやないか、あるいは世界の市場主義といふのが年々強くなつてきているのも一因だというふうに思ひますし、とりわけアメリカ合衆国との関係もその一因だらうというふうに思ひます。それともう一点、私は思うわけでありますけれども、言つてもせんない話かもしれませんけれども、例えは予算編成のときシーリングシステムというのがあります。私たちの国農業をどういう形でどこまで守ろうか、そしてそのためには幾ら予算が必要かという議論が私たちの国はできないう国であります。そして、新しい施策をやると同時に、例えは今回のゲタに幾ら、ナラシに幾ら、環境に幾ら、そのときに、いや、そんなことをいつても何局と何局と何局と林野庁と水産庁という各局の硬直化した予算編成というのがあるんじやないかと私は想像するわけであります。ですから、本当に意味で農村を守ろうとか食料自給率を上げようとか、耕作放棄地をなくそうとか、本当に最終的に満足する案なのかどうか、私は疑問に思ひます。

○政府参考人(井出道雄君) もちろん、農林省の中も局、府に分かれていますから、毎年の予算編成におきまして、それぞれの部署で必要な額を積み上げ、要求をして、内部で調整をして財務省にお願いに行くわけでありますから、当然そういうことはございますけれども、例えは今回の品目横断的な経営安定対策につきましては、はつきり言つて何をございません。

そういう面では、この政策を打ち立てるに当たりまして、正に官房にお願いをして全省的に農林省の予算を組み直していただくといふ中からこの対策を打ち出そうといたしてはいるわけでございまして、この今回の新たな基本計画に基づく品目横断ですか、農地・水があるとか、そういう新たな政策については、根つこのベースになる予算があつてそれをただ組み替えれば構築できるといふ生易しいものではございませんので、現在、全般的な予算の見直し、組替えの中で財源を生み出そうという努力をいたしております。

○小川勝也君 後でもう少し興奮してたら言おうかと思うんですけれども、結局、日本の食料自給及び農村を守るために農林水産省があるわけです。ですから、農村が崩壊するということかもしれない予算が必要かという議論が私たちの国はできないことがあります。そして、新しい施策をやると同時に、例えは今回のゲタに幾ら、ナラシに幾ら、環境に幾ら、そのときに、いや、そんなことをいつても何局と何局と何局と林野庁と水産庁という各局の硬直化した予算編成というのがあるんじやないかと私は想像するわけであります。ですから、もし本当の意味で市場化を進めたいならば、政策的経費を、どこまでが政策的経費かといふのは別として、小さくして、この直接支払のゲタの部分さえ大きくしていけばそこに近づくんじやないかなと私は思ひます。

それで、もう一点、ちょっと離れますけれども、大臣今ちょっといらっしゃらないんで、高見公述人がこういう言い方をしていました。坦い手にならない人は、今回のことの後、多分まだ周知が徹底されていないんで、自分が対象にならないのににくくつきとききされている経営者の方が多いんだと思うんですね。それで、も

し、ああ何だ、おれは駄目かというふうに分かったときには、全国に多数おられる非担い手と呼ばれる経営者の方々がどういう気持ちでどういう行動に出るというふうに想像しておられるのか、これちょっとお伺いしてみたいなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○政府参考人(井出道雄君) ただいま委員から、実は対象にならないのにわくわくできどきさしていざいましたが、私も、実は対象になるのに悲観的にそっぽを向いていらっしゃる方が多いいるんじやないかとも思つておるわけでございます。

と申しますのは、先ほど来申し上げておりますけれども、四ヘクタール、十ヘクタール、二十ヘクタールという非常にインパクトのある数字が先行しておりますから、やはり中山間地等で地域特例によりまして、決して四、十、二十が全国どこでも貫徹しているわけではないということや、所得特例という形で複合的な経営をなさっている方で野菜とか果樹にかなりウエートのある方、あるいはこの所得特例は、地域での隣近所の勤め人の人と同じような所得規模を得たいという階層を効率的かつ安定的な経営といつておるわけですが、その大体半分ぐらいの所得を現在得ている人、農業からですね、そういう人を所得特例で全部拾っていくというシステムになつておるわけでございます。

ですから、委員の見方とは異なるかもしませんが、恐らくその星雲状態のところにおられる方がかなりおられまして、その御努力をいただく、あるいはそのことに気が付いていただければ、こちらの対象になるという方もかなりいると思っております。

それから、北海道の方にはなかなか御理解していただけないんですが、集落営農というものは、決して次善、三善の策として講じておるわけではございませんで、西日本、北陸を中心に既にそういう集落営農から育つて立派な法人格も得ているような集団もございます、たくさん。そういった

中で、この集落営農というのは、正に地域を守りながら、その集落の中で役割分担をして人口を減らさない、その集落の中でだれもが役割を持って生きていけると、そういうものを志向して皆さん方がつくってきたシステムでございますので、私はどちらは、そういうものを拾い上げて、地域をちゃんと残していくことにも意を用いていきたく思つておるわけでございます。

○小川勝也君 今ちょっと集落営農の話が出たんで、そこちよつと話を移してみたいと思いますけれども、集落営農の中でも、主業的な役割を果たす方の中にもほかの仕事を持つておられる方がたくさんおられるという話なんですねけれども、あれば、車の両輪の品目横断の緑のゲタの部分、例えば麦、大豆。てん菜とでん粉原材料のバレイショは府県ではほとんどありませんので、麦、大豆の部分で交付金をたくさん得られる地域というのは、私は余りないんじやないかなというふうに思つておるんですけども、あれば、車の両輪の品目横断の緑のゲタの部分、例えば麦、大豆。てん菜とでん粉原材料のバ

レーリュームについてはどういうふうにお答えをいたただけるのか。それから、先ほど私がたまたま思い付いたもので、今の兼業農家体制というのは、その労働力を当面にした企業の立地と、そしてもう一点は、これは和田先生が地元で痛感しておられたと思うんですけども、公共事業ですね、土木建設事業とリユームについてはどういうふうにお答えをいたただけるのか。

そういうのは、私は余りないんじやないかなというふうに思つておるんですけども、あれば、車の両輪の品目横断の緑のゲタの部分、例えば麦、大豆。てん菜とでん粉原材料のバ

レーリュームについてはどういうふうにお答えをいたただけるのか。それから、先ほど私がたまたま思い付いたもので、今の兼業農家体制というのは、その労働力を当面にした企業の立地と、そしてもう一点は、これは和田先生が地元で痛感しておられたと思うんですけども、公共事業ですね、土木建設事業とリユームについてはどういうふうにお答えをいたただけるのか。それから、二点目のお尋ねでございますが、確かに今、公共事業が非常に不調でございます。私ども地域に参りますと、非常に、何といいますか、現金収入の機会が減つていると、それから、建設業をやつていらっしゃる方が、このままど自らの雇つておられる人を解雇しなきいかぬということで、非常に苦しんでおられる実態もかいま見ております。

○政府参考人(井出道雄君) 私どもが昨年三月に公表しました農業構造の展望というものがござりますが、これは平成二十七年、十年後においてどういう姿になつておられるかということを展望したものでございます。その中では、現在、平成十六年に総農家数三百九十三万戸ございますけれども、平成二十七年には三百六十戸から二百五十万戸程度になるだろう、こういうふうに予測をいたしております。

また、その中で、基幹的農業従事者と言われる方々が現在二百二十万人おられますけれども、これは二十七年には百五十万人程度になりますが、こういった農業への参入というのが非常に目立つてきております。

これは、今、委員おっしゃいましたように、実際に勤めの方は実は農家でございますので農業機械を動かすのはお手の物だということ、建設業者は重機を保有していらっしゃいますので非常

に任せない集落等から依頼を受けて作業受託をしたり、さらには、もう積極的に農業経営部門を建設業の中に独立させるというような動きも出てきているわけでございます。

○政府参考人(井出道雄君) 麦、大豆のボリュームというお話ですが、従来の麦作経営安定資金としまして一千百四十五億円支出されていますが、そのうち北海道が六百六十七億でございまして、都府県は合計しますと四百七十七億円ということになつております。

もちろん、麦、大豆は全国におしなべてあるわけではございませんで、いわゆる主産地というものが偏りがございます。ですから、上位十県ぐらゐを寄せるにシエアの相当部分を占めているといふことになりまして、当然、東京の近畿では麦も大豆もほとんどございませんので、そういう地域バランスの、何といいますか、アンバランスはその四百七十七億の中ではございません。

それから、二点目のお尋ねでございますが、確かに今、公共事業が非常に不調でございます。私ども地域に参りますと、非常に、何といいますか、現金収入の機会が減つていると、それから、建設業をやつていらっしゃる方が、このままど自らの雇つておられる人を解雇しなきいかぬということで、非常に苦しんでおられる実態もかいま見ております。

○政府参考人(井出道雄君) 私どもが昨年三月に公表しました農業構造の展望というものがござりますが、これは平成二十七年、十年後においてどういう姿になつておられるかということを展望したものでございます。その中では、現在、平成十六年に総農家数三百九十三万戸ございますけれども、平成二十七年には三百六十戸から二百五十万戸程度になるだろう、こういうふうに予測をいたしております。

また、その中で、基幹的農業従事者と言われる方々が現在二百二十万人おられますけれども、これ

ういう予測と希望を持つておられるでしょうか。  
○政府参考人(山田修路君) 耕作放棄地でござります。

平成二十七年のその基本計画の前提でございますが、現在のところ四百七十万ヘクタールの農地がございますが、これまでの耕作放棄地あるいは農地の転用の見込み、このまま推移すれば四百三十一万ヘクタールになるという見込みでござります。

これに対しまして、耕作放棄地の発生を、その見込みの場合に想定をしておりますのは、趨勢値でいきますと二十六万ヘクタール耕作放棄地が二十七年までに出るというふうに見込んでおりますが、耕作放棄地の発生の抑制等をやつしていくといふことといたしますと、全体で、あるいは耕作放棄地を再活性化していくということで、十九万ヘクタール面積がその趨勢に比べて上乗せされるということでございまして、最終的には平成二十七年の農地面積は四百五十万ヘクタールということを基本計画の前提としているというところでございます。

○小川勝也君 どうして耕作放棄地を減らしたいんでしようか。

○政府参考人(山田修路君) 平成二十七年の目標、これは自給率の目標を決めておりますけれども、自給率の目標、四五%まで上げていくという目標を持つておるわけですが、その場合に、その前提となりますのは農地を確保する、それから耕地利用率を上げるということで生産を確保していくということになりますので、一定の農地面積とそれを効率よく利用していくことが必要であるということです。

○小川勝也君 ちょっと唐突な質問だつたろうというふうに思いますけれども、耕作放棄地をなくしていくということは農地が増えるということです。そして、効率的な農業をしてすべての農産物の生産コストを下げたいという思いはありますか。

○政府参考人(西川孝一君) 耕作放棄地といま

すか、これは主として高齢化、労働力不足ということで生じてきているわけでございますけれども、これを出さない、あるいは再活用するという手がいるということがないとまずは使えないわけではございます。今回、しっかりとした扱い手を育成しようと、確保しようという対策をしていると。

それと、私ども、耕作放棄地問題に対しても着目しておりますのが、放牧ですね、肉用の繁殖牛の放牧と。最近、西日本では、まあ北海道の酪農地帯は放牧というのは当たり前なんですかねども、肉用の繁殖牛の放牧というのは非常に少なかつたんですね。最近、そういう中山間地という場所でござりますけれども、今特に面積的に拡大したいと思っているのが、一つは飼料作物に擴大したいと思ってますが、また野菜につきましては、今現在、何といいますか、中食といいますか、家庭で消費する野菜じゃなくて、加工用の野菜といわばは大変海外から入ってきているわけです。メーカーといいますかユーチューバー側は、もう少し、ほんの少しでいいんだと、価格、コストダウンをしてくれれば国産に替えたんだという方々はたくさんいらっしゃるわけですね。そういう方々に対しても和牛の、繁殖和牛の放牧というものが増えていると。

ちょっと話変わりますけれども、和牛についてのは、何とか繁殖和牛を我々増やしたいと思つてゐるわけです。そういう放牧なども、有効活用することができるわけですが、そのためには、大臣が冒頭にもおっしゃいましたが、ただそのためには、大臣が冒頭にもおっしゃられましたけれども、これはいいものを供給するためには、大臣が冒頭にもおっしゃられたとおりの方法といふになると思いますが、ただそのためには、大臣が冒頭にもおっしゃられましたけれども、これはいいものを供給するためには、大臣が冒頭にもおっしゃられたとおりの方法といふことですから、しっかりとした、能力と意欲という言葉がよく使われますけれども、私は生産局の立場からすれば、技術力をもつた農家、そういう方に物づくりをしっかりとしていただきたいと。そういうことによって、その耕作放棄地も防げるし、また再活用の道もあるというふうに考えているところでございます。

○政府参考人(西川孝一君) 何を使うかは正にその経営体が判断するわけでござりますけれども、今現在、現場で取り組まれている例としてあるのが、一つの有力な手段として放牧というのがあると。そういうことによつて、その耕作放棄地も防げるし、金額を受け取ったときに、だれかがどこかで泣く話じゃないですか、これが、農業たりとも市場経済の中から隔離するわけにはまいりますけれども、作るものがないと一言申されたんが、一つの有力な手段として放牧というのがあると。そういうことを事例を紹介申し上げたし、また我々の飼料の増産という面においてはこの放牧と

というところでございます。

○小川勝也君 ちょっと強引かもしませんけれども、耕作放棄地をなくして自給率を上げたいことは、やはりしっかりと扱い手がいると、そのために放牧地を作つて、そこに和牛などを飼つて育てたいと、こういう話だろうというふうに思います。

ほかのえさ、肉の自給のほかに、自給率を上げたいと思っています。今回、しっかりと扱い手を育成しようと、確保しようという対策をしていると。

それと、私ども、耕作放棄地問題に対して今着目しておりますのが、放牧ですね、肉用の繁殖牛の放牧と。最近、西日本では、まあ北海道の酪農地帯は放牧というのは当たり前なんですかねども、肉用の繁殖牛の放牧というのは非常に少なかつたんですね。最近、そういう中山間地という場所でござりますけれども、今特に面積的に拡大したいと思っているのが、一つは飼料作物に擴大したいと思ってますが、また野菜につきましては、今現在、何といいますか、中食といいますか、家庭で消費する野菜じゃなくて、加工用の野菜といわばは大変海外から入ってきているわけです。メーカーといいますかユーチューバー側は、もう少し、ほんの少しでいいんだと、価格、コストダウンをしてくれれば国産に替えたんだという方々はたくさんいらっしゃるわけですね。そういう方々に対しても和牛の、繁殖和牛の放牧というものが増えていると。

ちょっと話変わりますけれども、和牛についてのは、何とか繁殖和牛を我々増やしたいと思つてゐるわけです。そういう放牧なども、有効活用することができるわけですが、そのためには、大臣が冒頭にもおっしゃられましたけれども、これはいいものを供給するためには、大臣が冒頭にもおっしゃられたとおりの方法といふことですから、しっかりとした、能力と意欲という言葉がよく使われますけれども、私は生産局の立場からすれば、技術力をもつた農家、そういう方に物づくりをしっかりとしていただきたいと。そういうことによつて、その耕作放棄地も防げるし、また再活用の道もあるというふうに考えているところでございます。

○小川勝也君 なぜちょっとこの引っ掛けみたいと。そういうことによつて、その耕作放棄地も防げるし、また再活用の道もあるというふうに考えて

横断の品目は限られている、過去実績がない、何を作つたらいののか。放牧地なんというのは今初めて聞いて、ああ、そうかと思ったんですけども。

それで、もう一点、我々が自給率を上げるために、輸入農産物と競争をやいかないわけです。安心、安全なんというキーワードはありますけれども、実は市場も二極化しております。お金持ちは本当においしくて安全なものを食べたいと。この前、視察の際にごちそうになりましたイチゴ、イチゴが、例えば北海道で生産者が努力して作っているわけでござりますけれども、今特に面積的に拡大したいと思っているのが、一つは飼料作物に擴大したいと思ってますが、また野菜につきましては、ということござりますし、また野菜につきましても、今現在、何といいますか、中食といいますか、家庭で消費する野菜じゃなくて、加工用の野菜といわばは大変海外から入ってきているわけです。メーカーといいますかユーチューバー側は、もう少し、ほんの少しでいいんだと、価格、コストダウンをしてくれば国産に替えたんだという方々はたくさんいらっしゃるわけですね。そういう方々に対しても和牛の、繁殖和牛の放牧というものが増えていると。

今海外に取られたその加工食品といいますか中食であるとか、その加工用の野菜に転換すると、いうのも一つの方法といふになると思いますが、ただそのためには、大臣が冒頭にもおっしゃられましたけれども、これはいいものを供給するためには、大臣が冒頭にもおっしゃられたとおりの方法といふことですから、しっかりとした、能力と意欲という言葉がよく使われますけれども、私は生産局の立場からすれば、技術力をもつた農家、そういう方に物づくりをしっかりとしていただきたいと。そういうことによつて、その耕作放棄地も防げるし、金額を受け取ったときに、だれかがどこかで泣く話じゃないですか、これが、農業たりとも市場経済の中から隔離するわけにはまいりますけれども、作るものがないと一言申されたんが、一つの有力な手段として放牧というのがあると。そういうことを事例を紹介申し上げたし、また我々の飼料の増産という面においてはこの放牧と

可能なことがあります。このリスクを農業者に負わせるというのは実は最小限にとどめたいと私は思うわけであります。ちょっとと思うわけであります。あるいは環境支払、ヨーロッパでこのことを中心に農業視察を行った経験は私はありませんけれども、私たちが、例えば緑の政策、直接所得補償、直接支払、あるいは環境支払、ヨーロッパでこのことを中心に農業視察を行った経験は私はありませんけれども、どちらかというと、いわゆるゲタの部分があつて、あとは、のんびりとは申し上げません、樂しくすばらしい環境の中で安全な農作物を都会や町の消費者に届けるという誇りを持つて、安心して農業を続けられるというのが我々のこの理想だつたわけです。ところが今回、何とか支払といふのは入っていますけれども、我々の思いから懸け離れているんですね。本当にこのヨーロッパ型の直接支払も非常に難しい局面を迎えていたという報告もありますけれども、私たちの国でもつと農業者が、猫の目農政というふうに言われて、今度はどうだろう、今度はどうだろうというふうに言われながら、市場経済と絶えず戦つて、見えざる敵、佐賀と戦う、栃木と戦う、こういうことばかりが本当に農業なのかなというふうに思つております。

もつと、さつき私が幻想かもしれないけれども思つたように、すばらしい自然の中で農作物を安定供給するという誇りを持つて、安心して農業を経営する、息子に継がせるといった農業は日本においては不可能なんでしょうか。これはちょっとどうなたかにお答えをいただきたいと思います。

○國務大臣(中川昭一君) いい意味で私は佐賀や栃木と競争をしていただくことが消費者ニーズにもこたえられることだらうと、うふうに思つております。しかし、あくまでも国内の生産をきっちり確保するということも大前提でございますから、もうルールなしの競争とか、もうとにかく競争すればいいんだというものでもないということは、私も小川委員と基本的に同じでございます。生産のスピード、あるいはまた土地という

ものが極めて重要な生産要素であること、自然、生き物相手であるということ、これはもう世界共通の必然でございますから。と同時に、ここはある小川委員と全く同じでございますけれども、危険な、そして情報のない外国の野菜等々がどんどん入ってくるということに対する対策では、消費者の方がこれを大変警戒をしているわけでありますから、そういう意味で安全、安心な食品を供給するということも我々の責務でございます。

そういう中で、樂しくということは生きがいをも、確かに、近年、食生活の変化の中で消費量が減少する、あるいは消費の川下における低価格米への志向が強いといったようなことで、価格下落傾向が見られるところでございますけれども、一方、御案内のとおり、作況が七四だった平成五年でございますとか、作況が九八であります平成十年、あるいは作況が九〇であった平成十五年には需給状況を反映して米の価格は上昇しているところでございます。

○小川勝也君 中川大臣もまるつきり相手が倒れてつぶれるまでに価格競争をやればいいというふうなお考えではないというふうに思います。この問題、後にまたしますけれども、実は一番の懸念は一貫しております。今回の法案が成立することによって、あに岡らんや、米の生産調整に狂いが生じて、全国で米が過剰になる懸念があるということであります。この懸念、様々あるけれども、実は十七年産、初上場しましたのが昨年九月下旬でございます。そのときの落札価格が一ヶ月二千二百円でございます。それが直近の五月末には、これいすれも一俵当たりでございますけれども、実は十七年産、初上場しましたのが昨年五月十八円と、全平均銘柄ではかなり停滞という結果でございますけれども、まず府県では、先ほどの担い手の網から外れた人たちが、それだったらもうしようがないと、どうせお金は要らないから、縁故米というんでしようか、米を作つて親戚や子供や兄弟に送るという米がまた増えやしないかといふふうに懸念をするわけであります。そして、農林水産省は、米の価格は市場が決める。例えばナラシ政策なんというのも一応は説明を受けました。しかし、ここから数年間はもう右肩下がりで米の価格が下落するんじやないかといふふうに思つておりますので、例えば北海道の米の主産地では、いわゆるところの生産コストを割り込む結果になるということを最大の懸念に私はして

おるところでございます。

米の生産、そして価格、そしてその後どういうふうし、ふるい下の主食用に回すものをきちっと止めたということもある。あるいは道序を始めと止めたということもあります。関係者の方々がいわゆる地産地消、食率向上、食べる率ですね、食率向上運動に取り組んでおられます。こういった複合的な要因でさらなる値段が上がってきておると、こういったこともござります。

○政府参考人(岡島正明君) お答え申し上げます。まず、米の価格についてでございますけれども、も、確かに、近年、食生活の変化の中で消費量が減少する、あるいは消費の川下における低価格米への志向が強いといったようなことで、価格下落傾向が見られるところでございますけれども、一方、御案内のとおり、作況が七四だった平成五年でございますとか、作況が九八であります平成十年、あるいは作況が九〇であった平成十五年には需給状況を反映して米の価格は上昇しているところでございます。

○小川勝也君 平成十七年産の米でございますけれども、全国ベースでは作況一〇一でございます。そうした中で、北海道は非常に好天候に恵まれまして作況一〇九だったわけでございます。そうした中で、この十七年産の北海道産のきらら三九七が今どういう状況になつているかということでございますけれども、実は十七年産、初上場しましたのが昨年九月でございます。そのときの落札価格が一万二千二百円だったものが一万三千八百五十八円と、全平均銘柄ではかなり停滞という結果でございますけれども、価格が横ばいなわけでございますけれども、それはかなり価格が上がってきたということがございました。

このように、私どもとして考えておりますの生産調整の実行に一定の役割を果たしている受託組織についても、生産調整の推進の観点から、経営規模要件を緩和できることとしておりまして、可能な限り米の需給調整に配慮しているところでございます。

それから、それでもなおかついわゆる扱い手の対象にならない方々、そういう方々について産地づくり対策等の中で米の需給調整に対する支援策を行うということで、いわゆる扱い手以外の方に対しても一定の米価下落対策が行えるよう措置することとしております。

こういったことによつて、小規模な方も含めて対象にならない方々、そういう方々について産地づくり対策等の中で米の需給調整に対する支援策を行うということで、いわゆる扱い手以外の方ととしておるところでございます。

○小川勝也君 生産調整対策といいますと、今おつしやられたのは、いわゆるところの扱い手に

ならない小規模の稻作農家に対しても生産調整をしっかりと守つてもらうために何らかの施策を行なうということに理解してよろしいですか。

○政府参考人(岡島正明君) そういう方向で我々としては施策を打つていかたいということをございます。

○小川勝也君 先ほども申し上げましたけれども、坦い手にならなかつたということで、もうおれたちもいいと、もうお上の言うことは聞かないで、こういう動きにもなるんじやないですか。余り甘い見通しをしていると北海道の米生産者にも迷惑が掛かる話なんですけれども、大丈夫なんでしょうか。

○政府参考人(岡島正明君) 正に米の生産調整、生産農家全体の取組として、もちろん地方公共団体も含めて地域協議会等でも生産調整ができるだけしていただく、そのための支援策として今申し上げているような産地づくり対策でも工夫をしていくというところでございます。

○小川勝也君 もう一つ、米の消費拡大、これはできなくともやらなきやいけないことなんで、一生言い続けなきやいけないことだらうというふうに思いますけれども、少子化と食生活の変化で大変厳しい状況だらうというふうに共通認識を持つておるところだらうというふうに思います。

そして、人口が減つっていく中で、先ほどちょっと逆説的な質問をいたしましたけれども、いわゆる農地は減らさない、耕作放棄地も減らすということなんで、バランス崩れないか心配なんですけれども、もし仮に北海道の米生産農家がいつまでも区分出荷ばかりしててもしようがないと、これは米じゃなくて別なものを作ろうというふうに考えたときに作るものがないと、こういう話だつたわけですね。

それで、一義的に考えたら、私はこの前も申し上げたんですけど、やはり私たちの国でいわゆる自給率が低い農作物は何か。これやっぱり麦、大豆なんですね。一つ、やっぱり麦、大豆に関しては、この過去実績ということで言つて、これ

からどんどんどんどん作つてください、という奨励、インセンティブにならないといふことがあります。大問題なんだろうというふうに思いますが、これがWTTOの色の問題で非常に気遣いをされた分野だということはよく知つてますけれども、このままで、一方で大豆の過去実績を受け取つておられる方がいる、麦の過去実績を持つておられた方はいる中で、米から過去実績のない中で麦、大豆を作らうという人は出てくるんじやうか。この辺の見通しについてお伺いをしたいと思います。

○政府参考人(井出道雄君) この新しい政策、品目横断的経営安定対策では、これはもう何度も申し上げておりますように、緑の政策として過去実績に基づく支払をするということでありますから、今、委員がお尋ねのような場合にはこの品目横断的経営安定対策の緑の部分は当然当たらないわけでございますが、以前にも何度も御答弁しておりますけれども、やはりこの坦い手が規模拡大をしていくということは、四ヘクタール、十ヘクタールでとどまるわけではなく、やはり土地利用型農業でやつていく限りには更にもう少し大きくならないと自立はできないわけでありますから、そういうたたき手の規模拡大要求を減殺しないよううにという観点から見れば、この品目横断的経営安定対策とはまた別にこの坦い手の規模拡大対策として別途十九年度でも予算を考えていきたいというふうに考えております。

○小川勝也君 巷間言われているんですけれども、例えれば非坦い手になつて、今まで麦を作つていた人が米にまた戻つてくると、こういう懸念があるわけありますけれども、その辺はきちつともうとも麦を作つていいこうというふうに意欲が持てるような対策なんでしょうか。

○政府参考人(井出道雄君) 私が申し上げましたのは、あくまで坦い手となつていただいた方が過去実績のない部分についても農地を集約して規模拡大をされる分についてはこの緑ゲタとは別の政策として規模拡大分について手当てをしようといふことでございます。

ですから、そういうこともするんだということがちゃんと農業の方に分かつていただき、熟知する中で、やっぱり坦い手になつた方がメリットがあるんだなということを分かっていたらいい

ことが必要だと思っておりまして、品目横断だけがあつてあとは何にもしないんだと、もう規模拡大しようが新規参入しようが政策の対象にならないんだなということではないと、いうことを我々は考えておりますので、そのことについて從来地方に対する発信が弱いと言われてもおりますんだけあってあとは何にもしないんだと、もう規模拡大しようが新規参入しようが政策の対象にならないんだなということではないと、いうことを我々は考えておりますので、そのことについて從来地方に対する発信が弱いと言われてもおりますんだけあってあとは何にもしないんだと、もう規模拡大しようが新規参入しようが政策の対象にならないんだなということではないと、いうことを我々は考えておりますので、そのことについて從来地方に対する発信が弱いと言われてもおりますんだけあってあとは何にもしないんだと、もう規模拡大しようが新規参入しようが政策の対象にならないんだなということではないと、いうことを我々は考えておりますので、そのことについて從来地方に対する発信が弱いと言われてもおりますんだけあってあとは何にもしないんだと、もう規模拡大しようが新規参入しようが政策の対象にならないんだなということではないと、いうことを我々は

過去実績をもつて交付金を受けている人が隣にいるのに、自分は何ももらえないのに新しく麦を作っている人はほとんどいないうだらうというふうに思います。これは生産者の中でもいわゆる疑問の声が上がっています。我々の国はやっぱり米の自給率は高いけれども、麦、大豆の自給率はこれはもう大変恥ずかしい数字なわけで、これは政策的に誘導をする必要があるんだろうというふうに思いますが、そのことも含めてしっかりと説明をしていただきたいと思つております。

○小川勝也君 基本的に、変な話ですけれども、過去実績をもつて交付金を受けている人が隣にいるのに、自分は何ももらえないのに新しく麦を作っている人はほとんどいないうだらうというふうに思います。これは生産者の中でもいわゆる疑問の声が上がっています。我々の国はやっぱり米の自給率は高いけれども、麦、大豆の自給率はこれはもう大変恥ずかしい数字なわけで、これは政策的に誘導をする必要があるんだろうというふうに思いますが、そのことも含めてしっかりと説明をしていただきたいと思つております。

それと、めん用の需要は一体どのぐらいあるのかとということなんですけれども、それほど多くはないんですね。今、大体日本めん用で供給しているのが四十三万トンぐらいでござりますけれども、全体としては多分六十万トンとか七十万トンとか、ちょっと数字は正確ではございませんけれども、それほど多くはないんです。どこに需要があるかというと、もう一つはパン用とか中華めん用にあるわけです。ところが、この中華めんパン用ということになつてきますと、たんぱく含量が先ほど申し上げた日本めんより少し高くないところが駄目なわけです。最近になつてこの辺のところの品種育成がされてきたわけですから、も、ただ、一般的の国民の皆様方がお食べになつている小麦、パン用の小麦とか中華めんというのは世界の最高水準の品質のものを原料として作られた製品を食べていらっしゃる。そこに行くわけですから、作り方も含めて相当努力をしていかなければなりません。

○政府参考人(西川孝一君) 小麦と大・裸麦といふ、まあ麦には、通常四麦という言葉で言われておりますけれども、大きく分けて小麦と大・裸麦ということで整理してみますと、日本の小麦はこれももう委員も御案内のとおり、品種特性、これは日本の気象も原因していると思いますけれども、めん用というところに主用途を置いていると

いうことでございます。ところが、我々生産部局としてはユーローサイドから品質が悪いということでさんざんクレームを受けています。申しますのも、めん用の場合にはやはりたんぱく含量が理想的には九・五から一一・五とか、まあ一定のたんぱく含量がないとしつかりとした歯触りのめんにならないと言われているわけですが、残念ながら我が国で生産される小麦は非常にばかりつきがあると。北海道の小麦とか九州の小麦とか、主産地の小麦というのは評判はある面においてはいいわけですけれども、そういう面で大変国産麦については品質評価が低いということがござります。

そんな中で、実はもう一点、苦しい話があるんだろうというふうに思います。国内産麦がもし生産されても、製粉事業者等の実害の方で大変なミスマッチの問題が起因してくるということで、実は麦の自給率を上げたいんだけどもその道は陥り込む。ですから、基本的に言うと麦の自給率は上がるなんないんじやないかと、いわゆる上げられないんじやないかというふうにあきらめている向きも聞こえてくるわけであります。その辺の事情はいかがでしようか。

○政府参考人(西川孝一君) 小麦と大・裸麦といふ、まあ麦には、通常四麦という言葉で言われておりますけれども、大きく分けて小麦と大・裸麦ということで整理してみますと、日本の小麦はこれももう委員も御案内のとおり、品種特性、これは日本の気象も原因していると思いますけれども、めん用というところに主用途を置いていると

と思うんです。

ところが、大・裸麦になりますと、基準年の十五年で二十万トンなんですけれども、足りないものですからむしろ増やしたいということで、大・裸麦についてはもっと増やしたいということで考えているというか、いろんな対策もそれに向けて打っているということでございます。

○小川勝也君 そういういた事情もあって、麦を作れば自給率が上がって幸せ、ハッピーというわけにはなかなかいかない事情もあるようあります。

先ほどの参考人の話もありましたけれども、元々、我々の国は水田に適した地域でございます。今、冗談でちよつとふつと浮かんだんですけども、小麦に罰金でも掛け、やっぱり米に戻してもらつた方が有り難いねと思ったわけありますけれども、そういうわけにもいかない。で、先ほどの作るものがないというふうになるわけであります。

それで、野中さんという家に視察にお邪魔いたしました。二十町歩ぐらいだったんだけれども、いろいろ検討した結果、家族経営の水田経営は十五ヘクタールが最もコストが一番下がる点だと、印象的でございました。これは北海道の例だろうというふうに思います。機械だと色々な設備投資だとか考へると、それはもうでかけられればかいほどいいというのは、例えば十五の倍数が多いのかもしれない。そういうところから、後継者ですね。それで、後継ぎの御子息に聞いたら、やっぱり何がもうかるかというふうに考へてイチゴと。長男がイチゴで、三男がナンバンという、トウガラシですね。こういうふうに今やつていて。その考へ方は正に中川大臣の考へ方に非常に合致した頗もしい後継者ですね、何がもうかるか考へたと。変な物作つたら、中国や外国から入つてくるから、競争力のある品目じやなきや駄目だ、イチゴならば運んでくる間に駄目になるから競争力は強いぞ。そして、いや、でもね、ガソリンじやなくて油をたくさんで栃木県や佐賀県に対し

てビハインドがあるんじやないかと聞いたら。したくら、いや、冬場の日照は旭川は結構強いんでこれまでからむしろ増やしたいということで、大・裸麦についてもっと増やしたいということで考えているというか、いろんな対策もそれに向けて打っているということでございます。

○小川勝也君 そういういた事情もあって、麦を作れば自給率が上がって幸せ、ハッピーというわけにはなかなかいかない事情もあるようあります。

こういうふうに、結局、米じゃなくて野菜に行かないで、何か金を取れる品目に移行しないと農業経営が成り立たないということなんです。そのこと 자체が悪いかどうかというふうに思いませんけれども、先ほど大臣との若干の論争がありましたが、それだけでも、絶えず競争をさせられるのが農業経営者だなど、こういうふうに思つてしまつたんですね。

そうしますと、さつきなぜ耕作放棄地を解消したいんだと。日本は、内外価格差の関係から残念ながら外国からも農産物が入つてくる、そして麦の自給率は上がらない。あと時間があれば油の原材料やえさのこともお話ししたいけれども、基本的に厳しい中で、飽和状態の野菜や果物の中でもみんな戦いをしなきゃいけないわけです。

そして、先ほど言つたように、野菜のカット野菜、もうちょっと原価安くできないか、そういうふうに厳しい中で、飽和状態の野菜や果物の中でもみんな戦いをしなきゃいけないわけです。

ふうに原価を安くする競争をすれば、家族経営農業というののはもう風前のともしびになる。先ほど来るも答弁の中にある、例えば建設会社が農業に参入する、大きな農業生産法人がいわゆるところの、経営の、いわゆる農業の主体的従事者ではなくて、いわゆるところのアルバイトを使って農作業をさせる。もっと考へると、安く農産物を作ろ

うと思つたら、大規模に経営して、あるいは外国人労働者を使へば安い、あるいはそれは研修生かもしれない。そういうふうに限なく、際限なく合致した頗もしい後継者ですね、何がもうかるか考へたと。変な物作つたら、中国や外国から入つてくるから、競争力のある品目じやなきや駄目だ、イチゴならば運んでくる間に駄目になるから競争力は強いぞ。そして、いや、でもね、ガソリンじやなくて油をたくさんで栃木県や佐賀県に対し

なきやいけない。ピーマンで失敗したから今度は結構有利なんだ。そこまで研究して先ほどのイチゴ生産をして、本当にきれいなすばらしいイチゴを、これは市場にも認められて、有り難い話です。

これを、もっとと言うと、例えば孫悟空でも閻魔様でもいいんですけども、農林水産省という奈良の大仏がいて、野菜も米もそして果物も、様々な品目を、おい、おまえらもう自分たちで好き勝手に売れる物考えろと。くるくるくるくる回つたけれども、先ほど大臣との若干の論争がありました。隣の土俵もまた苛烈な競争をする。農家はいつも安心を得ることなく、絶えず市場を気にし、消費者に振り回されて、安くいい物を、安くていい物をというお題目の中で苦しい農業経営を強いらされることになるんじゃないかなというふうに私は思つてしまつたんです。

そこで、中川大臣に、藤野農業会議会長、御存じですね、の懸念をちょっとお尋ねしたいというふうに思います。それは、先ほど村田参考人が資料の中に御用意いただいたものです。読みますよ。「品目横断的経営安定対策の第三条交付金(ゲタ対策)が導き出されることになった。このゲタ対策を「緑」化するためには、過去の作付け面積に対する交付金のウェイトを高めざるを得ない。交付金の七割を過去面積に支払うという設計をすれば、」これ、仮にですよ、「小麦過去面積二ヘクタールの認定農業者が平成十九年に小麦を作付けせず、野菜などの対策対象外農作物を作付けたとしても、」この試算で言うと「五百六十万八千円の交付を受けることができる。これでは、食料自給率が向上しないだけでなく、モラル・ハザードを引き起こしかねない。」こういうふうに思つたら、大規模に経営して、あるいは研修生か人労働者を使へば安い、あるいはそれは研修生かもしれない。そういうふうに限なく、際限なく

十勝の優良畠作農家がゲタの対象品目の過去実績を持つておられる方はたくさんいます。てん菜を持った大・裸麦になりますと、基準年の十五年で二十万トンなんですけれども、足りないものを作れば、消費者に評価をされれば、やはり安全、安心、おいしいというものであれば、私はそういう農産物を消費者は求めているんだろうと思います。もちろん、さつき小川さんがおつしやつたように、全部が全部ではありません。二極化という言葉を使われていたと思いますけれども、大いに小川委員の御地元でも、イチゴであろうがスイカであろうがトウガラシであろうが作つて、そして収益を上げて他産業並みの収益で暮らしを豊かにしていただきたい、これが我々の目標です農業、農政の方向性でございます。

そういう中で、十勝の例を挙げていた大

変恐縮ですが、今、ナガイモの話がありました  
が、たまたま先日の日曜日、私、ナガイモ工場を見てきたんですけれども、十アール当たり五十万円の収益を上げている。でもピークに比べると半分に減っちゃつたと、こう言つておりますが、それでもまあ百万だ五千万だということで、これはほかの農作物に比べると収益率は大変高い。しかも、これは東アジアでもよく売れている。ただし、物すごく手間が掛かるんですね、御承知のとおり、一メートル掘らなきゃいけないわけですから。暗渠も明渠も深くしなければいけない。そういう投資なり努力をすることによっていい結果が出るということです。

それはそれとして、高付加価値農業でありますけれども、それも大事ですけれども、国民の自給率を上げるために土地利用型でカロリーで貢献できるもの、さつき何か麦作るのは罰金取れとかいう冗談の御発言もございましたけれども、米も大事、麦も大事、でん粉も大事、砂糖も大事という事でありますから、御指摘のように、みんなが同じものをばつと作っちゃうと、それは値崩れが起きて、それはもう大変なことになる。よく大根やキャベツが豊作になつて土に埋め返るなんといいます。他方、最近は経じて野菜の値段が高くなつて、今度は消費者の方々が困っているという状況でありますので。

やはり、これは、はしの上げ下げを農林水産省

ますから、プロの判断でこれをやって大いにいいものを消費者に売ろう、買ってもらおうということで、高品質のものを作る、そして過去払いある今はまたその他の品目横断の支払も受けるという農業をやつていただけるような農政をこれからもほかの農作物に比べると収益率は大変高い。しかも、これは東アジアでもよく売れている。ただし、物すごく手間が掛かるんですね、御承知のとおり、一メートル掘らなきゃいけないわけですから。暗渠も明渠も深くしなければいけない。そういう投資なり努力をすることによっていい結果が出るということです。

これはかりに言うと、じゃ残りは切り捨てかといふことになるわけでございますけれども、そっち

はそっちでいろいろな対策で少しでも多くの農業者にこの対策が該当できるように、これからもよ

く説明をし御理解をいただいて努力をしていきた

いというふうに考えております。

○小川勝也君 たまたまこの法案は北海道のため

にあるというふうに言わされました。どちらかとい

うと府県の皆さんにとつても、この四ヘクタール

という壁も云々、あるいは集落営農の難しさをい

うる伺つても大変厳しい法案などというふうに思つていました。北海道もみんなと一緒に現地で

公聴会もし、そして視察もいたしました結果、特に旭川、上川は大変な事態だなというふうに私は

理解しています。

そんな中で、大臣の御地元、たまたまですよ、

たまたま十勝の大規模畑作農家で順調に借金も返

し、そして今回の対象品目の作付実績もあり、そ

して商品価値の高い雑豆やナガイモで収入も得る

なんという農家は、これは本当にすばらしい法案

だなというふうに、皮肉じやなく思いました。

今の大臣の最後の言葉をかりれば、そういうふ

うに競争力のある農家がどんどんどんどんいいも

のを作つて安く作つて生産性を高めて競争する、

そしてそこに参加できない農業、例えば家族農

業、こういうところには、仕方ないですと、こ

こはゲタを上げますからその地域で頑張つて農業

してくださいといふのが、これが僕は綠の政策だ

ではない。つまり、この四とか十とか二十とかと

いうのはあくまでも一つの目安であつて、面積要

クタール糾合すればいいんじゃないなくて、お互いに

その中で、高齢者の方には高齢者の役割を、ある

いはリーダーにはリーダーの役割といった質的な

面で、まあ有機的な結合と言つていいんだろうと

思いますけれども、そういう形の集落営農という

ものは、私は今後非常に意味のあるものである

し、そういうことをやつぱりやっていくことに

てもいろんな作物を作つて、そして高収益を上げ

よつて規模の小ささをまさしく、まあこれから始

か。これは、集落営農に参加すればいいじゃないかというふうに役所の皆さんは図面の上で書いているけれども、これ大変なトラブルがあります。それで、文字どおり目標を持つて、よりもうかる農業をやつていただけるような農政をこれからも進めていきたいと。

こればかり言うと、じゃ残りは切り捨てかといふことになるわけでございますけれども、そっち

はそっちでいろいろな対策で少しでも多くの農業者にこの対策が該当できるように、これからもよ

く説明をし御理解をいただいて努力をしていきた

いというふうに考えております。

○小川勝也君 たまたまこの法案は北海道のため

にあるというふうに言わされました。どちらかとい

うと府県の皆さんにとつても、この四ヘクタール

という壁も云々、あるいは集落営農の難しさをい

うる伺つても大変厳しい法案などというふうに思つていました。北海道もみんなと一緒に現地で

公聴会もし、そして視察もいたしました結果、特に旭川、上川は大変な事態だなというふうに私は

理解しています。

そんな中で、大臣の御地元、たまたまですよ、

たまたま十勝の大規模畑作農家で順調に借金も返

し、そして今回の対象品目の作付実績もあり、そ

して商品価値の高い雑豆やナガイモで収入も得る

なんという農家は、これは本当にすばらしい法案

だなというふうに、皮肉じやなく思いました。

今の大臣の最後の言葉をかりれば、そういうふ

うに競争力のある農家がどんどんどんどんいいも

のを作つて安く作つて生産性を高めて競争する、

そしてそこに参加できない農業、例えば家族農

業、こういうところには、仕方ないですと、こ

こはゲタを上げますからその地域で頑張つて農業

してくださいといふのが、これが僕は綠の政策だ

ではない。つまり、この四とか十とか二十とかと

いうのはあくまでも一つの目安であつて、面積要

クタール糾合すればいいんじゃないなくて、お互いに

その中で、高齢者の方には高齢者の役割を、ある

いはリーダーにはリーダーの役割といった質的な

面で、まあ有機的な結合と言つていいんだろうと

思いますけれども、そういう形の集落営農という

ものは、私は今後非常に意味のあるものである

し、そういうことをやつぱりやっていくことに

てもいろんな作物を作つて、そして高収益を上げ

よつて規模の小ささをまさしく、まあこれから始

まるサッカーに例えたら怒られるかもしませんけれども、体が小さくてもみんなで知恵を絞つて小回りをもつてやつていくことによって勝ち抜いていくと。

そういう農業もありますし、十勝や上川のようになるとやつて、何を作つたらいのかということも含めてやつていくような農業も大事ですし、都市近郊で花や野菜を高付加価値で作る、これも結構手間が掛かりますから、そういう農業も含めて。単に四だ、十だ、二十だと、それに満たなかつたら駄目だと、それさえくつ付ければいいんだというものでもないんだろうというふうに考えています。

○小川勝也君 紙委員の言葉みたいですねけれども、大臣の農業は勝ち組農業だと、そういうふうに感じますね。私は紙さんと大臣の間にいると思つていてんすけれども、大分その……。

夕張メロンなんというのは、これは世界で最も成功した例です。それと、田村ファームのアイスクリームにしろ、そんなたまたま成功したブランドだけを羅列して農林水産大臣だというのは、ちょっとおかしいと思う。それは、一人一人の農業経営者がどんな思いで農業をしているのか。そして、この審議をどういうふうに見守っているのか。自分たち農家にどういうふうな使命が与えられるのかをみんなかたずをのんで見守つているんですね。

それは、負ける人がいるから勝つ人がいる。今言つたのは、産地間競争だつて激しいし、何か大きなロットで野菜に参入してくると、價格形成能力がある集団が来ると価格が下がつて、それで周囲の人々は大変な思いをするわけです。それは、市場が、消費者が選んだんだからしようがないだらうというのが中川大臣です。それが一回だけなら私もしようがないと思う。しかし、そのことが恒常ににつながつていくスタイルになつているから問題だというふうに私は申し上げているんです。だから、上川では作るものがないというふうに、こう言つていました。だから、それは何でも

いいです、トウガラシでもイチゴでも。それは、

生きていかなきやいけないから、もうけなきやいけないから作るじゃないですか。涙ぐましい努力をする。そのことによって市場を奪われていく人たちが必ずいるわけですよ。だから、そのことは

一回や二回は当たり前だけれども、未来永劫続くのがこのスタイルなわけです。私は、先ほど申し上げましたように、この環境支払とか直接所得補償とか直接支払というのは、安心して再生産ができる、循環型の農業ができるというのがこの直接支払なのかなというふうに思つていて、そのギヤップが激しくて驚いています。お金ある人がどんどん出てくるわけでありますので、一個八百円のリンゴが二千円になつても、おいしくて栄養があれば買つて食べる人がいるでしょう。その先に加工業も外食もあります。どんどんどんどん安い農作物が求められてくるであります。そうなると、先ほど申し上げましたように、経営者はばかり集まつてうまくいかないわけでありまして、それは安い労働力を使つた方が生産性が高いだけを羅列して農林水産大臣だといふのは、ちょっとおかしいと思う。それは、一人一人の農業経営者がどんな思いで農業をしているのか。そこには、株式会社参入の問題や、あるいはアルバイトを多用すればそれだけ収益は上がつてくるでしょう。そして、外国人の研修生や外国人労働者を使つた方が安くなつていい。このことについては、大臣、どうお考えですか。

○國務大臣(中川昭一君) ですから、労働力がない、でも農業をやれるし、やりたいと思っている人たちはいろんな工夫が必要だろうと。ですから、その一つの形態として集落営農という実質的な結合でもつていい経営を目指す。

それから、そのときには、多分小川委員のことろもそうでしょう、収穫時期になると、ジャガイモの収穫なんというと、いわゆる出面さんを、アルバイトですね、近所の御婦人なんかにお願いをしてやる、これも必要だというふうに思います。常に雇用していくわけにいきませんから、ピーク時対策として必要だと思います。

それから、先ほどの建設会社のように、企業が農業をやりたいということになりますと、一定の

制約、つまり農地の保有は認められないという前提でありますけれども、そうやって農業に参入していくだくと。あるいは農業法人についても、そういう形で今後とも位置付けとしてあるわけあります。

○小川勝也君 大臣の答弁を聞いていると、まあ二年後や三年後は分かりませんけれども、将来的に家族経営が相当厳しくなるなどいう予感を私はいたします。

時間がなくなりましたので、ちょっと私なりの締めをさせていただきたいというふうに思いますけれども、冒頭申し上げましたように、農村が崩壊し、人口が移動してしまったうう懸念が払拭できない。家族経営というスタイルを大事にしてきた日本農業が、生産効率を優先する市場原理主義を色濃く反映させた農業への近道にこの法案がなつてしまふのではないかという懸念が払拭できない。

そして、例えば私もさつき皮肉な質問をいたしましたけれども、耕作放棄地が、例えばホールクロップサイレージとか菜種とか、あるいは一部麦もあつてもいいかもしれない。特殊な作物を作つていくためにしっかりと耕作放棄地が耕作されることがあつてもいいと思う。その代わり余りにも過酷な市場原理主義をすべての品目において課せられることによつて、農業経営者の負担が非常に重い。離農がある。それから後継ぎができるなどという、この大きな問題を今回の法案が多分起因をさせるだらうというふうに思つています。そしてもう一点、メニューが余りにも大上段から、その一つの形態として集落営農という実質的な結合でもつていい経営を目指す。

それから、そのときには、多分小川委員のことろもそうでしょう、収穫時期になると、ジャガイモの収穫なんというと、いわゆる出面さんを、アルバイトですね、近所の御婦人なんかにお願いをしてやる、これも必要だというふうに思います。常に雇用していくわけにいきませんから、ピーク時対策として必要だと思います。

○委員長(岩城光英君) その件につきましては、

個性と個性の集まりですので大変難しい。そ

いつた意味でいうと、今の農業経営者の方々から、あるいは集落の一軒一軒の農家の皆さんには非常に有り難くない法案メニュードラッグというふうに断言せざるを得ないというふうに思つて

ところであります。

私は、野党民主党の理事として、いろんなこの法案をどういうふうに審議しようかというふうに修正協議はないのかと、いろんな相談も受けましたけれども、私の力のなさと責任感の薄さというんでどうか、ちょっととじくじたる思いでございります。

ですから、大変口幅つたいわけでありますけれども、この法案の問題点を様々指摘してまいりました。今日この後、私その後、和田委員、そして来週はツルネン委員と主査委員と郡司委員からまだ質問が残つています。将来こうなるんじゃないのか、ここは大丈夫かという懸念がメジロ押しであります。野党ゆえのつらさというのもありますけれども、しっかりとこの法案を、後からも悪い点はみんなで検証して直していく勇気がやっぱり必要だらうというふうに思います。

委員長にお詫びをさせていただきますけれども、来年以降様々この法案を実行していくに当たつて、あるいは政省令ができて、農村集落にいろんな方が説明に行つて、いろんなことが回転していく中でいろんな問題が浮き彫りになつてくることを、多分次の委員長や次の理事や次の委員で審議をすることにならうかと思いますけれども、大変私たちの国の農業政策にとつて重要な法案なんですが、次の委員会でも、来年の通常国会の委員会でもしつかりとこの問題を審議してほしいという理事会決定が委員会決定をしていただきたいといふふうに私は思いますけれども、委員長にお詫びをしたいと思います。

後刻理事会において協議することにいたします。

○小川勝也君 大変言いたいことばかり言いました。たけれども、その思いは多分同じだろ和田ひろ子委員にバトンタッチしたいと思います。

ありがとうございました。

○和田ひろ子君 実は、この法案に対し質問本當はしたくないなという思いがいたします。だつて、通つてしまふんだもの。与党の皆さんが、

通つてしまふのか、採決されてしまう。与党の皆さんは、この委員会で本当に私たちと同じ思いで、農家の皆さんのお気持ち、自分たちが農業経営をされているお気持ちをしつかり吐露されておられるので、きっとこの法案を継続にしていただけるのかななどという思いでずっと聞いておりましたら、そうはいかないよと、さつきだれかがおっしゃいましたが、私たちは、やっぱりこの法案、担い手法案というのが本当に日本の農業将来をしつかり支えていけるんだろうか、本当に農家の皆さん役に立つんだろうか、本当に消費者の皆さんがこれで安心、安全な食品が自分たちに手に入るんだろうかと。もう懸念ばかりでござります。

参考人の質問がありました。また、公聴会にも行つてきました。今日も参考の方たちにいろいろ言つていただきました。最初の参考人の生源寺先生以外は全員がこの法案に大きな懸念を示されてしまいました。山田専務でさえも大変な懸念があるというふうにおっしゃいました。昨日の藤野さんは、実は最初に公述人の御意見を述べられるとときにこの法案には賛成しますというお言葉でしたが、安心して取り組める施策はないんでしょ

うかと。例えば、農業委員会に離農の御相談に来られるとき、一番先に言わることは、借金で困つてしまつたんだ、後者がいないんだ、もう農業には更々未練がないんだというふうにおっしゃる方がおられるというふうに言つておられました。この法案に賛成する農業委員会の会長の藤野さんですら、やっぱりこの法案には懸念があるというふうにおっしゃったんだと思います。太田

原先生は、やっぱり生産調整が進めばどうなると思ひますかと、でもやっぱり米に移行するんじやないでしようかというふうにおっしゃいました。また、高見さんも、米に移行する、おれたち北海道が本当に困るというふうにおっしゃいました。白石さんも、やっぱり米に移行していくので本当に米が深刻な状況になるというふうにおっしゃいました。

そして、今聞くところによりますと、生産調整は担い手にきちんと守つてもらうけれども、担い手から外れた人にもきちんと守つてもらうということなんですね。だから、政府がやれやれと言つて、その言うことを聞いた人には守つてもらうし、言うことをどうしても、この中には、梓には入れない人にも生産調整は守つてもらう。そして、もし守らなかつたらペナルティーも町村にあるんだとすれば、これは本当にだれのための、だれが喜んで安心して農業を継いでいるための法案なのか、大変疑問に思つています。

【委員長退席、理事常田享詳君着席】  
先ほどおいでになつた梶井さんが言つておられた中で、全国農業新聞の十七年の十一月十六日付で、農政の解説の欄に、与党の、去年、選挙で圧勝したおかげでこの法案が出てきたんだ、まあ八十程度ならばまきの延長だけ、六十ではまああの雰囲気だなんというふうに書いてあるんですけれども、それって本当にそんなこと言つたんですね。農業新聞、まさか間違つたことは書かないんですね。これ、教えてください。  
○政府参考人(井出道雄君) 実は、私、初めてこられ知つたんですけど、こんなことを言つた覚えは私もありませんし、私の周りでも聞いたことはございません。

○和田ひろ子君 じゃ、何か皆さんの心を農業新聞がちゃんと透かして、思いをおもんぱかつて書いたのかななどいうふうに思ひますけど。私は、この、何というか、農業新聞が言つていることは、まあ本当に農業新聞はよく読んだなという思いがします。

私は、大体こういうことは農家の皆さんとの政策には合わないというふうに思います。農家の皆さん、みんな誇りを持つてゐるんですね。本当に誇りを持つて農業をやつてます。私は、いつもいつも言ふんですけれども、会津なんか、雪が解け始めたら、もう第一番に、村一番に田を耕すといふことが誇りなんですね。競争なんですね。そして、農機具でいえば隣よりいい物を買いたい、幾

てきて、それで十ヘクタールにするというふうにオフシヤつてました。本当に言えば、一つの集落で、たとえ十二ヘクタールだろうが十五ヘクタールだろうが、それが一緒になつてやるということが集落営農の基本なんじやないですかって私は思つています。そういう意味では、この法案には大変な誤解があるし、大変言い足りないこともおありになるんだろうし、また、この法案に付いていかなければいけない人の理解がまだ得られないということもある、大きな、大きな大変な問題だと私は思つています。

【委員長退席、理事常田享詳君着席】  
先ほどおいでになつた梶井さんが言つておられた中で、全国農業新聞の十七年の十一月十六日付で、農政の解説の欄に、与党の、去年、選挙で圧勝したおかげでこの法案が出てきたんだ、まあ八十程度ならばまきの延長だけ、六十ではまああの雰囲気だなんというふうに書いてあるんですけれども、それって本当にそんなこと言つたんですね。農業新聞、まさか間違つたことは書かないんですね。これ、教えてください。  
○政府参考人(井出道雄君) 実は、私、初めてこられ知つたんですけど、こんなことを言つた覚えは私もありませんし、私の周りでも聞いたことはございません。

それを、四ヘクタールとか十ヘクタールとか、もうみんなでくつ付けろとか併せろとか、そんな、本当にそういうことができたら、もつともつと日本の農業は変わつていたのかもしれないけれども、こういう誇りを持つた皆さん、自分の自負心でやつてきた農業が日本のこの農業を支えてきたんだというふうに私は思つています。

そういう意味では、何か今の政策つて町村合併の政策にちょっと似ているなというふうに思いますが、もう何が何でも地方財政緊迫しているからくつ付け、そういうことで、できるところとできないところがいて、うちの矢祭町なんていふのは象徴的に最初からやらないつて手を挙げたおかげで、総務大臣に、矢祭町が後ではえ面かいてもごめんねつて来ても構わないよ、審議会で言つてゐるんですね、ちゃんと。そういうような言い方をされているような今の法案じゃないかなというふうに思ひますけど。

【理事常田享詳君退席、委員長着席】

本当に、この担い手法案、私は農家の皆さん

ら借錢しても隣よりいい物を買いたい。

そういうのが、農家の人の、何ていうか、誇りと言つたらこれはあれなんだろけど、農家の人の何か本当に自慢は、うちの農機具はいいという

ような自慢もしたいし、そしてだれよりも早く田植をしたいし、もう水の関係があるからそんなことできないにしても、だれよりも早く田を耕したい。

そういう農家の誇り、そういうものが、例えば農機具を一つにしたらいんじやないの、集落一

こんなことずっと何十年も前から言われているのに、これ一つできないんですよ、農家の皆さん。

みんな一国一城のあるじだから、人の機械なんか使いたくない。人に頭下げたくないと言つたら失礼だけど、本当にそれが農家の人のお気持ちなんですね。そういうことを農林省の皆さんは御存じ

のなかなどいうふうに思ひます。

それを、四ヘクタールとか十ヘクタールとか、もうみんなでくつ付けろとか併せろとか、そんな

いながら質問をしていきたいと思います。

さつき、ばらまきのこと、出ました。実は、今

日の参考人でおいでになった梶井さんが、先ほど

紙さんも質問したんですけども、ばらまきの政

策については衆議院でも何回も議論をされたよう

だけれども、ばらまき政策って、ばらまきなんて

いう日本語はないんだ、ばらまくっていう動詞は

あるけれども、ばらまきという名詞はないという

ふうにさつきもおっしゃいました。これまで農政

にばらまきという施策があつたのか。衆議院の議

論の中で、中川大臣もばらまきという指摘には当

たらない法律を提案しているというふうにおっ

しゃつた以上は、やっぱりばらまき政策というの

はあつたのかなというふうに私も理解しました。

そういう答弁がされたとすると、今回の政策は

やる気と能力というか、意欲と能力のある農業者

を支援することになるのかどうか、食の安全や信

頼が得られるんだろうか。そういうばらまきの延

長策にしないということから、まずお答えをいた

だときいたと思います。

○國務大臣(中川昭一君) 私は、今回の政策がば

らまきだということではございませんという答弁

いたしましたし、過去においても価格政策という

政策はありましたけれども、ばらまき政策という

政策は私は使ったことございません。

○和田ひろ子君 ばらまきにはならないといふ

うにおっしゃつたんだから、やっぱりばらまきといふのはあつたんじゃないですか。そして、ばらまきにならないように、言葉じりつかんで申し訳ないんですけども、しないということからそ

ういう扱いの絞り込みというのにつながつてき

たんですね。

○國務大臣(中川昭一君) ですから、ただいま申

し上げましたように、価格政策からやる気と能力

のある農業者あるいは農業經營体に施策を絞つた

ということです。

○和田ひろ子君 例えば、衆議院でも言われたん

ですけれども、フランスとかドイツとかイギリ

ス、直接支払、さつき小川さんも言つていました

けれども、直接支払の割合というのは本当に農業

の収入の中に、農業収入と割合してみると多いん

ですね。フランスなんかは七九%が直接支払、

ドイツは一〇七・四%、イギリスは九一・五%

アメリカは一戸当たり百九十七ヘクタールを平均

耕していく、「八・九%なんです。日本は北海道

も入れて平均すると一・八ヘクタールなんだけれども、その直接支払は一・八%にしかすぎない

ですね。こういうことを考えて、日本の農業が本

当にこれから直接支払というものに対してどうい

うふうになるんだろうかなというふうに思つてい

ます。

例えば、私たち民主党は一兆円構想というのが

あつて、直接支払をきちんと考へています。今い

ろんなところで、それは、それこそばらまきだな

んていうふうに言われるんですけれども、例えば

小麦、大豆、甘味、でん粉で二千三百五十三億円

使つています。米は一千七百億円使つています。

畜産は五百三十億円使つています。野菜、果実類

は百二十二億円使つています。中山間地の直接支

払は二十一・八億掛ける」ということで、これが

六千百四十一億円掛かっています。それに環境支

払なんかをきちんと足したり、例えば無駄な公共

事業なんかを排除することによって決してばらま

きではない、私たち民主党の直接支払になります。

ほかにも一杯違う点がございますが、我々は限

られた予算の中でやる気と能力のある農業者に施

策を、あるいは農業組織に施策を絞つて、そして

農地・水・環境対策と車の両輪で施策を集中して、プロの農業、もつかる農業で消費者に安定的な食料供給をすると。それによって四〇%から、大変難しいとは思いますが、四五%の自給率を目指してやつていただきたいということでござります。

○和田ひろ子君 大変難しいと私は思います。だつて、五年間過ぎてもちつともならなかつたわけだから。

まあ、私たちが難しくないということではないんですね。この自給率というの大変難しい問題だと思いますが、実際に入つてくださつての方はごく少数ですが、他の農家の方はいわゆるだつても入れる稻穀の保険の上に米作りをされておりまして、しつかり米を作つてゐるわけでございますから、この対策で対象にならなかつた人がすべて米作りをやめてしまふとか、そういうことはあり得ないわけでございます。これはもう米については現行の国境措置で守られてゐる中で価格形成がされているわけでありますから、先ほどのきららの話等でも従来の担い手経営安定対策、今までの新しいナラシに参加されない方でもそれは需

要に見合つた生産をされてくるということだと思います。

ですから、残りの五〇%の部分について、ちゃんと米作りをしている相当な面積があるということがまず第一点でござりますし、それから野菜、果樹についてはこの対策の対象外でございますから、野菜の専作農家とか果樹専作農家という方が

○國務大臣(中川昭一君) 御審議いただいており

ますので言葉を選んでお話ししたいと思いますが、民主党の案、衆議院での御議論を聞いておりますと、一兆円、途中から二兆でも三兆でもといふ話になりました……。

○和田ひろ子君 例えばの話です。

○國務大臣(中川昭一君) いや、例えばと云ふか、現にそういうふうに発言されておりました。

それから、自給率を五〇%、政権取つたら六〇%、行く行くは自給率一〇〇%。そして、その根拠は最大面積、最大収量で計算をしてやつていつたときに五〇から六〇、そして行く行くは一〇〇になるというふうに提案者はおっしゃつておられました。

ほかにも一杯違う点がございますが、我々は限られた予算の中でやる気と能力のある農業者に施策を、あるいは農業組織に施策を絞つて、そして農地・水・環境対策と車の両輪で施策を集中して、プロの農業、もつかる農業で消費者に安定的な食料供給をすると。それによって四〇%から、大変難しいとは思いますが、四五%の自給率を目指してやつていただきたいということでござります。

○和田ひろ子君 大変難しいと私は思います。だつて、五年間過ぎてもちつともならなかつたわけだから。

まあ、私たちが難しくないということではないんですね。この自給率というの大変難しい問題だと思いますが、実際に入つてくださつての方はごく少数ですが、他の農家の方はいわゆるだつても入れる稻穀の保険の上に米作りをされておりまして、しつかり米を作つてゐるわけでございますから、この対策で対象にならなかつた人がすべて米作りをやめてしまふとか、そういうことはあり得ないわけでございます。これはもう米については現行の国境措置で守られてゐる中で価格形成がされているわけでありますから、先ほどのきららの話等でも従来の担い手経営安定対策、今までの新しいナラシに参加されない方でもそれは需

耕されている農地はこの対象の五割の外にあるわけでございますので、決してこの対策の対象が、まあ万が一、五割であつたとしても、それだからといつて耕作放棄が増えるということはあり得ないと存ります。

○和田ひろ子君 実は、政府は施策対象にならない五〇%の農地の耕作放棄というのを実は歓迎しているんじゃないかというふうに梶井さんは言つますが、いかがですか。

耕作放棄地等に特定利用権を発動し、特定法人に農業経営をやらせることも二〇〇五年改正の経営基盤強化促進法でも可能になつてゐるので、受皿になつてゐるんじやないかという懸念があるんですが、いかがですか。

○政府参考人(井出道雄君) 私、昨年改正した法律が本当にそんなふうに機能すれば大変なことだと思いますけれども、現実には本当に耕作放棄をされた何年も草ぼうぼうになつてゐるようなところをようやくいわゆる所有権の壁を突き抜けて、他のちゃんと耕作していらっしゃる方に貸してあげるとか、あるいは市町村が強制的に草刈りぐらいはできるとか、あれはそういう措置でございまして、現在のところも、現実には一件も実行に移つたものはないわけでございます。

先ほども申しましたように、五〇%が万が一この対象にならないといたしましても正に本対策の対象農産物以外の野菜ですか果樹ですかいうものの作付けを行つていらつしやる方もいますし、また、先ほど申しましたように、政策支援を受けずに米作りをされる方もいらっしゃいますので、直ちにその農地が遊休化するということを意味するものではありませんし、私たちは当然、耕作放棄地の発生を歓迎しているなんということは決してございません。

○和田ひろ子君 大臣がお帰りにならないんだけど、大臣に質問なんだけど、五番は。

兼業農家なんですけど、兼業農家がこの対象にならないような感じで、兼業農家が実は大変、本

当は日本の農業、いや、もう本当に、専業農家が支えてきたときもあつたんでしようけど、今はすうと兼業の皆さんのが支えているんですよ。も

う本当に何回も私は言つてゐると思いますが、田んぼでは本当にもうからないんだけど、家族がみんなで働いて農機具の借金払つてゐるんだなんてみんな言つてます。本当に兼業農家の皆さんがあつても過言ぢやないというふうに思いますよ。

経営安定対策を構築していくに当たつて、これは葛谷さんがおっしゃつてあるんですけども、これ兼業農家の役割等についてもつと突っ込んだ議論があつてもしかるべきだつたというふうにおつ

しやつてます。畜産、野菜、果樹については既にかなりの程度まで主業農家への集約が図られてゐる一方で、水田稲作、米については主業的農家への集約が三七%にとどまつてゐる。それはそれなりの必然性があつてのことであると考えるべきであるが、すなわち畜産、野菜、果樹のような主業化、専業化によるメリット確保が可能な集約型の作物については規模拡大が既にかなりの程度実現されていています。さらに、これに対して、土地利用型の米については、価格支持がなくなると

ともに、消費量の減少によつて価格の下落傾向が続いて、さらに関税の引下げによつて低価格の輸入ものの流入が懸念される中では、主業化、規模の機械を買うなんということは非常に難しくなりますし、そんなことをしてまで六十五や七十になつて本当に農業を自分一人で狭い面積耕して続けるのかと。そういう中で、集落の中で、機械は一台、二台にしようと、みんな機械が壊れた都度もう買うのはやめようと、そういう中で、話合いの中で集落営農というのは育つてきてるわけであります。

先ほど委員が御指摘のように、もちろん農家の

中には、自分の機械を持ちたいとか、人の世話にはなりたくないとか、人よりも先に篤農家として頑張つてゐるというのを誇りにしていると、それが日本の稲作農家の典型的な方だつたと思つますけれども、我々が見るところも、本当に五年、十年たつてそういう方が高齢化をし、今はもう既にばらばらといなくなつてゐるわけであります。その後継者が育つてない中で何とかこの組立てを直しませんと日本の農村地帯に本当に担い手がないなくなつてしまふと。

ついこの間も山形県にお邪魔しましたら、そこの方々がおつしやるには、井出局長、私は青年部でずっとやつてゐたけど、四十六になつたけれど、私の後には一人もいないんだよと、四十六

集落営農の非常に盛んである北陸地方とか中国地方なんかを見ますと、集落営農組織、立ち上がりたところで総兼業といふ、つまり主業農家は一軒もないという中で集落営農組織が出てきているところがほとんどでございます。

じゃ、そういう兼業農家が何で集落営農に行こうとしているかということになりますけれども、結果、今までそれの方がほどほどにお若く働き盛りで、四十年代、五十年代前半ぐらいで、農機具に対しても投資もできただけであります。これから五年、十年たまるとそういう方が、団塊世代を含めて、リタイアをされます。その人たちは収入がなくなるわけであります。年も取りまして非常に重労働というか重作業に堪えなくなります。そうしますと、機械を従来のように、兼業収入を充てて新品の機械を買うなんということは非常に難しくなりますし、そんなことをしてまで六十五や七十になつて本当に農業を自分一人で狭い面積耕して続けるのかと。そういう中で、集落の中で、機械は一台、二台にしようと、みんな機械が壊れた

方もくみ上げて担い手として位置付けていくこ

と、そういうことで頑張つてゐる人たちにエールを送つてゐるというつもりでございます。

○和田ひろ子君 先ほどの葛谷さんはこのことについての質問に答えて、基本は、土地利用型だけでもやることは無理がある。小規模であつても兼業であつても、また高齢者や女性を十分に活用していかないと集落は守つていけないというふうに思つてます。おつしやいましたけれども、やつぱりそういうふうにしないと集落は絶対に守れないというふうに思つてますので、よろしくお願いします。

局長、お願いします。対象者とされる特定農業団体というのは、若しくは特定農業団体と同様の要件を満たす組織というのはどのくらいあるんですか。

○政府参考人(井出道雄君) 集落営農組織全体としては昨年の五月現在で全国で約一万存在すると、いう調査結果が出ておりますが、特定農業団体といふのは、若しくは特定農業団体と同様の要件を満たす組織といふのはどのくらいあるんですか。

○政府参考人(井出道雄君) 集落営農組織全体としては昨年の五月現在で全国で約一万存在すると、いう資格を取得しておりますものは今年の三月末で二百十三団体でございます。また、この特定農業団体と同様の要件を満たす組織といふものについては、当委員会でも御議論いたいでおります

規約作成、経理一元化あるいは法人化計画を持つているというような五つの要件を満たすことが前提となつておりますが、これらの五つの要件につきましては、この集落営農を組織する構成員の方の合意に基づくものでございますから、この一万のうちこの五要件を現在満たしているものがどの

くらいあるのかとということについては私どもまだ把握をいたしておりません。

○和田ひろ子君 十九年にならないと分からないという答えですね。

この間の質問でちょっととこれ聞き逃したんですけれども、例えば、集落営農の人が懸念していたのは、もし赤字になつたらどういうふうに、だれが責任取るんだろうな、担い手が取るのか、リーダーが取るのか、構成員が取るのか、作業に従事した人が取るのか、それとも従業員が取るのか、そういうのはどうですかといふうに聞かれましたので、このことちょっとお答え……。

○政府参考人井出道雄君 正に集落営農組織と政府参考人井出道雄君は、正に集落営農組織というのは、当然モデルはございますけれども、あるいは先人が立派な経営をされているのは横にございまますけれども、自分のところはどういうふうにするかというのは正にその集落の中のメンバーが相談をして決めるわけでござりますから、スタートする時点に規約にどういうふうに書くかとか、そういう時点でしっかりと決めていくということだと思います。

○和田ひろ子君 自分のことは自分でぬぐえといふうも失礼いたしました。先日の、十四戸でつくっている二十六ヘクタールの集落営農のところで、これももう一つ聞かれたんですけど、例えはその集落営農が構成できなくなつて二十ヘクタール以下になつてしまつてもいいというふうにおっしゃつたんですね。これ私、重ねて昨日電話で聞かれたので。

○政府参考人井出道雄君 いや、私が御答弁しましたのは、そういうことじやございませんで、スタートした時点で二十ヘクタールは満たしていないけれども、まだよちよち歩きなので、集落営農組織として認定された後も、やはり周りの普及員ですとか市町村の職員ですとかJAの営農指導員とか、そういうチームをつくつて今一生懸命支えているわけですね。そういう人たちがしっかりと支えをして、そういった事態になつて、せつかくつ

くつたのに、二年で要件が外れてしまうということのないようサポートする、そういう活動についてしっかりやつていただくと同時に、我々も支援措置を講じていきたと、こう申し上げたところでございます。

ですから、結果的になつてしまつたら、これは要件が外れていますので、なる前の予防というこどみんなもおっしゃいましたけれども、経営安定と責任を負うべきだ、要件を満たした形で続くということを外の人も含めてやっていこうということでございます。

○和田ひろ子君 私がお聞きしたのは、例えは、この間おっしゃいましたけど、五ヘクタール足りなくなる人がいて、それはじや隣の、構成員の中に譲るというふうにおっしゃつたんですけど、実はこの持つていた人は東京から来て、私はもう有機農業を勝手にやりたいからというふうに持つていかれちゃつたらどうします、そうしたら要件満たなくなりますよね。

○政府参考人井出道雄君 もちろん、その二十分以上を越えた分に、今仮説を言われましたハクタールの人が……。

○和田ひろ子君 仮説じゃないんですけど。

○政府参考人井出道雄君 五ヘクタールの人

が、私は別のことやりたいからと。どうしてもその人の意思が固ければ、それは当然そういうことでやむを得ないということになつてしまつて思います。

だから、その場合にも、せつかく作ったものをどうしていくのかということについては、それ以外の、例えは作業受託をして他の集落のものを預かっているというようなものもカウントできる

ことになつておりますので、そういったことができないのかとか、そういったことも含めて、あの二十ヘクタール規模というのをどうやって維持していくかといふことをメンバー及びその周りでサポートする人々で一生懸命考えていただくということにならうかと思ひます。

○和田ひろ子君 もう時間ないんですが、一つ大臣にお尋ねします。自給率の問題です。

参考人の皆さんも、公述人の皆さんも、この法案は自給率の向上には資さないというふうに一昨年みんなもおっしゃいましたけれども、経営安定対策、一定規模の階層を切つてしまつということは構造改革の減速にはつながるけど加速はしないというふうにさつき梶井さんも言わされました。

自給率が向上しない、また減速してしまつということに対して大臣のお考えというか、大臣はこの法案をどういうふうに持つていて自給率を向上させるつもりなのか、構造改革を加速するつもりなのか、お答えお願いします。

○国務大臣(中川昭一君) 一貫して自給率が下がつて、また耕作放棄地が増えています。これを何としても止めなければいけないということは和田委員と我々共通の認識だらうというふうに思つております。

そういう中で、やはりやる気と能力のある、つまり、これはあくまでも土地利用型を前提にした品目横断でござりますから、そういう意味で規模のメリットというものが追求しやすいようにしていくことが必要だというふうに考えております。

先ほど小川委員の御指摘で、米作で十五ヘクタールぐらいがベストだというお話がありました。が、それは過去の、それぞれの農家によって多少事情が違つかもしれませんけれども、やはり耕作放棄になるような土地を買いたい、規模拡大をしたいというふうな施策になるような方策を今回この法案の中では是非取つていかなければならないと思います。

また私の地元の例を出して大変恐縮でございますが、こういう例があるということ御紹介いたしましたのは、そういうことじやございませんで、二十ヘクタール規模というのをどうやって維持しないのかとか、そういったことも含めて、あの二十二戸でつくつて二十ヘクタールは満たしていないけれども、何も、昔嚴しかったわけありますから、余り自慢するつもりは毛頭ございませんが、こういう例があるということ御紹介いたしましたけども、現地で視察したときも、農水省からの説明が、うまく法案の中身が理解できるような形での構造改革という形で意識ができるといふふうに思つております。

そういうところもござりますし、全国でもうま

くマッチングすれば、私は耕作放棄地は少なくなるいくと。この法律がスタートすれば、そういうふうに思つておりますし、その結果、規模の拡大、耕作放棄地の減少、あるいは土地の合理的な利用によつて、私は消費者に好まれる農産物が供給できることによつて自給率の向上につながつていくというふうに考えております。

○和田ひろ子君 終わります。

○福本潤一君 公明党の福本潤一でございます。今日は委員の方々も朝九時から、また質疑も午後一時から長時間にわたつて行われておりますので、お疲れのところと思いますけれど、私も若干の、今回の法案の重要性にかんがみて、質問をさしていただこうと思います。

今回の法案、長時間の審議に及んでおりますし、参考人も、十二人の方から御意見を伺つたと。まあ賛否は半々になるにしても、賛成の方からも様々な懸念を、また将来の不安も開陳いたしました。また、説得力ある意見を聞かしていただきましたので、野党の質疑に関しても、様々この法案に対する懸念、いろいろな観点から質問があつたと思います。

私は、この法案の題名からしても、なかなか農家の方々、分かり切れてないという状況がございまし、ある意味では、現地で視察したときも、農水省からの説明が、うまく法案の中身が理解できるような形での構造改革という形で意識ができるといふふうな形でござりますので、今回は特に、一つの大きな計画の見直しという以上に、大変革、農業改革と言つてもいいような改革が中身としてござります。

ですので、今日は質問を簡潔に投げて、むしろ農水省の方々に、今回、法案変わつたらどういうふうに農政改革なつていくのか。まあ夢と希望とまでいかないでも、現実に安心する改革なんだとか、不安の除去されている改革。若しくは、今回の構造改革しないでいると、また運らせるところいうふうに大変なことになるのかという観点の意識も持つていただいて説明いただくようにしてい

ただければと思います。というのは、例えば品目横断的経営安定対策といいますと、分かたようなるんだけど、若干、よく聞いていると、それ何だと。また、農業に関心のあるほかの議員の方々からも、それ何だというふうによく聞かれます。そういうときには農水省に聞いたら、いや、要するに今まで価格安定政策だったのを人中心に支援するんだというふうに聞くと、ああ、なるほど、そういう改革なのかという理解が進むということがございました。ですので、最初に、人中心に対策、対応をするという意味で、担い手の要件について農水省の側から、我々の議員の方からではなくて、絞つて最初聞かしていただきます。

農業経営に関する各種施策の対象を担い手といふうにしております。これに集中化、重点化する。担い手となる認定農業者と集落農農の現状、また今後の見通しをどううに考えてこの改革を進めようとされておるか、これをお伺いしたいと思います。

○政府参考人(井出道雄君) 認定農業者につきましては、今年の三月末現在で二十万経営体を超えておりました。集落農農の総数については、昨年五月現在で一万を超えております。

一方、私どもは二十七年度に向けて構造の展望というのを出しておりますが、ここではあくまで家族農業経営が中心であります。効率的かつ安定的な農業経営、言葉を換えて言いますと、農業で他産業並みの所得を確保し得る経営と、これを家族農業経営で三十三万から三十七万戸程度、集落農経営で二万から四万程度、法人経営で一万程度というふうに見通しまして、これの担い手の育成確保を徹底的にやっていくと、うなふうに考えているところでございます。

○福本潤一君 そうしますと、担い手に選ばれる道でもそうでございましたけど、担い手になれそ

うにない方に対する今後の担い手育成策、これをきちっと言つておいていただきないと、なかなか現状で変革されたときに将来は暗やみだとか、正に田園荒れなんとする方向に行きよるんではないかという不安が出てくると思いますので、担い手育成策、どのように考えておられるか。

○国務大臣(中川昭一君) まず、担い手になる意欲を持つていただくことが大前提だろうと思ひます。担い手になれば、もちろん経営安定対策の対象になりますし、それから価格変動のときの負担も軽減されるということになるわけであります。その他、先ほど井出局長からも税制上のあるいは予算上の、あるいは融資の面でのいろいろなメリットがあるわけございます。

最初から担い手になる気がない人に無理やり担い手になつていただくかどうかと、うなことは、担い手になつていただいた方がより経営が安定し、そして地域のほかの産業並みの収入を確保することができるという目標があるわけございまます。

そういう意味で、先ほどから申し上げましたように、スタートラインとしての一応の面積要件はありますけれども、それをもつともつと面積だけではなくて一定の要件、とりわけ収入が増えていくと、他産業並みの収入を目指すことができることでござりますけれど、ある意味では農家一人一人の不安というのはそこにあるといふうに、今現地調査で実感したところでござりますし、私も、法案とはちょっと離れて、担い手の次に準担い手という考え方などうかというふうに北海道の公聴会でも聞きましたら、これはやはり将来に対する不安の除去という意味でも一つの考え方ではないかという方が多くございました。ですから、今後の推移を見守りながら検討するといふことも考えていただければと思います。

そういう中で、経営規模要件の特例基準というものが現実に今回の法案の中身にも入つておるようございます。この特例基準を設けることができると、その中身はどういうふうになつておるかをお伺いしておきます。

○政府参考人(井出道雄君) 対象者の要件につい

ざいました。四ヘクタール、十ヘクタール、二十ヘクタールという話、先ほどから出ておりますけれど、今後このスタートラインに基づいて推移していく場合、見込みと違う状況が生まれた場合に、規模要件は面積要件だけではないというお話し、先ほどありましたけど、再検討、また、むしろファードバック等々も含めて検討する可能性、どのように考えておられるかもお伺いしたいと思います。

○政府参考人(井出道雄君) 先ほども申し上げましたように、我々はスタート時点で、正にこの対策の対象となる担い手の農家あるいは法人経営について、集落農組織が将来的に他産業並みの所得を確保し得る農業経営に発展していくと、そういう努力を後押ししようという観点から定めておるわけございます。

もちろん、制度開始後も、構造改革の進捗状況については定期的に点検をして、その結果を踏まえて、望ましい農業構造の実現に向けた見直しを行っていくことは必要と考えておりますが、それが規模要件を緩和する方向でというようななことは現時点では考えておりません。

○福本潤一君 緩和する方向性は考えておられたいということでござりますけれど、ある意味では農家一人一人の不安というのはそこにあるといふうことが我々現地調査で実感したところでござりますし、私も、法案とはちょっと離れて、担い手の次に準担い手という考え方などうかといふうに北海道の公聴会でも聞きましたら、これはやはり将来に対する不安の除去という意味でも一つの考え方ではないかといふうございました。ですから、今回の推移を見守りながら検討するといふことも考えていただければと思います。

そういう中で、経営規模要件の特例基準といふのが現実に今回の法案の中身にも入つておるようございます。この特例基準を設けることができると、その中身はどういうふうになつておるかをお伺いしておきます。

○福本潤一君 そういう意味では、面積要件の特例を設けていいるところでございます。

物理的特例につきましては、規模拡大が困難な地域につきましては基本原則のおおむね八割まで、中山間地域の集落農組織については五割まで緩和できるということになつております。

また、生産調整をしつかりやつていくという観点から、地域の生産調整、麦、大豆の集団化を図っている組織につきましては、その地域の生産調整面積の過半を受託する組織というのを対象にいたしまして、この場合には二十ヘクタールに生産調整率を乗じた面積、中山間は更にこれに八分の五を乗じるということで、面積要件を大幅に緩和してその生産調整を図っている組織も対象にしていくということにしております。

また、所得特例につきましては、市町村が基本構想というもので、我が町でのいわゆる他産業並みの農業所得というのはどのくらいかというのを決めております。それを五百萬とか四百五十萬とか六百万とか決めておるわけですが、その市町村が定める基本構想の過半の農業所得を確保していると、かつ、今回対象になります米、麦、大豆等の対象品目から得られます収入、所得、又はそういった対象品目を作付けています経営規模が全体のおおむね三分の一以上である経営については事情に応じて個別に特例として認定をするということにいたしておりまして、この所得特例で、野菜等とか果樹でしつかりした経営をされている方が、一方で米も作っていますというような場合については大体対象者にすることができるというこになつております。

○福本潤一君 そういう意味では、面積要件の特

例基準、ある意味では準拠い手のような形の運用の仕方もこういう特例を利用することによって可能になるのではないかというところもございますので、対策を検討をお願いします。

特に、瀬戸内海、島たくさんございますけれど、そういう瀬戸内海の島や何かになりますと、なかなか扱い手になりにくい、さらには集落営農自体も中山間地、離島では困難という状態が想定されますが、こういう地域の実情に応じた対応、これについてはどういうふうに考えておられるか、お伺いしたいと思います。

○政府参考人(井出道雄君) 先ほども一部申し上げましたけれども、中山間地域だけでなく、離島

地域についてもいわゆる条件不利地域でございま

すので、先ほどの経営規模要件の特例を設ける中

で、農地が少ない場合の特例の下限については五

割の範囲内まで緩和できると、あるいは生産調整

受託組織の特例につきましては、一般は七ヘク

タールが下限でございますけれども、この中山間地

域、離島地域等については四ヘクタールまで下限

が下ろせるということになつてござります。

○福本潤一君 先ほども様々な懸念、質問ござい

ましたけど、こういう扱い手、選別されたような

状況が生まれる可能性もありますし、絞り込むと

いう形になりますと、食料自給率との関係、十年

後四五%目標達成も難しくなり、さらには横ばい、低下も可能性があるんではないかということござります。現実にどういう対応、対策されるか、大臣にお願いします。

○政府参考人(井出道雄君) 今回の対策の前提と

いたしまして、やはり現実に農業従事者が大幅に

減少し、高齢化が加速度的に進行てきておりま

して、耕作放棄地の一層の増大が見込まれております。その中で、この対策を導入することによりまして、いわゆる扱い手と言われる方々が、農地を集約して規模拡大をしたり農地の有効利用についてインセンティブを働かすことによつて耕作放棄地の発生を防止するという考え方でございます。

もちろん、小規模な農家などについては集落営農経営に参画していくことによって集落ぐるみで農地の有効活用を図ると、そのことによって耕作放棄地の発生が防止されるということを考えているわけでございます。また、そういうふたつの生産性の高い扱い手が生産の相当部分を担うという構造が実現されれば、農作物の生産コストも低減され、また品質も向上されると、消費者や食品産業が望むような品質のものをしっかりと需要に合わせて生産をするということになりますれば、その自給率の向上にも資していくんだというふうに考えております。

○福本潤一君 もう一つ、農地・水・環境保全と

いう対策も考えておられるようですが、この扱い手を絞り込むという中で、耕作放棄地が更に現実

には増大する、また田園も荒れなんとするという状況も懸念されるわけでございますが、その対策をどのように考えておられるか、お伺いします。

○政府参考人(山田修路君) 耕作放棄地対策でござりますけれども、現在、耕作放棄地、発生して

いる原因を見ますと、一つは扱い手がないとい

う、あるいは受け手がないという人に関連をす

る問題、それからもう一つは、農地の状況が悪

い、あるいは圃場整備が十分進んでいないという

ことと、その土地に起因するような問題。それか

らあるいは農産物価格が下がってなかなか意欲が

出ないというようなそういう農業環境をめぐるよ

うな問題、こういった問題が非常に、いろんな要

因が重なつて発生をしてきているという状況にございます。

農林水産省としては、耕作放棄地を解消し、あ

るいは防止をしていくという観点から、先ほど言

いました人、扱い手を育成するためにいろんな施

策を講じますとか、あるいは農地をそういう

ことによりまして、いわゆる扱い手と言われる

方々が、農地を集約して規模拡大をしたり農地の

実施するなどによって下支えをしていく、また基

本の総合的な対策を実施することによって耕

作放棄地の防止なり解消に努めていきたいというふうに考えております。

○福本潤一君 そういう発生しかねない放棄地で

も、新しい農作物、また、例えばBDFのようなものも含めて対応、対策も検討していかれることが検討していただければと思います。

同時に、農業用水の保全というのも困難な場所も出てきはしないかというふうに思いますが、農家の減少ということが具体的に起こってきましたときのことです。今回、農地・水・環境保全向上対策を導入する意義を農水省の立場からきつとお答えいただければと思います。

○政府参考人(山田修路君) 農地・水・環境保全向上対策でございますが、農地なり農業用水とい

う資源は、食料の安定供給ですか、あるいは農業の持つ多面的機能、これを發揮していくこと

で、社会共通資本というふうに考えております。こういった社会共通資本につきましては、地

域共同の取組によって適切に保全管理を図つてい

くことが重要であるというふうに考えております。しかしながら、今、委員がおっしゃいました

ように、農村において高齢化が進行したり混住化

が進むということで集落機能が低下していく中

で、こういった資源の保全管理が難しいというよ

うな状況も見られます。

平成十六年度に農林水産省で農家の意向調査を

実施をいたわけですが、こういった資源について

将来にわたって維持し続けることが非常に難しくなるというふうに答えた方が約八割の方ござ

ります。また、そういう中で、こういった資源を維持管理するために農業者以外の方と連携協力し

ていきたいという方が約九割いるというような状況にございます。こういった農村の方、農家の方の御意見等を踏まえますと、こういった農地、農

業用水等の資源を将来にわたって適切に保全して

いくためには、農業者だけでなく、地域住民等

多様な方々に参画していただいて地域の農地や農業用水等を守つていくというようなことが重要で

ないかと考えております。

今回導入をいたします農地・水・環境保全向上

対策につきましては、農業用水を有効利用してい

くための取組ということも当然念頭に置いたもの

でございますので、特に渴水のおそれのある地域におきましては、そういう先ほど申しましたような渴水時における取組ということも念頭に置きながら、地域の実態に合った活動計画を決定をしていただくということも可能な仕組みということになつてゐるところでございます。

○福本潤一君 先ほど大臣、タウンミーティングでまた様々地元へ、また市民にも農民にも説明していただけるということでございますが、今回の法案通りますと、地域コミュニティーの中で新しく新規に農業参入する、そういう方々に対しては、またなかなか条件も様々難しい問題が出てきかねないということで、新規就農者の支援策についてお伺いしておきたいと思います。

○國務大臣(中川昭一君) 福本委員御指摘のように、この持続可能な、もう文字どおり、中長期的に日本の農業を力強いものにしていくためには当然新規就農を円滑にすることが大事だと思いまるわけでございまして、学卒でも一時期は千七百人と言われていたものがもう、微々たるものではござりますけれども、二千三百人と。とりわけ団塊の世代がこれからどうと新規就農に参加される、ある意味では期待をしているところでございまして、これにつきましては平成二年に四千八百人だったものが十倍近い四万一千三百人ということで、農業後継者以外の就農も一時期に比べれば、十倍近いといつても五百三十人でございますけれども、一時期に比べて増えているということでござります。この流れを是非とも我々としては維持をし、新規に経営者として、できればプロ的な農業者として参入してもらいたいと思います。よく問題になりますのは、技術、資金、それから農地ということでありますけれども、中小企業

を起こすときでもよく言われますが、デスバレーという幾つかの谷を越えていかなければいけないわけでございますので、特に農業の場合には水管理あるいは農村集落といった、一人だけで幾ら頑

張つても限界があるわけでございますので、地域の受入れ体制もきちっと協力をしながらこういつた問題をクリアをして、新規就農の皆さんに大いに活躍していただけるように、一番大事なのは、国というものが対応できるようにしていかなければいけないと、困ったときにきめ細かく周りの人々あるいは農業組織、自治体、必要に応じては分からぬとき、困ったときにきめ細かく周りの人々あるいは農業組織、自治体、必要に応じては

人であるが、たゞそれが対応できるようにしていかなければいけないと、困ったときにきめ細かく周りの人々あるいは農業組織、自治体、必要に応じては

人であるが、たゞそれが対応できるようにしていかなければいけないと、困ったときにきめ細かく周りの人々あるいは農業組織、自治体、必要に応じては

人であるが、たゞそれが対応できるようにしていかなければいけないと、困ったときにきめ細かく周りの人々あるいは農業組織、自治体、必要に応じては

人であるが、たゞそれが対応できるようにしていかなければいけないと、困ったときにきめ細かく周りの人々あるいは農業組織、自治体、必要に応じては

人であるが、たゞそれが対応できるようにしていかなければいけないと、困ったときにきめ細かく周りの人々あるいは農業組織、自治体、必要に応じては

人であるが、たゞそれが対応できるようにしていかなければいけないと、困ったときにきめ細かく周りの人々あるいは農業組織、自治体、必要に応じては

人であるが、たゞそれが対応できるようにしていかなければいけないと、困ったときにきめ細かく周りの人々あるいは農業組織、自治体、必要に応じては

人であるが、たゞそれが対応できるようにしていかなければいけないと、困ったときにきめ細かく周りの人々あるいは農業組織、自治体、必要に応じては

○紙智子君 日本共産党の紙智子でございます。

五月三十一日に参考人質疑をやつて、六日に旭川での公聴会と、今日午前中、再び参考人質疑をやりました。関係する現場の農業者や、それから農業団体、そして研究者の方々、各方面から本当に率直な意見が聞かれたというふうに思いますが、本当に出された意見に対しても真摯に耳を傾けて、これをやっぱり反映させていくと、政策に反映させていくということが必要だというふうに思いました。そこで、農業後継者以外の就農も一時期に比べれば、十倍近いといつても五百三十人でございますけれども、一時期に比べて増えているということでござります。この流れを是非とも我々としては維持をし、新規に経営者として、できればプロ的な農業者として参入してもらいたいと思います。よく問題になりますのは、技術、資金、それから農地ということでありますけれども、中小企業

を起こすときでもよく言われますが、デスバレーという幾つかの谷を越えていかなければいけないわけでございますので、特に農業の場合には水管理あるいは農業組織、自治体、必要に応じては

人であるが、たゞそれが対応できるようにしていかなければいけないと、困ったときにきめ細かく周りの人々あるいは農業組織、自治体、必要に応じては

人であるが、たゞそれが対応できるようにしていかなければいけないと、困ったときにきめ細かく周りの人々あるいは農業組織、自治体、必要に応じては

旭川で、品目横断的経営安定対策についての生産者、関係団体、研究者の受け止めということを改めて意見を聞きながら思つたわけですけど、北海道は言わば最も規模拡大ということでいえば全

平均の一戸当たりの約十倍の耕地面積、十八ヘクタールぐらいあるわけでありますし、とはいっても、幾ら北海道の食料自給率が一八〇%だと

いっても、全国の農地の五分の一ぐらいしかないわけでありますから、その中で面積的には米を一畠がつくられてきた。そういう中で、不十分で

はありながらも、一定の価格制度で支えられてきて、そこで得の面でも下げる、そこに入る人が増えるようになると、その対策をやつしていくと、いうことなんだけれど、それに特例でもつて七割対象になるという話も言われているんだけど、しかしと言つて旭川の方が言われたのは、稻作中心地帯である旭川では一千八百戸の農家のうち六百戸しか対象にならないと。そのうち認定といふこと

で、未認定といふことのどちらかでございまして、二百戸が未認定だと。そうすると四百戸なんだ

と。そうすると、全体の二割にしかならない。だ

から、対象になれない農家というのは出てくるわ

けですけれども、そういう農家は集落でやれと言

われるけれども、できないんだという話ですよ

ね。やっぱり広大な農地の中で集落というのも簡

単じゃないということが生産者の方から出されて

いたわけです。

四人が四人ともやっぱりもつと扱い手の幅を広

おりまし、中山間地域でも立派な生産活動をトータルとしてやっているわけですから、そういうところを経営意欲を持つて単独であることは共同でやることが私は質の高い農業経営に資する、そのための法案だというふうに思つておりますので、どうぞそういう観点から御議論をいただければ大変有り難い。

まだ時間があります。我々がやることはたくさんございますので、御理解いただきたいと思いません。

○紙智子君　旭川の公聴会のときに、担い手の位置付けの話ですか基準ということでの議論もあつたんですね。その中で、やっぱり担い手はできるだけ多くの人が農村に残つて続けられるようにする対策が必要じやないのかと。これ当たり前のことなんですが、やっぱり残つていなきやしないと、人口がどんどん減つていくという中で。そういう位置付けが必要だということが言われていたわけですから、これ以上人がいなくなつていくと、やっぱり集落そのものが維持できなくなるということだと思います。

やつぱり食料・農業　農村基本法ということの中にも農村というものが入つていてるぐらいですか、やっぱりそういう集落として形成されていくということを考えるならば、やっぱり今度の対策のように、四人の方が共通して言われたように、限定了した政策ということじやなしに、もつとやっぱり広げていく必要があるんだということだと思ふんですけど、これについてはどうでしようか。

○國務大臣(中川昭一君)　多分、限定了したという

のは、何回か申し上げております、一定の試算をしますと三割、五割、だからそこに限定了して残りは切捨てと、こういう御議論の意味で限定了というお言葉を使われているのかもしれません、これ

は今後、先ほどの平成二十七年度に向けていろんな目標、これには何といつても農業者の皆さんのが理解と協力がなくちやできないわけありますけれども、それによってできるだけこの対象者を増やしていくというふうに考えております。

それから、質的な意味の限定了いう意味で申しあげれば、先ほどから申し上げております特例措置であるとかいろいろな措置も前広に、WTO上黄色であるということも認識をしながらもやっていって、最終的には自給率の向上あるいは耕作放棄地の減少に資する政策になつていくものというふうに理解をしております。

○紙智子君　集落営農をやつしていくということ 자체、非常に困難であるということが一方で出ていたんですけれども、もう一方で、例えば県などが実際に集落営農で努力されているという中で、じゃ全くやらないということなのかというと、そこまでいう努力とかそういう議論というのは確かにこれからもそういう話し合いの中で出ていく可能性はあるし、追求していくことも必要かもしれない

と。ただし、今のように上から枠を押し付ける形でやられたんではうまくいかないんだ。実際に下から、地域で本当に話し合われて、やっぱり必要なんだと、この地域で農地をしっかりと守つて、そのためには必要なんだということを話し合いがなされでやつぱり自主的にそういうものが生まれてきたときに、国がそれに對して支援していくといふ形でやつぱり自らの手でやつぱり守つて、かなりの進歩を見ている県も出てきているわけでございま

す。

昨年の十月に大綱を示して以来、各県プロックで御説明を繰り返してまいりましたけれども、正

して打ち出すわけございますから、政策の方向

として私どもがこういう方向で進んでいくつたと、そして私どもがこういう一定の枠組みを示している

わけではござります。

昨年十月に大綱を示して以来、各県プロックで御説明を繰り返してまいりましたけれども、正

して打ち出すわけございますから、政策の方向

として私どもがこういう一定の枠組みを示しているわけではござります。

○政府参考人(井出道雄君)　集落営農組織でござ

いますけれども、上からの押し付けでなくて地域で自發的に考え組織するのが本筋という御意見で

ますが、これはもちろんそのとおりでございます。

ただ、今回の対策については、やっぱり政策と

して打ち出すわけございますから、政策の方向

として私どもがこういう方向で進んでいくつたと、そして私どもがこういう一定の枠組みを示している

わけではござります。

○紙智子君　だから、決して押し付けているわけではありませんで、入口のところですまず飛

び込んでみてくださいという要件になつていて

考えているところでございます。

○紙智子君　だから、決して押し付けているわけではありませんで、入口のところですまず飛

び込んでみてくださいという要件になつていて

考えているところでございます。

○紙智子君　だから、決して押し付けているわけではありませんで、入口のところですまず飛

び込んでみてくださいという要件になつていて

考えているところでございます。

○紙智子君　だから、決して押し付けているわけ

ではありませんで、入口のところですまず飛

び込んでみてくださいという要件になつていて

考えているところでございます。

○紙智子君　だから、決して押し付けているわけではありませんで、入口のところですまず飛

び込んでみてくださいという要件になつていて

考えているところでございます。

○紙智子君　だから、決して押し付けているわけ

ではありませんで、入口のところですまず飛

び込んでみてくださいという要件になつていて

考えているところでございます。

り要件を課してやれということではなくて、そういうものをやつぱり拾い上げて生かしていくよう

形で対応すべきなんだと、そういう意味ではもっと柔軟にすべきなんだというような意見が出されてるんですけれども、この点についてはどうでしょうか。

○政府参考人(井出道雄君)　集落営農組織でござ

りますけれども、決して高いハードルを課している

わけではありませんで、入口のところですまず飛

び込んでみてくださいという要件になつていて

考えているところでございます。

○紙智子君　だから、決して押し付けているわけ

ではありませんで、入口のところですまず飛

び込んでみてくださいという要件になつていて

考えているところでございます。

○紙智子君　だから、決して押し付けているわけ

ではありませんで、入口のところですまず飛

び込んでみてくださいという要件になつていて

考えているところでございます。

り要件を課してやれということではなくて、そういう

形で対応すべきなんだと、そういう意味では

いつた歴史を経ておりますので、経営主体として

の実体があつて、将来やはり効率的かつ安定的な農業経営に発展していく可能性のある組織ということで最低ラインの要件をお示ししているわけでございます。

ですから、経理の一元化など、繰り返しになりますけれども、決して高いハードルを課している

わけではありませんで、入口のところですまず飛

び込んでみてくださいという要件になつていて

考えているところでございます。

○紙智子君　だから、決して押し付けているわけ

ではありませんで、入口のところですまず飛

び込んでみてくださいという要件になつていて

考えているところでございます。

○紙智子君　だから、決して押し付けているわけ

ではありませんで、入口のところですまず飛

び込んでみてくださいという要件になつていて

考えているところでございます。

り要件を課してやれということではなくて、そういう

形で対応すべきなんだと、そういう意味では

いつた歴史を経ておりますので、経営主体として

の実体があつて、将来やはり効率的かつ安定的な農業経営に発展していく可能性のある組織

ということで最低ラインの要件をお示ししているわけでございます。

ですから、経理の一元化など、繰り返しになります。

○紙智子君　だから、決して押し付けているわけ

ではありませんで、入口のところですまず飛

び込んでみてくださいという要件になつていて

考えているところでございます。

○紙智子君　だから、決して押し付けているわけ

ではありませんで、入口のところですまず飛

び込んでみてくださいという要件になつていて

考えているところでございます。

り要件を課してやれということではなくて、そういう

形で対応すべきなんだと、そういう意味では

いつた歴史を経ておりますので、経営主体として

の実体があつて、将来やはり効率的かつ安定的な農業経営に発展していく可能性のある組織

ということで最低ラインの要件をお示ししているわけでございます。

ですから、経理の一元化など、繰り返しになります。

○紙智子君　だから、決して押し付けているわけ

ではありませんで、入口のところですまず飛

び込んでみてくださいという要件になつていて

考えているところでございます。

○紙智子君　だから、決して押し付けているわけ

ではありませんで、入口のところですまず飛

び込んでみてくださいという要件になつていて

考えているところでございます。

り要件を課してやれということではなくて、そういう

形で対応すべきなんだと、そういう意味では

いつた歴史を経ておりますので、経営主体として

の実体があつて、将来やはり効率的かつ安定的な農業経営に発展していく可能性のある組織

ということで最低ラインの要件をお示ししているわけでございます。

ですから、経理の一元化など、繰り返しになります。

○紙智子君　だから、決して押し付けているわけ

ではありませんで、入口のところですまず飛

び込んでみてくださいという要件になつていて

考えているところでございます。

○紙智子君　だから、決して押し付けているわけ

ではありませんで、入口のところですまず飛

び込んでみてくださいという要件になつていて

考えているところでございます。

のはなかなかないわけですが、部分的にやはりできない作業からそういう集団にやだねいといふことは現実問題として各地域でも起っていますし、私も岩手県へ何度もお邪魔して、紫波とか江刺とか、実際に集落営農のリーダーの方にも何人もお会いして伺いましたけれども、やはり集落営農のリーダーの方はそういう知恵をお持ちで、無理やりはぎ取るんではなくて、皆さんが納得してこちらに任せてくれるのを待つと。

ただ、我々は、スタートラインで最低の要件だけは満たしてスタートしていくださいと、それと、まさに集落営農のリーダーの方はそういう知恵をお持ちで、無理やりはぎ取るんではなくて、皆さんが納得してこちらに任せてくれるのを待つと。

そこで、我々は、スタートラインで最低の要件だけは満たしてスタートしていくださいと、それと、まさに集落営農のリーダーの方はそういう知恵をお持ちで、無理やりはぎ取るんではなくて、皆さんが納得してこちらに任せてくれるのを待つと。

そこで、我々は、スタートラインで最低の要件だけは満たしてスタートしていくださいと、それと、まさに集落営農のリーダーの方はそういう知恵をお持ちで、無理やりはぎ取るんではなくて、皆さんが納得してこちらに任せてくれるのを待つと。

近い将来には米も含めて集落全体で協業化、共同化をしてコストダウンが図られ、また参加していくといふことはこれからも続けるということなんでしょうか。

そして、やっぱり要是その地域に残つて続けられるということになれば、結局は、いろいろ言われたけれども、難しいといふことで、離れて出ていかなければならぬな状況になつてはいけないといふに思うんですけど、そこはよくこれからも話合いでもつて、柔軟性を持つて対応できるということなんですか。

○政府参考人(井出道雄君) 私どもの目的としているところは、今その地域で農業に従事されている方が、この高齢化の波と、それからそもそも農業就業人口はどんどん減つていく中で、この地域の農業をどう守つていくかといふことを村々の中でよく話合いをしていただいて、納得すべく農業を守つていくことが基本でござります。

そういう上で、集落営農組織、あるいは集落農組織の前哨形態として生産調整集団といふものもこの対象に含めるということにしてあるわけでございますから、一方では、どうも四ヘクタールと二十ヘクタールの影響が強過ぎて、そういう細

目にわたつてお話を進む前にあきらめてしまうとか、あるいはもう面倒くさくなつてしまつとか、そういうことがあるのかもしれない。これは私ども反省をして、時間のある限りそういう情報を提供し、具体的なお話をさせていただきたいと思つております。

○紙智子君 前回の参考人質疑、三十一日の日でしたけれども、全中の山田専務さんから出されていて、みんなが言つているということだと思うんですけれども、集落営農や受託組織などを地域ごとにこれまでつくり上げてきた地域の実情に即して、本当に努力をしていると。集落営農を位置付けてきたんだけれども、地域ごとに格差が生じているということ、取組の弱いところでは手取りに格差を生じかねないし、混乱が懸念されると言つている。それから、米価の下落で担い手の所得も落ち込んでいると。担い手の経営を安定させる内容をしっかりとさせないと、米価下落の対策、これをやらないと、やっぱり根本的にどうか、進んでいかないんだという話をされているんですけども、これに対してはどのようにお考えでしようか。

○政府参考人(井出道雄君) 米価の下落については、もちろん基本は生産調整をしっかりとやつていただくといふことが基本なわけでございます。需要に合つた生産といふことがまず肝心でございまし、これは、生産調整をしっかりとやつていただき、そのための支援措置といふのは、先ほど総合食料局长から御答弁申し上げたように、様々なシステムが構築されているわけでございます。

ですから、集落営農組織をつくつたり担い手を育てていく上では、米の流通を担つていてる方々が、私ども全農改革という中で、農家の手取りを増やすべく、全農が委託料として取つてたものを削減するとか、あるいは先ほどの北海道のきららが最近値段が非常に好調であるというのも、それは間に入つてますホクレンがきららの

米の売り方を抜本的に変えたと。そういう中で、米の価格維持あるいは復元が図られているわけでございますから、そういうこともさらに外縁部では含めしつかりやつていくことが必要だと思つております。

○紙智子君 ところで、北海道において担い手にいたけれども、全中の山田専務さんから出されていて、みんなが言つていることだと思うんですけれども、集落営農や受託組織などを地域ごとにこれまでつくり上げてきた地域の実情に即して、本当に努力をしていると。集落営農を位置付けてきたんだけれども、地域ごとに格差が生じているということ、取組の弱いところでは手取りに格差を生じかねないし、混乱が懸念されると言つている。それから、米価の下落で担い手の所得も落ち込んでいると。担い手の経営を安定させる内容をしっかりとさせないと、米価下落の対策、これをやらないと、やっぱり根本的にどうか、進んでいかないんだという話をされているんですけども、これに対してはどのようにお考えでしようか。

○政府参考人(井出道雄君) 米価の下落については、もちろん基本は生産調整をしっかりとやつていただくといふことが基本なわけでございます。需要に合つた生産といふことがまず肝心でございまし、これは、生産調整をしっかりとやつていただき、そのための支援措置といふのは、先ほど総合食料局长から御答弁申し上げたように、様々なシステムが構築されているわけでございます。

稻經自身も、前年の年が下がつたりすれば、今度の九割ですからまた下がつてくると。もしそれでよりも下がれば、またそれに合わせて下がつていくと。限りなく下がつていくといふことは言われたわけですが、それでも、結局こういうふうな仕組みになつていてもかかわらず、抛出する方は、今度は米、麦、大豆を生産している場合には三品分の抛出が求められる。そうすると、今までよりも持ち出しが多くなるんじやないかと。ならないといふような保証があるんでしようかといふことなんですか、いかがでしょう。

○政府参考人(井出道雄君) 従前、ベースになつてます稻得は一对一に国が三百円だけ余分に出すと。担い手経営安定対策の乗つかつてゐる部分だけが一対三と。そうしますと、根っこから通算しますと大体一対二といふのが相場でございまし

た。これを一対三といふことで国の負担割合を今度は引き上げるわけでございます。

それとによりまして、まあ試算でございますけれども、十アール当たりで、従来担い手経営安定対策に入つていらつしやつた方を試算をしてみますと、やはり十アール当たり五千四百円ぐらいますんで、この米の部分が三千百六十円ぐらいになりますから、そういうことだと想うんですけれども、ナラシがあつたわけですが、今度はそれについてナラシがあつたわけですが、今度はそれまで引き下げることになる、そういう不安があるんだと。米については、今まで稻経とか担い手の経営安定対策があつたわけだけれども、これが廃止をしてナラシの方に誘導していくということですね。そうすると、これまでと同水準とありますように努力をしていると。集落営農を位置付けてきたんだけれども、地域ごとに格差が生じているということではなくて、これ年々下がつていくことになるんじやないかと。価格の下落による変動による影響を基準収入の差額の九割補てんということですね。基準収人の一〇%の減収に対する影響を基準収入の差額の九割補てんという仕組みですよ。基準収人の一〇%の減収に対応し得る額、これ、あらかじめ生産者が一で国が三の割合で抛出しなければならないと、こういう仕組みなわけですね。

稻經自身も、前年の年が下がつたりすれば、今度の九割ですからまた下がつてくると。もしそれでよりも下がれば、またそれに合わせて下がつていくと。限りなく下がつていくといふことは言われたわけですが、それでも、結局こういうふうな仕組みになつていてもかかわらず、抛出する方は、今度は米、麦、大豆を生産している場合には三品分の抛出が求められる。そうすると、今までよりも持ち出しが多くなるんじやないかと。ならないといふような保証があるんでしようかといふことなんですか、いかがでしょう。

○政府参考人(井出道雄君) 従前、ベースになつてます稻得は一对一に国が三百円だけ余分に出すと。担い手経営安定対策の乗つかつてゐる部分だけが一対三と。そうしますと、根っこから通算しますと大体一対二といふのが相場でございま

その過去実績が乗つてない農地であっても、それを買つたり借りたりすることによって規模拡大を図つていくということは、担い手によります主要食糧の安定供給とかあるいは構造政策の観点からも非常に好ましいことでございますから、そういう場合にはこの過去実績払い、品目横断的経営安定対策とは別に予算措置でそういうことに対応できるようなことを考えたいと思っております。

○紙智子君 ちょっといまいちよく分からんないんだけど、それでその後また井出参考人から関連して説明がされたんですけど、過去実績のない農地を取得して、そこで何を作るのかと。野菜を作る場合は制度に乗つていても買いたいということがある。また、農地の権利を移動して、それが担い手の規模拡大につながるということであれば、今回の品目横断対策とは別に、今これ言われたことなのかな、政策目的に沿つたものである場合には別の対策として十九年度予算で措置したことがあります。ちょっと、これ、新たな対策ということなんですか、今まであつたものなんですか、新たな対策なんですか。もう少しちょっと分かりやすく説明いただきたいんですが。

○政府参考人(井出道雄君) 見ようによつては新たな対策ということになると思うんですが、担い手の規模拡大を促進したり新規参入を支援すると

いう観点から、別の事業として予算措置で助成、支援をしていきたいと、こういうふうに考えてお

ります。

○紙智子君 要するに、WTO上生産を刺激する

政策はできないと。緑の政策で、いうことで表に出すものと分けて対策をするということなんじゃないのかなと思うわけですねども、現場の農業者は全くと言つていいほどそういうことは知らぬ、知らされていない、知らないです。問題は、その話というのは、あくまで担い手としてその対象になる人の場合ということなんですねけれども、しかし、この後、今、農業交渉をやつていてる途中なんですけれども、思いどおりに進まないでとい

うか関税率が更に下がつていくと価格が下がり統手というふうに言われている人さえも經營難に追込まれるんじやないかと、そういう心配はないのかなということなんですが、この点はどうですか。

○國務大臣(中川昭一君) 御承知のように、この四品目については内外の生産格差条件があります、米については高い関税率で守られております

からこれの生産格差条件の対象にはいたしません

ということですけど、この経営安定対策の考え方でござ

ります。

交渉につきましては、まさしく今月、来月、い

よいよ山場ということでございますんで、何回も申し上げておりますけれども、だとするならば、関税がどんどん下げられた場合にはこうこうこうい

う対策を取りますということをこの国会の場で申し上げるということは、もうすぐにはジユネーブや

アメリカ等にも伝わることになりかねませんの

で、我々としては、とにかく守るところをきちっ

と守るべく最大限努力するということで、御支援をよろしくお願ひいたします。

○紙智子君 それはそういう面もあるだろうと思

いますけれども。

それで、さらに、これも全中の山田専務が問題

提起されてたんですねけれども、十九年度産から

の生産者と生産者団体が取り組む新たな需給調整

システムへの移行についてということで、豊作分

等の過剰米の在庫対策の充実がないと簡単には移

行できないと。現在、計画生産に参加していない

と見られる農家が四十二万人に上つていて、過剰

米価は入札の時期が遅いほど低下する傾向からし

て、東北や北海道ほど米価の低落に苦しむんじや

ないかという懸念が述べられているんですけれども、いずれにいたしましても、十七年産の中

でも片方はこういう事態があるということに対し

ては非常に納得できないという声があるんです。

○政府参考人(岡島正明君) 豊作による過剰米につきましては、食用米と区分して出荷し市場から隔離する集荷円滑化対策を十六年産から講じておられます。十七年産については、先ほど小川委員との質疑でも申し上げたとおり、全国作況一〇九、北海道においては一〇九ということでおざいまして、豊作による過剰米八・六万トンのうち、当初の予定どおり七・六万トンが区分出荷されたところでござります。十九年産からの米の需給調整システムにおいても、集荷円滑化対策を引き続き継続し、豊作による過剰米対策的確な実施に努めしていくこととしております。

それから、後段で御質問がありましたわゆる作況が良かった、作が良かった場合、出回りの遅い地域がより米価下落の影響が特に大きいのではないかという御指摘がございましたけれども、十

七年産の米の価格動向を見ますと、先ほど小川委員との質疑でもお答え申し上げたとおり、十七年

年の北海道産のきららでござりますけれども、九

月下旬、一回目の上場では六十キログラム当たり一万二千二百円だったものが本年に入りまして上

昇しております。直近の五月では、五月の落札価格は六十キログラム当たり一万三千八百五十八円

ということでおざいます。

もちろん、そのきららが上がつた原因、私ども考えておりますのは、先ほど申し上げたとおり、

昨年の天候が非常に良くて品質が向上したということ

やつていただいて豊作による過剰米を厳格に区分出荷したこと、当初の決決めが、指し値が

値ごろ感のあるものから入つたというようなこと

と、あるいはあるいは集荷円滑化対策をきららで

やつていただいて豊作による過剰米を厳格に区分出荷したということ、当初の決決めが、指し値が

なが全くそうは思えないという話を聞いていて。

特に、今までに六百七十八万トン輸入されているわけですよね。その内容について調べた方がい

るんですけども、半分が業者に売られている

と。その値段も、この前初めてここで六十キロ当

たり一万三千円だということで、おおつとびつくり

したんですけども。それで、残りの三〇%が海外に出して、あと四分の一、これは四分の一とい

うこととは六百七十八万トンですから約百七十万ト

ンぐらいですかね、これは不利用で、在庫として

大阪の倉庫に入っている。これを維持するため

に相当のコストが掛かっていて、ここにも税金が

投入されているんだということで、片方では過剰

になることを止めるためにそういうことをやりつ

つも片方はこういう事態があるということに対し

ては非常に納得できないという声があるんです。

これに対し、大臣、どうでしようか。

○国務大臣(中川昭一君) 御指摘のよう、ウルグアイ・ラウンドの対策の中でMA米は国内生産に影響を与えないという閣議了解がござります。ことで、これは現在も生きているわけでございます。

ミニマムアクセスですから、義務的輸入ということになりますけれども、これについてもいろんなやりくりをして国内生産に影響を与えない。現に、主食用として販売されたミニマムアクセスは六十四万トンですけれども、百十二万トンの政府が海外援助に使われているわけでございます。

御指摘の、そのお金が掛かっていることについてはけしからぬということであれば、これはそういう目的のために当然経費が掛かるということです、これからもその閣議了解を遵守しながら米の運用をしていきたいというふうに考えております。

○委員長(岩城光英君) 時間が過ぎております。

○紙智子君 続きは、じやまた来週行います。

○委員長(岩城光英君) 本日の質疑はこの程度にとどめます。

午後五時三十九分散会

〔参考〕

旭川地方公聴会速記録  
〔本号(その二)に掲載〕

六月二日本委員会に左の案件が付託された。

一、アメリカ産牛肉輸入再開見直しと牛肉の原産国表示に関する請願(第二〇七一号)(第一

○七二号)(第二〇七三号)(第二〇七四号)(第二

○七五号)(第二〇七六号)(第二〇七七号)(第二

○七八号)(第二〇七九号)

一、食料自給率の抜本的向上に関する請願(第

二〇八〇号)

一、カネミ油症被害者の仮払金返還問題の早期

解決に関する請願(第二〇四〇号)(第二二二

一号)(第二三二四二号)

第二〇七一号 平成十八年五月十九日受理  
示に関する請願  
アメリカ産牛肉輸入再開見直しと牛肉の原産国表

請願者 新潟市新津本町二ノ七ノ三 田辺  
紹介議員 井上 哲士君  
光夫 外七百二十七名

二〇〇五年一二月に輸入を再開したアメリカ産牛肉から、除去するはずの危険部位・脊柱が混入していたという事件が発生した。そもそも、アメリカ・カナダ産牛肉の輸入再開は、当初、全頭検査を行っていた日本と同等の安全対策が輸入再開の条件と政府自身が言明してきたことにも反して、アメリカのえさ規制や検査も不十分なまま行われた。また、食品安全委員会の答申が、輸入再開に際しては「(輸入の)前提の確認はリスク管理機関の責任」と政府へ厳重な対応を求めていたのにかかわらず、何ら確認作業をしないままに輸入再開を行った。政府は、「許可の前に検査を必ずやると言った覚えはない」「買った人も自己責任がある」と開き直っている。そうであれば、牛だけでなく、牛を材料とする製品はすべて原産国も含めて表示するのが当然である。

ついては、安全・安心を土台とした食品安全行政の充実のため、アメリカ・カナダ産牛肉の輸入再開を撤回するとともに、当座すぐに表示制度を充実するなど、次の事項について実現を図られたい。

一、アメリカ・カナダ産牛肉については、輸入再開の際、食品安全委員会から求められているリスク管理に伴う確認作業をしないままであり、輸入再開は認められない。全頭検査や全月齢牛からの危険部位の除去、肉骨粉のえさ利用全面禁止、トレーサビリティの実施など日本と同

等の安全対策が採られるまで再開しないこと。

二、食肉やレストラン等で調理されるもの、及び

の材料を利用している製品はすべて、原材料となつて、いる牛の原産国を表示すること。

示に関する請願  
請願者 兵庫県芦屋市川西町二ノ三〇ノ九

○二 中村明 外七百二十七名

第三、国内産牛に関する全頭検査を、国の仕事として行い、引き続きBSEを根絶する体制を探ること。

第二〇七二号 平成十八年五月十九日受理  
示に関する請願  
アメリカ産牛肉輸入再開見直しと牛肉の原産国表

請願者 京都府亀岡市篠町広田一ノ一ノ一  
紹介議員 市田 忠義君  
六 中川晴夫 外七百二十七名

第二〇七三号 平成十八年五月十九日受理  
示に関する請願  
アメリカ産牛肉輸入再開見直しと牛肉の原産国表

この請願の趣旨は、第二〇七一号と同じである。  
請願者 東京都練馬区光が丘六ノ一ノ一  
紹介議員 緒方 靖夫君  
八〇九 熊倉徹 外七百二十七名

第二〇七四号 平成十八年五月十九日受理  
示に関する請願  
アメリカ産牛肉輸入再開見直しと牛肉の原産国表

この請願の趣旨は、第二〇七一号と同じである。  
請願者 札幌市白石区南郷通一丁目南七ノ一  
紹介議員 紙 智子君  
一〇 小林光広 外七百二十七名

第二〇七五号 平成十八年五月十九日受理  
示に関する請願  
アメリカ産牛肉輸入再開見直しと牛肉の原産国表

この請願の趣旨は、第二〇七一号と同じである。  
請願者 さいたま市大宮区大成町二ノ二〇  
紹介議員 吉川 春子君  
〇 千葉由利子 外七百二十七名

第二〇七九号 平成十八年五月十九日受理  
示に関する請願  
アメリカ産牛肉輸入再開見直しと牛肉の原産国表

この請願の趣旨は、第二〇七一号と同じである。  
請願者 浅川美知子 外七百二十七名  
紹介議員 小池 晃君  
百六十名

第二〇八〇号 平成十八年五月十九日受理  
食料自給率の抜本的向上に関する請願  
請願者 札幌市厚別区厚別南二ノ四ノ二二  
ノ二〇三 佐々木和博 外三千二  
一、この請願の趣旨は、第二〇七一号と同じである。

この請願の趣旨は、第二〇七一号と同じである。  
請願者 横浜市旭区都岡町一一二ノ二六  
紹介議員 浅川美知子 外七百二十七名  
百六十名

この請願の趣旨は、第二二五号と同じである。

第二〇七六号 平成十八年五月十九日受理

第二二〇四号 平成十八年五月二十三日受理  
カネミ油症被害者の仮払金返還問題の早期解決に  
関する請願

請願者 東京都日野市豊田四ノ一五ノ六  
山本英次 外九十九名

紹介議員 朝日 俊弘君  
この請願の趣旨は、第一三三三三号と同じである。

第二二二一号 平成十八年五月二十三日受理  
カネミ油症被害者の仮払金返還問題の早期解決に  
関する請願

請願者 神奈川県相模原市相模原六ノ八ノ  
九 齋藤奈美 外百九名

紹介議員 木庭健太郎君  
この請願の趣旨は、第一三三三三号と同じである。

第二二四二号 平成十八年五月二十三日受理  
カネミ油症被害者の仮払金返還問題の早期解決に  
関する請願

請願者 東京都西東京市ひばりが丘北四ノ  
七ノ一〇 大熊清夫 外九十九名

紹介議員 吉川 春子君  
この請願の趣旨は、第一三三三三号と同じである。

平成十八年六月十九日印刷

平成十八年六月二十日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

0

第一百六十四回  
国際会

## 参議院農林水産委員会議録第十二号(その二)

〔本号(その一)参照〕

旭川地方公聴会速記録  
期日 平成十八年六月六日(火曜日)  
場所 旭川市 旭川グランドホテル

派遣委員

団長 委員長

理事

したがいまして、認定農業者などの扱い手が過去の生産実績を持たない農業者から農地を取得する場合の支援措置を別途講じる必要があると考えております。

また、現在検討中の仕組みでは、緑ゲタの対象となつている農業者の所有する農地の権利が移動する場合、交付金の算定基礎となります期間平均生産面積については、出し手と受け手の合意により任意に定めることができるとしております。

しかし、それだけでは、新しい仕組みだけに、農村現場での混乱も予想されますので、生産条件格差補正対策交付金が受け手となる扱い手に円滑に引き継がれていくよう、国がガイドラインを示すなど、十分な対応をお願い申し上げたいと思いま

す。

いずれにいたしましても、面積支払の導入によつて農地の流動化を阻害し、その遊休化につながることのないよう特段の措置を講ずることを要望したいと考へております。

私ども北海道農業会議では、かねてから掛け替えのない農地と扱い手を守り生かす運動ということで、農地は掛け替えのない公共財であるという考え方を基本に、農地の利用集積、遊休農地の解消と遊休化の未然防止に取り組んでおります。農地は一たび遊休化してしまいますと、元の優良農地に復元するには多大な費用と時間を要します。

農地や水などの資源を良好な状態で守り、次の世代に引き継いでいくことが現役世代の我々の責務であります。今回の扱い手新法が農地遊休化の引き金になつてしまふことがあります。

次に、三点目でございますが、いわゆるゲタ対策に係る税制上の取扱いでございます。

品目横断的経営安定対策の対象作物となります畑作四品につきましては、当該年の生産量と品質に基づく支払、いわゆる黄色ゲタと、過去の生産実績に基づく支払、いわゆる緑ゲタの両方で生産条件の格差を是正することとされていています。

したがいまして、生産性格差是正対策に係る交

付金がそのまま所得税の対象となってしまいますと、生産条件格差の是正が不十分なものとなり、せつかくの政策効果が薄れてしまうこととなるわけあります。こうした実情を十分に御配慮いた

だき、交付金に係る税制上の取扱いにつきましては特例措置の御検討をお願い申し上げたいと思いま

ます。

一方、北海道では、特に昭和五十年代を中心において、農業後継者の育成確保のため、農地等生前一括贈与に係る贈与税納税猶予制度の活用が非常に多かつたわけございまして、そのことが現在法人化の障害の一つにもなっております。扱い手を支援する施策として、是非とも本特例の期間延長をお願い申し上げます。

最後に六点目でございますが、農業委員会などの関係機関への支援であります。

品目横断的経営安定対策の事務につきましては、国の機関であります農林水産省の地方農政事務所が中心に実施することになるようございますが、私ども農業委員会は、対象者の加入要件となりますが、関連制度として御要請申し上げた

五つ目は、贈与税納税猶予制度に係る法人化特例の期間延長についてであります。この問題は、

今回の扱い手新法に直接かかわる問題ではございませんが、関連制度として御要請申し上げた

いと存じます。

平成十七年度税制改正で、私どもがかねがね要望しております贈与税納税猶予制度に係る法人化特例が措置されたところであります。この点につきましては衷心よりお礼申し上げる次第であります。

ただ、本特例の適用期間は平成十七年四月から平成二十年三月末までの三年間とされておりま

す。一方、品目横断的経営安定対策の対象とする集落農は五年以内に法人化することを要件の一

つとしております。しかし、集落農の参加者に贈与税納税猶予制度の適用を受けている農業者がいる場合、平成二十年三月末までに法人化しなければならないとなれば、実質的にはもうあと二年に

本日はこのような場を与えていただき、大変ありがとうございました。よろしくお願ひいたします。

○公述人(太田原高昭君) 北海学園大学の太田原でございます。

次に、太田原公述人にお願いいたします。

○団長(岩城光英君) どうもありがとうございます。

本日は、遠い北海道まで出向いていただきまして、現地の声を直接聞いていただける機会を持つていただきまして、ありがとうございます。

御存じのように、北海道は、本日のテーマであります品目横断的所得安定対策という制度、新制度にとりまして極めて重要な意味を持つている地域でございます。

私はかつて、平成十一年でございますが、農業・農村基本法に関する衆議院の地方公聴会が札幌でございましたけれども、そこで公述人を引き受けまして、一つは、北海道は、農業基本法、あのとき何か農業基本法は十分役割を果たさなかつたから変えるんだというような話だったんですね。それが札幌でございましたけれども、そこで公述人を引き受けまして、一つは、北海道は、農業基本法、あのとき何か農業基本法は十分役割を果たさなかつたから変えるんだというような話だったんですね。それを支えてきた

ところです。

今後、品目横断的経営安定対策に係る事務の円滑な推進を図るには、農村現場で重要な役割を担う農業委員会などの関係機関に対する更なる御

支援をお願い申し上げたいと思います。

以上、農業委員会系統組織という立場から様々なお願いを申し上げましたが、今回の品目横断的経営安定対策が真に扱い手を守る長期安定的な制度として確立されますようお願い申し上げ、意見

主張いたしました。

これ繰り返しになりますが、北海道は、都府県の農業とは対照的に、農家の八割が主業農家でございまして、酪農、畜産、今回の政策の対象となつております畑作物については我が国最大の産地であり、ほぼEU並みと言われる生産力を備えております。こうした生産基盤をつくり上げる上

で農産物価格制度の役割が極めて大きかつたのであります。しかし、当時の措置としては、所得政策の導入ということでは中山間地への直接支払制度という、これをつくっていただいたわけであります。が、我々が主張していただいた趣旨からいいますと、この生産力の大半を担っている平場の専業地帯に対する対策というのは実現しなかつたと。言わば、政策的には積み残しになつてはいた分野だと思います。

北海道の専業農家は、この後陳述される北海道農民連盟などを通じまして、このことを引き続き実現するように運動してきた経過がござります。私も、今日の資料の後ろの方にちよつとありますように、事あるごとにEUの直接所得補償政策を紹介して国内への導入ということについてその必要性を表明してきたつもりでございます。

そういう点からいきますと、今回の法案は、このような経過を踏まえて我が国で初めて農業の相手を対象とした所得政策の導入に踏み切ったといふものでありますて、その点については私は高く評価するものでございます。

しかし、この政策の中身をよく検討すると、どうもいろいろと心配なことがございます。

経営所得安定対策につきましては、昨年十にて北海道でも行政あるいは生産現場で随分いろんな議論をこれまで積み上げてきております。しかし、そういう中で、どうもこれが自分たちの要求をしてきたものと同じなのかどうかという、大変戸惑いが広がつてはいるというのが道内の実情でございます。やっぱり、その最大の問題は、この政策が扱い手限定の選別政策になつてはいるということをございます。

扱い手の資格となつております都府県四ヶタール、北海道十ヶタールという条件は、日本

農業の現実、農家構成から見ると、これは極めて厳しい線の引き方でございます。北海道は、その中でも、藤野さんのように四十五ヘクタールとか、そういう大規模な扱い手が育っているんですが、この旭川は上川地方を始め稻作地帯でございまして、稻作地帯に限定いたしますと、この線の引き方でいきますと、十ヘクタール以上ということになると三五%の経営体をカバーするにすぎないと、いうことで、北海道にとつてもかなり厳しい条件ということになります。

確かに、限られた財源で政策効果を上げるためにはばらまきでなくして対象を絞るということにつきましては私も理解できるわけでありますが、ただしこれは所得政策であって、構造政策ではないはずであります。

ここのことろが私今日一番申し上げたいところであります。EUでもアメリカでも、所得政策といふものは国際協定等の政策変更によって損害を被る農業者に補償するという考えが基本になつております。ですから、これは経営面積の大小は本来関係ないということになります。これだけ受益者のハーダルを高くしているというのはちょっと先進国を見ても例がないわけでありますし、私は、基本法にうたわれております食料自給率向上という観点から見ても、扱い手の幅をやっぱり広げる方が望ましいというふうに思つております。

また、実際的な政策効果といたしましても、実際このままやられますと、扱い手から外された小規模稻作農家が小麦や大豆への転作への意欲を生じまして、水稻作付けを拡大するということが十分予想できるわけありますけど、そうなりますと、更に米価を押し下下げて扱い手の所得を更に減少させるということも考えられるわけであります。

ただ、この点につきましては、農省の大綱を見ましても、當農集団による組織的な対応や複合経営で比較的高い所得を上げている経営体については面積規制の制限を緩和するなどの特例が幾つか考えられているようでございますから、実施

当たりましては、こうした規定を十分生かしていい手をできるだけ増やす方向で運用していただきたいということを希望いたします。

次に、農地・水・環境対策というのがございまして、国内農業を重視するという国民的合意を得る上でも私は大変重要な意味を持つてゐると思います。

特に北海道におきましては、現在、北海道では、食の安全・安心条例というものを制定いたしまして、それに基づいてクリーン農業や有機農業を積極的に推進するという、官民挙げてその努力を行つてゐる最中であります。そうした取組のかなり強力なサポートになるだろうというふうに私は期待していたなんですが、残念ながら今示されている支援水準は極めて低くて、しかもこれは地方自治体による積み増しというのが必要になつております。現在の地方財政の状況からいいますと、これは大変道央の辺りの対応を見て少し逃げ腰になつてゐるようなところがございまして、そういう点で実効性に疑問があります。やはりこの対策の重要性から見て、国費による支援をもつと強化していただきたいということをお願いしておきたいと思います。

それから、最後になりますが、北海道は専業的な大規模農業地帯でございますので、都府県では見落とされがちな幾つかの問題がござります。藤野さんがおつしやつておられた対象作物のいわゆるゲタの部分の作付け実績のない農地の流動化の阻害というこの問題も大きな問題の一つであります。が、私は、農協への影響についてちょっと申し上げさせていただきたいと思います。

農協についてはいろいろ御意見があるようですが、これまで當農指導や市場開拓に大変熱心で、実績を上げ、生産基盤をつくつくる上で大変重要な役割を果たしてまいりました。特に、この対策の対象作物となつております畑作四品などはほとんどが農協を通じて販売されてきておりまし

て、その販売手数料がまた農協経営の大きな柱になつております。今回、これで市場価格が大きく引き下げられるということになりますと、これは農協経営への影響は非常に大きなものになるだらうと、いうことが大変心配されております。

政策変更による収入の減少への補てんという所得政策の原点から考えますと、この農協についても何らかの支援策をやはり考えていただきたいと思つております。例えば、直接支払の支払方法と、いうのがまだ決まっていないようではありますけれども、これについて、かつての食管制度時代の米代金と同じように、農協の組合員口座への振り込みということをしていただくとこれはかなりのサポートになるんじゃないかなと思つております。

いずれにしても、この価格政策から所得政策への変更といふものは戦後農政の大転換であるといふふうに言われておりますと、農業者も行政ともに未知のゾーンにこれから入っていくわけですが、ざいますから、予想しなかつた様々な問題も生じてこようかと思ひます。

今後も、現場の動向と現場の意見に細心の注意を払つていただいて、柔軟に見直しを重ねていつて、農業者が安心して生産に従事でき、また食料自給率の向上にもつながると、そういう制度に育てていただきことを希望いたしまして、私の公述を終わらうと思います。

ありがとうございました。

○団長 岩城光英君　ありがとうございました。

次に、高見公述人にお願いいたします。

○公述人（高見一典君） 改めまして、おはようございます。

全上川農民連盟の書記長を務めております高見と申します。

はるばるここ北海道上川管内旭川に来ていただけ、農業政策についての率直な現場の声を聞いていただきます貴重な時間を与えていただき、心より厚くお礼を申し上げ、公聴会意見公述として私からこれより述べさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

簡単に経営内容を含めまして自己紹介をさせていただきますが、私は、旭川市で三代目として、十四年前、父から農業經營移譲し、移譲時は自作地のみの水稻單作で約六ヘクタールの經營でした。現在での全經營面積は約十八ヘクタールと、私の代から徐々に規模拡大を図ってきました。稻作を中心に粗収入の増加を目指し、転作田には野菜及び畑作を經營する複合農家です。近年において、我が宅地と隣接している関係で、農業委員会のあつせんを受け農地一・五ヘクタールを購入しましたが、近年の低米価続きの中、更に追い打ちを掛けた昨年と一年続きの米価大暴落と野菜価格の安値低迷が響き、所得が伸び悩み、厳しい經營状況に追い込まれています。二十二歳の息子が後継者として営農とともに励んでいます。が、この先果たして営農を続けられ、息子が經營意欲を持って四年目として經營移譲を託すことができるのかどうか不安が募る状況であります。

それでは、総論的な意見を前段に申し上げます。藤野会長、太田原教授と多少重複する点もあります。藤野会長、太田原教授と多少重複する点もあります。

戦後最大とも言われる今回の農政改革は、来年度から品目横断的經營安定対策と称して導入されようとしています。しかしながら、認定農業者であって、北海道では十ヘクタール以上の面積要件、又は二十ヘクタール以上の集落営農を基本とし、知事特例措置があるといえども、これははつきりとした選別的農業政策と言え、農業の構造改革によって、今までの全農家対象から担い手に限定する政策転換を図り、護送船團的な政策、各品目別政策を改め、めり張りの利いた政策、いわゆるプロ農業經營に着目した支援の転換によつて国民合意形成と國際化に対応した強い国内農業にするとうたわれています。しかし、急速な政策の大転換によつて現場では混乱を來し、農業者個々に

おいては複雑で理解しづらく、政策自体も思うようにならない状況であります。

現況での上川管内農業者經營体戸数、個人、法人含むは約一万戸のうち、個別的な政策支援を受けられる若い手農家は特別措置を含め上川全体では約七割と高い数字を示していますが、ここ旭川の全農業者戸数は約千八百戸です。そのうち、面積要件の特別措置を入れてもわずか約六百戸しか対象にならず、全体の三割程度と非常に低い数字となっています。しかも、その六百戸のうち、必須要件の認定農業者数は約四百戸で、未認定が二百戸であります。二百戸の未認定の方が今後進んで全員認定農業者になれば三割であつて、高齢化や何らかの理由により未認定のままだと担い手対象者は更に低くなり、二割台になることが懸念されます。

面積要件がクリアできなくとも、国は、すべての農業者に政策支援を受ける道はあると集落営農を示唆しています。また、知事特例によって所得要件と作業受託組織も可能としていますが、まずその集落営農が北海道、更にここ上川管内においても具体的な動きが出ていない状況です。

なぜかというと、なかなか一言で表現あるいは理解していただくのは非常に難しく、単なる言葉にすぎないととらえられるかもしれません。北海道はそもそも本州とは違い、中小規模といつても面積的にも大きい中、戦後の農地解放以降、脈々と受け継いできた個別的な専業農家、家族的過疎化が顕著に現れており、このままでは農村地域社会の崩壊を招くことが危惧されています。一体、なぜこれほどまでに減少が進んでいるとお考えでしょうか。

多くの要因が挙げられます。その大きな要因の一つは明白であり、それは所得が上がらないからであります。国が唱える他産業並みの七百万円、八百万円の所得が確保されればこれほどまでの減少には至らず、後継者や新規就農者も育てられたと言えます。こうした農業者戸数の急激な減少が続く中、更に絞り込みを掛ける今回の政策が、私にはどうしても理解に苦しむところであります。農業者戸数の減少の歴史あるいは増加対策を推進することが私の本音とした願いであります。

次に、食料自給率に関してであります。平成十一年に制定されました食料・農業・農村基本法の中では、先進諸国で唯一食料自給率、カロリー

においては複雑で理解しづらく、政策自体も思うようにならない状況であります。

守閣を支え続けてきた石垣のように、大中小の農家が組み合わさって今までの農村地域社会の維持、振興が図られ、守られてきたのです。中小の石が碎かれ、なくなれば、大きな石だけではやがて城の石垣は崩れ、城も倒壊してしまうのではないでしょうか。中小の石がなければ、盤石な石垣を再建することもできず、瓦れきの山となってしまうことがあります。

また、深刻な問題の一つとして、近年、農業戸数の急激な減少問題があります。

上川管内だけではなく、当然全国的な問題でもあるのですが、ちなみに、現在から三十三年前の昭和五十年、上川管内農業者戸数は約二万四千戸であった戸数が、先ほど約一万戸と申しました。が、昨年の統計調査、農林業センサスでは、とうとう一万戸を割り込む九千九百九十二戸という数字が出され、六割近くも減少しています。農山村地域では、少子高齢化や離農、離村を含め人口の過疎化が顕著に現れており、このままでは農村地域社会の崩壊を招くことが危惧されています。一体、なぜこれほどまでに減少が進んでいるとお考えでしょうか。

多くの要因が挙げられます。その大きな要因の一つは明白であり、それは所得が上がらないからであります。国が唱える他産業並みの七百万円、八百万円の所得が確保されればこれほどまでの減少には至らず、後継者や新規就農者も育てられたと言えます。こうした農業者戸数の急激な減少が続く中、更に絞り込みを掛ける今回の政策が、私にはどうしても理解に苦しむところであります。農業者戸数の減少の歴史あるいは増加対策を推進することが私の本音とした願いであります。

我が国は、食管法の廃止に伴い、逆ぎやは解消され、これから米価は市場原理による取引価格で決まる。米が思うように売れないと、それは売れる米作りや販売努力が足りないから、米価が低いのは高い価格で売れるような米を作らないから、米価下落の原因はすべて農業者の側にあって、それは農業者の努力が足りないからだ。一方的に稲作農家が批判されるのは理不尽で

あります。また、国が求める米作りの本来あるべき姿として、需給調整は集荷団体及び生産者自らが行うものとしていますが、何事にも生産者が努力し、問題がすべて解決していくこととするにはならないでしようか。熾烈な販売競争によつて淘汰された多くの水田、農地が荒れ果てていくという過酷な姿しか私には見えてきません。

今後、少子高齢化の中でも、一つしかない人間の胃袋を考えれば、米価を下げれば米の需要が大幅に増える要因とはなりません。農水省の言うように、市場全体の需給で価格が決まるだけでは片付けられない多くの問題があることを是非とも御理解願います。

それでは、食料・農業・農村基本計画に係る品目横断的政策への転換、担い手・農地制度の見直し、農業環境・資源保全政策の確立などについて簡潔に所見を述べさせていただきます。

まず、品目横断的政策の生産条件格差是正対策、いわゆるゲタ対策についてですが、ここ旭川では、米や野菜を中心とした作付け農家も多く、その米、野菜はこの対象から外されているため、ゲタ対策として位置付けるか、あるいは別途対策を強く求めところであります。このゲタ対策では過去の生産実績に基づく支払が行われますが、地域実態を反映した単収を用いても、再生産可能な支援水準を確保できるのかと、いう点で大きな疑問と不安があります。また、担い手に農地集約するとしていますが、作付け実績のない土地などは経済効率が悪いので耕作放棄地となる危険性が高いと考えられ、農地集積及び流動化に向けた別途対策が必要と考えます。

さらに、WTO上問題があるとされていますが、今述べました作付け実績のない土地問題や新規就農者対策も含め、日本型のゲタ対策では、十九年度以降の円滑な農地流動化に備え、恒久的な固定とするのではなく、一定期間を置いて見直すことも必要ではないかと考えます。いずれにしても、農産物価格安定法、甘味資源措置特別法

など、農業諸制度の改廃による農業所得の減少分を十分補てんする支援水準を確保することが大前提であります。

また、収入変動緩和対策、いわゆるナラシ対策でも、基準収入の取り方や支援水準の設定は、再び生産可能で安定した経営が維持できる水準での設定が必要であります。現在の米改廃制度は本年が最終年でありますが、担い手経営安定対策、略して担経であります。この担経はこのナラシ対策に組み込まれ、米も収入変動緩和対策の対象になるとしています。しかし、現在の担経は下落率一〇%範囲内までの対応となつておらず、想定外の価格下落が生じた場合や市場価格が右肩下がりの中ではナシのつぶてであり、セーフティーミニ機能が全く機能しない対策であります。

来年からの収入変動緩和対策も、一〇%範囲内の収入下落率を設定し、国三、生産者一の割合で拠出負担となっています。このナラシ対策は、言葉どおり、米を含む対象五品目全体での収入減少分の九割補てんとなつており、これも積立金範囲内ということや五中三の平均を採用しても収入減の右肩下がりの中であつては、現在の担経同様、収入補てん機能が十分発揮されないことが想定されます。加えて、本来、自然災害等による収入減ではなく、収量減の補償が趣旨である農業災害補償制度を控除することは、整合性からも納得できません。

以上述べました問題点の改善策あるいは特別措置を講ずることや、経営が最低限持続できるよう基準収入の設定における最低所得保障制度の確立、又は積立金が経営安定に必要な財源が確保された時点で生産者拠出金の軽減や無事戻しなど、支払政策を創設し、国土・環境保全機能の発揮と農村地域の振興を図る農業政策の確立を強く望むところであります。

我が国農業は、安全、安心な食料の供給のほかに、国土、環境の保全、水源の涵養、良好な農村景観の形成、文化の継承など様々な大切な役割を担っています。個人的な見解ですが、その役割を担うためにも、農畜産物の適正価格による農業者の所得確保を前提とした、国内におけるフェアトレードのような運動について国民合意形成ができます。私は、空知の岩見沢市で水稻、タマネギを中心とした助成額を全額地方交付金として戻す措置がよいと考えています。北海道の農業、とりわけ稲作地帯の実情を紹介しながら意見を述べたいと思います。

農業、林業、水産業、この第一次産業が土台、国家の上に三角形の第一底辺として幅広くしっかりと腰を据えていれば安定していますが、今や逆三角形状態で足腰が弱い先細りした不安定な状態では、いつ国が崩壊、沈没しても不思議ではありません。国家の基本は第一次産業の発展であるから地域農業の振興を是非とも図つていただきたい。

また、環境保全向上対策につきましても、環境保全型農業の積極的な推進を図るために、地域資源保全対策とは別の対策として、全額国費による助成措置を講じていただきたい。加えて、助成額については、コスト増加や掛かり増し経費相当額にとどめず、環境保全型農業を積極的に奨励し得る水準とすることが必要です。環境負荷低減に向けた取組で、肥料や農薬の使用低減に伴う収量減や品質の低下による所得減少を補てんすることが重要なことと考えます。加えて、地域共同の取組要件とは別に、個人でエコ農法に取り組んでいる農業者に対する直接支払の導入も考えていただきたい。

最後になりますが、農業が果たしている多面的機能、いわゆる外部経済効果に対する環境等直接支払政策を創設し、国土・環境保全機能の発揮と農村地域の振興を図る農業政策の確立を強く望むところです。

○公述人(白石淳一君) 御紹介いただきました農民運動北海道連合会委員長の白石でございます。今日は、地方公聴会にお招きをいたしました。今日は、意見を述べる機会をとさせていただいたことに感謝を申し上げる次第でございます。

次に、白石公述人にお願いいたします。どうぞ。

○団長(岩城光英君) どうもありがとうございました。

次に、白石公述人にお願いいたします。どうぞ。

私は、空知の岩見沢市で水稻、タマネギを中心とした小麦、野菜などを栽培している生産農民でござります。北海道の農業、とりわけ稲作地帯の実情を紹介しながら意見を述べたいと思います。

まず、農村の現状であります。ここ数年、生産者の手取り価格、米価は一万円をわずかに超え

る程度で推移をしております。暴落した価格が定着をした感すらあります。このため、生産現場では、こんな米価ではもう農業は続けられないとの声が渦巻いている状況であります。農家は何かやりくりしながら経営を続けておりますけれども、生産費割れの現状を何とかしてほしいというのが稻作農民の切実な願いであります。この米価暴落の要因が、いわゆる米改革による政府の米管理からの撤退と価格を市場原理にゆだねた結果であり、その上、毎年増え続けたミニマムアクセス米の影響が追い打ちを掛けているものであります。

私は、米改革に伴う食糧法案が審議された二〇〇三年の参議院農林水産委員会に参考人として出席し、意見を述べる機会をいたしました。委員の皆さんから、米改革が実施された農村の現場では何が起こるかという質問をいただきましたけれども、四人の参考人のうち私を含む三人が農事が進むなど農村に重大な影響を与えるというふうに答えました。今正にその懸念が現実のものになつてはいるというふうに言わざるを得ません。そもそも、米改革にしても今回の経営安定対策においても、WTO体制を前提に進められてまいりました。WTOが動き出した一九九五年からの一十一年間、資料を用意しておりますが、图表の一をごらんいただきたいと思います。日本で増えたのは、米始めとする農産物の輸入と減反であります。下がったのは、農畜産物の価格と農民の所得、食料自給率であります。図の二をごらんください。日本の食料率は、カロリーで四〇%、穀物で二八%といふ、砂漠地帯か極寒地帯の国並みの水準となつております。一方、減反面積は水田面積の全国で四〇%，北海道では五〇%を超えております。日本では米は余っているのであって輸入する必要は全くありませんが、ミニマムアクセス米の輸入はこの十一年間で六百七十八万トンに及びます。農産物の輸入の急増は、農業残留農産物や遺伝子組み換え食品のはんらんを招き、消費者の食の安全に対する不安が広がっております。

○三年の参議院農林水産委員会に参考人として出席し、意見を述べる機会をいたしました。委員の皆さんから、米改革が実施された農村の現場では何が起こるかという質問をいただきましたけれども、四人の参考人のうち私を含む三人が農事が進むなど農村に重大な影響を与えるというふうに答えました。今正にその懸念が現実のものになつてはいるというふうに言わざるを得ません。そもそも、米改革にしても今回の経営安定対策においても、WTO体制を前提に進められてまいりました。WTOが動き出した一九九五年からの一十一年間、資料を用意しておりますが、图表の一をごらんいただきたいと思います。日本で増えたのは、米始めとする農産物の輸入と減反であります。下がったのは、農畜産物の価格と農民の所得、食料自給率であります。図の二をごらんください。日本の食料率は、カロリーで四〇%、穀物で二八%といふ、砂漠地帯か極寒地帯の国並みの水準となつております。一方、減反面積は水田面積の全国で四〇%，北海道では五〇%を超えております。日本では米は余っているのであって輸入する必要は全くありませんが、ミニマムアクセス米の輸入はこの十一年間で六百七十八万トンに及びます。農産物の輸入の急増は、農業残留農産物や遺伝子組み換え食品のはんらんを招き、消費者の食の安全に対する不安が広がっております。

こうした状況の下で、北海道の農業、農村、そきにあらゆる対策を講じても、無力と言つても過言であります。このことを抜きにあらゆる対策を講じても、無力と言つても過ぎません。

第一は、異常に低下している食料自給率に対する向き合うのかという点であります。

第三は、戦後の日本の農政を規定した家族経営にかかる態度の問題であります。戦後の農政は、戦前の寄生的土地位所有制度を、戦争に突き進んだ社会的、経済的背景としてこれを解体し、自家農を創出いたしました。そして、戦後農政は、家族経営を育成することをもつて国民全体の健康な生活に貢献するというものであります。世界の趨勢もまた家族経営を軸に生産を拡大することになります。こうした農業の歴史的、物理的背景を踏まえるなら、日本農業においても家族経営を軸に、これをどう育成するかが問われていると考えます。

以上の点に品目横断的経営安定対策はこたえているとは言えず、むしろこうした社会的要請に背を向けているというふうに言わざるを得ません。

反対であるとの態度を表明いたします。次に、品目横断的経営安定対策と生産現場の実際の営農を進める上での矛盾がござります。その幾つかについて述べさせていただきます。

その一つは、担い手の問題であります。従来の生産現場の実態は、所有する面積の大小年齢のいかんを問わず、それぞれの農業者が持つべき権利を發揮して地域の農業を支えてまいりまして、その一つは、担い手の問題であります。

第三に、担い手育成というならば、せめてフランスが行つておられる農業後継者助成制度、図の六、七でありますけれども、これを参考にした担い手確保対策を腰を据えて行うべきであります。ま

た、地域の条件を踏まえた助け合いによる多様な

す。結局、WTO体制での十一年間は日本の農業の危機を一層深め、農民や消費者にとって何ついことがなかつたと言わざるを得ません。

視点は、その第一は、歯止めの掛からない米価の暴落対策に対する対処であります。このことを抜きにあらゆる対策を講じても、無力と言つても過言であります。このことを抜きにあらゆる対策を講じても、無力と言つても過言であります。

第二は、異常に低下している食料自給率に対する向き合うのかという点であります。

第三は、戦後の日本の農政を規定した家族経営にかかる態度の問題であります。戦後の農政は、戦前の寄生的土地位所有制度を、戦争に突き進んだ社会的、経済的背景としてこれを解体し、自家農を創出いたしました。そして、戦後農政は、家族経営を育成することをもつて国民全体の健康な生活に貢献するというものであります。世界の趨勢もまた家族経営を軸に生産を拡大することになります。こうした農業の歴史的、物理的背景を踏まえるなら、日本農業においても家族経営を軸に、これをどう育成するかが問われていると考えます。

以上の点に品目横断的経営安定対策はこたえているとは言えず、むしろこうした社会的要請に背を向けているというふうに言わざるを得ません。したがつて、私は、品目横断的経営安定対策には反対であるとの態度を表明いたします。

次に、品目横断的経営安定対策と生産現場の実際の営農を進める上での矛盾がござります。その幾つかについて述べさせていただきます。

その一つは、担い手の問題であります。従来の生産現場の実態は、所有する面積の大小年齢のいかんを問わず、それぞれの農業者が持つべき権利を發揮して地域の農業を支えてまいりまして、その一つは、担い手の問題であります。

第三に、担い手育成というならば、せめてフランスが行つておられる農業後継者助成制度、図の六、



そういうことが大前提にあるわけでありますから、担い手から外されるということになると、これはもう大変なことであります。ですから、兼業という逃げ場がないというふうに考えていただきたいと思います。ですから、特に若い人たちはこれは必死になつていろんな対応策を考えると思います。

そういう意味では、営農集団とかそういうことも、今いろんな農業委員会や農協や行政が指導してそういうことを一生懸命やつておりますから、そういう部分もかなり増えてくると思いますが、

一番考えられるのは、皆さんおつしやつているように、離農の更なる増加ということですね。このことを私たちも大変心配しておりますので、この点は是非そくならないようにお願いしたいと思います。

それから、米の生産調整がうまくいかなくなるだらうということは私も陳述の中で申し上げましたけれども、これは、実際問題としては、みんな、小麦や大豆はお金にならないわけですから、そこから逃げて、結局米と野菜を増やすということになるんですね。それが両方過剰になると、今、米価の下落に加えて、複合経営を支えている野菜が更に暴落すると、こういう結果が見えていたわけです。

それから、米の生産調整がうまくいかなくなるだらうかと。今はまだ国内で野菜を増やさなければいけないわけですね。それがなければまだ国内で野菜を増やす余地はあるわけありますから、そこのところを少し総合的に考えて、正にそういうことをやつしていくのが政治だと私は思つておりますので、よろしくお願ひいたします。

○団長(岩城光英君) 高見公述人。

○公述人(高見一典君) それでは、小川委員さんから一点の部分での御質問があつたわけであります、一点目の今回の品目横断的経営安定対策の担い手対象から外れた方の今後はどうなるのかと

いう部分。これは私の意見公述の中にも言おうかと思つたんですけど、時間の都合上省いたんであります。

とにかく、やはり対象から外された、まあ旭川、ここ近況、上川管内の数字的な部分を申し上げましたが、実際、旭川でも多い中で、じゃ一体、ゲタ政策も含めてそういう対策支援が受けられないとなると、まず営農意欲をなくす、そういうことです。

大豆を植えることはできません。当然、民間流通含めて、それは市場流通ですから価格の変動はあるとしても、とにかく生産費を割り込むような価格では、もうそのような対象者から外れた人は

麦、大豆、植えることはできないと思います。ただ、じゃ一体何を植えて残り少ない営農を続けていくかというと、太田原先生がおつしやつたように、米、野菜しかないということなんですね。そこで、当然今の米価の下落、市場流通に任せた価格で決まった中で、また、まして今需給調整が乱れて根本的に崩れている中での所得減少がある。野菜においては、もう年度においては百万トンを超える輸入量に達したということも含め、果菜も安値低迷で所得が伸びない。本当に八方ふさがり。そういう人たちにおいてはもう離農を余儀なくされるであろう。要するに、農業者人口の加速を増すことが懸念されるということがまた言えると思います。

続きまして、二点目の米の生産調整であります。が、先ほど私の意見も述べさせてもらいましたように、最終的には集荷団体及び生産者自らが行うものということで、現在の米改革の中にある稻穀、担継、集荷円滑化対策、過剰米対策である集荷円滑化対策においては、加入率が北海道は九八%と、本当に一〇〇%に近い数字で加入しておりますが、全国的には六八%と低い。そんな中で、過剰米対策ですらそのような状況の全国的な六八%に低い中で、米の生産調整 자체が、生産者自らがどうやって調整をやって、調整をしながら、需

給調整が円滑に、米の適正価格が維持できるような調整ができるというのが非常に疑問を感じております。

そんな部分含めて、今後の、作る自由、売る自由があるとはいって、非常に難しい問題。国がやはり責任を持つてこの生産調整を農業政策として位置付けるべきだと、このように思います。

以上です。

○団長(岩城光英君) 白石公述人。

○公述人(白石淳一君) もう既に三人の方の意見と私も同意見でござりますけれども、小川先生からの質問でござりますので、端的にお答えしたいというふうに思います。

まず一つ目の、対象から外れた農家はどうなるだらうかと。今ほどお話をありますように、離農の道を選ばざるを得ないということはもう明白だから。したがつて、今当面の対策はどうするかと

思います。

私は、お話を中身を聞きながら、本当にあります。特例を使ってできるだけ担い手を増やそうということで最大の努力を町村中心に行つておりますけれども、そのやはり大きな理由が、生産調整が非常に大変心配だということに大きな理由があります。当初は、実は私どももそれほど深刻に受け止めていなかつたんですが、よくよく突き詰めてみると、今ほど申し上げたような事情が明確に浮き彫りになつてくるわけですね。対象から外れた人が米を作らざるを得ない、ここに一番米地帯の深刻な悩みが今この品目横断対策ではあるという

たゞ、いろいろその対象から外れた農家の人の方の話を聞くと、もう既に気持ちはすっかり決めていまして、いや、分かった、国はもうこれ以上対策を打つてくれないんであれば、もう国には頼らないでやれるだけやるさという方が非常に多くなっている。日本の国の食料ということを考えた場合は、非常に心配される事態が進行していると

いうふうに思います。

以上です。

○団長(岩城光英君) ほかにございませんか。

紙智子さん。

私は、お話を中身を聞きながら、本当にあります。

特に生産者の二人の方にお聞きしたいのは、品目横断的な経営安定対策は、今回のこの政策、本当に求められているということで、価格の暴落に対しての歯止めを掛けるという問題ですと

ます。

特例を使ってできるだけ担い手を増やそうということで求められているということで、価格の暴落に対する歯止めを掛けるという問題ですとか、それから自給率の向上という問題ですとか、それから家族経営をいかに軸にやつしていくのかと、そういうことで求められているけれども、それらに対する対策を打つべきだということを考えて、現場で実際官農を進める上で矛盾があるということと今までお話をされましたけど、本州の人からは北海道はいさねという話はよく声を掛けられて、いや、そんなことないよといふうに言つんですけれども

も、そのところは、さつきも北海道のためのじやないかということがあるんですけど、実際に手になられる人にとっても先行きに対しても非常に不安で、そこには価格がずっとどんどん下がり続けてくるという問題ですとかありますし、旭川においては、実際担い手になれるのは、大部分が担い手になれるんじゃないかといふうにみんな思っているんですけども、そういうふうな事実ですか、こういう点ではほかの人たち含めてどんなふうに受け止めておられるのか。御自身の経営自身から、そういうこれから不安な状況ということについて、もう少し具体的にお話をしていただきたいなということが一つ。

それからもう一つは、ちょっととこれはあれなんですかでも、ミニマムアクセスというか、一方で米が余っているといながらミニマムアクセスということで米から入れてあると。農水省は、ミニマムアクセスというのは日本の国内の流通市場には影響しないんだと、しないようにやつてるんだというふうによく言われるんです。そういう説明を受けていると思うんですけど、その点についてはどう思つておられるのかということ、率直な意見を聞きたいということです。

それから、藤野公述人には、今度の対策の中でも、例えば農地・水・環境保全の対策のことと言つては、これに対するはやっぱり、太田原公述人も言われたんすけれども、これに対してはやつぱり、太田原公述人も言われたんすけれども、これに対してはやつぱり、太田原公述人も言われたんすけれども、この点についてもう少し掘り下げてどうなのがうなのかといふうに思っています。

また後から聞きますけど、取りあえずはそれで。

○公述人(高見一典君) 紙委員さんから二点、生産者の御意見を聞きたいということでありまして、まず一点目は、今回、来年から導入される品目横断的経営安定対策について生産者としてどういう部分が不安を抱いているか、その部分についてお聞かせしていただきたいという点であります。が、意見の公述にも述べさせていただきましたよ

うに、もうとにかく経営が安定できる、再生産可能な最低限、家族労務も今出てこないような今の農業政策の所得の在り方、実際、もう市場原理に任せ、ゆだねられている、そのような段階で本当に、実際にこの新たな品目横断的経営安定対策に移行して、実際我が家の経営の所得が一体どれだけになるのかというのが、具体的な数字というのはなかなかちょっとと見えてこないというのが大きな不安であります。

先ほど申し上げましたように、他産業並みの七百万、八百万本当に確保されれば、本当に、これからも農業をやつていて、頑張ろう、機械の更新も含めて、規模拡大も含めながら、そういう部分でも見えてくるんですが、実際として一体本当に、いわゆる複雑で分かりづらい、そして、ましてその金額的な部分が、当然、基準収入であるとかそういう生産費の算出も含めて具体的な数字は出ているけれども、各農家個々において、実際として我が家が経営に当たはめたら一体どれだけの金額が措置されるのかというのを見えてこないというのが大きな疑問であります。その点が二点目であります。

このミニマムアクセス米において、国内の米市場には影響はないと言われている部

で、そして、それとは同時にSBS米、同時入札売買制度によるSBS米も多少影響もあり、これが影響ないとは絶対に言えないと思います。とにかく、やはり米が過剰している中で更にこの国内生産量の一割程度の米が輸入されている、市場には当然影響すると思われます。

そんな部分含めて、ミニマムアクセス米は即時撤退して、いや、撤退というかやめていただきたいというのが私の本音であります。

以上であります。

○公述人(白石淳一君) まず、担い手になった場合の経営に対する影響の問題でありますけれども、一つは、先ほどから論議がありますが、米価が暴落するという不安ですね。水田農家ですから、水田が中心になつてほかの転作作物との組合せで経営を維持しておりますから、ほかのものが若干手当でされたにしても、ほかの作物が手当されにしても、米が暴落すると差引きマイナスになる可能性が非常に強いというのを先ほどからお分かりいただけだと思います。

もう一つ、今回の対策で問題になるのは、いわゆるゲタの部分の生産量に基づく支払がありますけれども、過去実績はWTOでは緑生産量は黄色というふうに言われておりますが、そういうなると、当然この部分については削減せざるを得ないということにならざるを得ないでしようということを指摘せざるを得ないと思うんですね。ですから、今幾ら当てにしても、将来的には下支えが下がつてくる可能性が非常に強いという点が二つ目の問題です。

それから、ナラシ対策についても、結局全品目トータルで収入の九割ということですから、満度ではないわけですよね。これが年々下がるおそれがありますね、あの基準年の収入が下がつてくる可能性があります。そうなると、本当にこれで生産が続けられるのかどうかという心配が大変強まるというのが実態であります。

あわせて、先ほどから担い手、地域という問題を盛んに私も申し上げました、農村社会ということがどうな問題が当然浮上してくる。そういう心配もあるということであります。したがいまして、担い手になつたからといって万全では全然ないと、むしろなつたからといって万全ではないと、むしろ不安の方が大きいというのが今水田地帯の、とりわけ水田地帯の農家の皆さんのがあります。

もう一点、ミニマムアクセスについてでございますけれども、先ほど公述の中で私、この十一年間で六百七八十八万トン輸入されたというふうに申し上げました。これの使途をいろいろ調べてありますけれども、このうち消費者、まあ業者の方に政府が売った量というの約半分の量ですね。残り三〇%が海外援助に充てられております。四分の一、これがいわゆる不良在庫になつておりますね。

私も各地ちょっとと見させていただいて、ミニマムアクセス米の保管状況を見させていただいたことがありますけれども、大阪の倉庫ではきちっと冷房の利いた倉庫に入つておりましたから、大変なコストを掛けながらこのミニマムアクセス米を管理しているというのが実態だと思います。国民が食べないものを入れて國の財源を使って措置をする、これほど無駄なことはないし、先ほども申し上げましたが、世界では飢餓がどんどん進んでいます。今年になりましてから、農水省はどうも畜の方にミニマムアクセス米を回すというふうなことを決められたようですが、それとも、世界の状況から見ると、食糧に向く米が畜にされるほど世界の飢餓に悩んでいる人方の神経を逆なでする。今年になりましたが、世界では飢餓がどんどん進んでいます。今年になりましたが、世界では飢餓がどんどん進んでいます。今年になりましたが、世界では飢餓がどんどん進んでいます。

そういう意味からも是非、このミニマムアクセス米というのは日本では是非減らすなりやめるなりしていただきたいというのが私の意見でござい

○団長(岩城光英君) ありがとうございました。

○公述人(藤野昭治君) おりがとうございました。

○公述人(藤野昭治君) まず一番目の、品目横断的対策……

○団長(岩城光英君) 御質問は農地・水・環境保全対策のことですね。三点目の質問だけで結構です。

○公述人(藤野昭治君) 三点目、農地保全対策ですね。

これに対しては先ほどから、公述人から申し上げられているわけでござりますけれども、やはり北海道のいいところは景色だと思うわけです。より優れたい空気とそして景観、これをやっぱり何としても守つていくのが我々の役目だというふうに思つてございますので、ひとつよろしくお願ひをいたしたいということを申し上げて、終わりたいと思います。

○団長(岩城光英君) じゃ、次に、太田原公述人。

○公述人(太田原高昭君) 先ほど私、公述の中でも申し上げたとおりであります、どのくらい、本当に過疎地を含めた農業基盤を維持していくのにどのくらい必要なのかと。今十アール当たり三千円とか四千円とかという、そういうのでありますけれども、どのくらい必要かという、これはちょっと難しいんですが、例えば今十アール当たりの水利費で、これ安いところでも五千円は掛かっている。それから、棚田であっても圃場整備というふうに言われております。ですから、ああいうのをつくづく感じました。

それから、自治体の上積みがどのくらい期待できるかということ。これは紙委員もよく御存じのようだ。今年北海道はついに赤字決算も避けられました。藤野公述人、お願いいたします。

ないというような状況であります。したがつて、この話を道府の農政部の人にして、全然乗り気じゃないんですね。道の人もいらっしゃるかと思

うですが、速記録から削つてください。

それから、市町村はなおのこと。私、地域農業

研究所という民間のシンクタンクの所長をしてお

りますが、これは社団法人で農協及び市町村に会員になつていただいてるんですけど、最近困つて

いるのは、市町村、たつた五万円の会費を惜しん

でもう次々と脱退届が出てくるわけですね。それ

は別に合併したからというんじゃないなくて、合併し

うとしているわけですね。そういう中で果たして

この積み増しなんということができるのかどう

か、私はもう大変心配であります。そういう地方

財政の状況もよく考えた上で、この対策そのもの

は私非常に重要なことだと思います。

○団長(岩城光英君) ありがとうございます。

○紙智子君 紙さん、よろしいですか。

○団長(岩城光英君) では、野村哲郎君。

○野村哲郎君 四人の参考人の皆さんには本当に貴重なお話をいただきました。ありがとうございます。

○団長(岩城光英君) はい。

○紙智子君 はい。

○野村哲郎君 では、野村哲郎君。

○団長(岩城光英君) では、野村哲郎君。

○野村哲郎君 皆さん方のお話を聞いておりますと、私は鹿児島の方にお話を伺つてきました。

○団長(岩城光英君) はい。

○紙智子君 はい。

○野村哲郎君 はい。

○団長(岩城光英君) はい。

○紙智子君 はい。

ので現行では大変価格は下がつていい、このままでは本当に農家の経営安定にはつながらない。そういう意味で、太田原参考人がおつしやいましたように、価格政策から所得政策、こういうやつぱりカーブを切つていかないと農家はもう経営はもたないだろうと。

くのか。

やはりその方々はもう米価が下落してもどんど

ん作り続けていかれるのか。離農されるという話

もありますけれども、だから、集落農業とかあ

るは複合経営だといろいろなことでやつていく

わけありますけれども、その方向で認定農家と

して言わば認定してもらおう。私どもの鹿児島で

も、行く方向は集落農あるいは複合経営で、ど

うじや畜産を伸ばしていくのか、野菜を伸ばして

いくのか、それで認定農業者として所得がある程

度一定規模取つてそして認定してもらおう、こ

ういう動きが今出ているわけであります。

ですから、これでもう米が作れなくなつたから

もう離農だと、あるいはもう対象にならないか

らもう米をずっと作り続けるぞということじゃな

くして、別なやはり收入というか、別な作目。鹿

児島はそういう水田よりも畑作の方が多いわけで

すから、あるいは畜産との複合経営も多いわけ

で、じゃ畜産の頭数を若干増やしていくこと。い

ろんな形で今摸索が統いているわけですね。だか

ら、そういうものでもう少し発展的な考え方でお

取り組みはないのかどうか。私どものところは

そういうやはり考え方で取組をJAなりあるいは行政と一体となつてやつてているわけですけどね。

だから、そういつた、もう対象から外されたから

おれたちはもう駄目だと、どうにか国はしろよ

と、そういう話には極端に言つていかない。こ

れは地帯的な違ひがあるのかも分かりませんけれども、そういうものを少し教えていただければ有り難いなと思っているところであります。

よろしくお願ひいたします。

○団長(岩城光英君) 一点目の質問は全員の皆さ

んでいいですか。

○野村哲郎君 はい。

○団長(岩城光英君) それでは、まず高見公述人

から一点、二点についてお答えをお願いいたしま

す。

○公述人(高見一典君) それでは、野村委員さん

から一点の御質問。

一点目は米の低価格の問題でありまして、要するに価格政策から、当然WTOのいわゆる生産に影響を与える黃色の政策は削減していくということも含めて、一九五五年以降、価格政策支持廃止、市場原理にゆだねるということで、これから所得政策へという中で米の低価格のこの問題をどう取り組んでいくのかということ。

御理解をいただきたいと思います。

では、それぞれ三名の方々からお答えいただきた  
いと思います。

二点目といたしまして、先ほど旭川の例で、千八百戸の戸数のうち、認定農業者の対象である、現段階では六百戸と申しました。では、残る一千戸はどうなんでしょうかという部分です。

野村委員の言いたいことは、要するに特例措置の作業受託組織のある集落営農が組めないものかと。当然、この全上川農民連盟、上部組織としては北海道農民連盟ということで農業生産者のはとんどが加盟している団体であり、一人残らず、こういった農業政策を含めて、中央行動を含めて要望を行つてきている中で、一人の農業者もやはり基本的には対象となるよう取り組む最善の努力をいたしております。

身としても率直に願うところであります。非常に米については、ここ北海道については、農水担当者の方には本当に北海道、米作っているんですかと言われる方も事実おられまして、北海道に米は要らないとさ、え言うような方もおられる中で、北海道においてはここ上川、空知含めて米の主産地でありまして、上川は昔から百万石と言われて、ここ近年、昨年は過去最高となる大豊作、作況指數一〇九ということでありましたが、実際、地球温暖化の影響で当然皆さん方も御承知のとおり平均的気温が上がっている中で、北海道

は本当に最終的には、野村さんは鹿児島県出身、九州は二年続きで不作と、米ということを含めて。本当に米の適作地が、本当にコシヒカリが北海道で主体になるような、そういうような状況になつてくるというような感じさえ私自身思えております。

されば、本当に一人でも多くの農業者が政策支援を受けられるような形で取り組んでいかなければならぬと、私自身もこう考えております。  
以上です。

○田長(岩城光英君) ありがとうございました。

うか。とにかく、集落営農というものが概念にまず先に先行して出てきてないというか、やつぱり五年後、法人化を目指した経理の一元というのがやつぱり取り組みづらいというのがあらうかと思います。そんな部分での作業受託組織が可能かどうかが

ふうに思つております。  
以上です。

ふうなるわけでございまして、価格は下落するとい  
うようなことで、何か、とにかくそこら辺のバラ  
ンスがうまくやつぱりいくつないところに問題があ  
るんでなかろうかと、いうふうに思うわけですが  
いますけれども、いずれにしても、やつぱり少し  
でも米が、ミニマムアクセスですか、これを止め  
ていただきて、日本の米で自給できるような施策  
をやつぱりやつてもらわなければいけやならないとい  
うものがダブルということは、それだけ収量も多  
くなるわけでございまして、それが決算の中で  
炒作經營で工作にされてくるもの

の米の生産調整がうまくいかなくなるという話を記しておきます。前にも米政策改革大綱というのが出来ましたから、前に米政策改革大綱というのが出来ましたから、前に米政策改革大綱というのが出まして、米の生産調整から国は手を引くということにしてしまって、今までの生産調整でも難しいのに、ますます難しくしておいて、後は手を引くからおまえたちやれということでは、これは到底受けられないわけでありまして、これは米政策大綱のやはり生産調整に対する國の責任というところからもう一度考えていただきたいと、そう思つております。

○団長(岩城光英君) ありがとうございました。  
次に、太田原公述人、お願いいたします。

○団長(岩城光英君) はい、ありがとうございます。  
最後になります。白石公述人。

皆さんがおっしゃっておりましたように、保険、これ一応保険制度であります、今の農業共済のような場合は、あれは自然災害を対象にしておりますから、正に偶然的因素で取れたり取れなかつたりすると、そこを補てんしていくには共済とか保険と、いうのは非常に有効なんですね。ところが、価格を対象にしますと、これは偶然

問題というのは、最終的にゲタは対象になつてないのですが、ナラシだけが米の部分ではこれは法が張れたということになつてしまつたわけですねけれども、私は今度の品目横断的経営安定対策については中止すべきだというふうに思いますけれども、しかし、もし実施されるとするならば、少なくとも米は外すべきだと思うんですね。米は独自な

の要素でやつっているならないんですけれども、白由化みたいなのが背景にあって傾向的に下がつていくという場合は、これは余り有効じゃないですね。前に愛媛県がミカンで、独自にミカンの価格保証というのを共済制度の中に組み込んだことがあります。ところがやつぱりうまくいかなかつた。これはやつぱり傾向的に下がつていくからな

の対策でやっぱりやつていかないと、今の様々な条件、ますます難しくするばかりだというふうに思います。

その上で、やはり皆さん異口同音に言われていると思うんですが、生産調整がうまくいかない、その大きな原因に価格の問題が横たわっているわけですから、ここ下支えをどうするかという問題がどうしても避けて通れないというふうに私は思います。いろんな変遷がありまして今に至つているわけですけれども、しかし、ある程度の下支えがあれば米の生産そのものは続けていくわけですし、日本の農業にとって米の位置付けというのは非常に大きいと思うんですね。

もしこれが畑作物に転化する、主食をパンに変えてしまう。一体幾らの自給率になるんでしょうか。ほとんど輸入に頼らざるを得ない事態というのになってしまふわけですから、米をどう守るかということが日本の食はどう守るかということに私はつながるというふうに思いますので、ここで対策に十分な力を入れていただきたいというのが私の意見でございます。

○団長(岩城光英君) ありがとうございます。

○公述人(高見一典君) 岩城委員長、よろしいで

しょうか。

○団長(岩城光英君) はい、高見公述人。

○公述人(高見一典君) 済みません。先ほどの野村委員さんから御質問の部分で抜けていた分が一

点と、どうしても言いたいことが一点ありましたので、よろしいでしょうか。

○団長(岩城光英君) どうぞ、お願ひいたしま

す。

○公述人(高見一典君) はい、済みませんです。

野村委員さんの方から、年齢構成の部分、問われた部分、千二百戸の部分ですが、ありますがあくまでも、その認定農業者、面積要件で対象となる農家が六百戸と言いました。その中で、認定農業者が四百戸、未認定が二百戸と申しました。基本的に、この面積要件をクリアする六百戸の

方々は、正式な数字を調査したようなことはちよつと手元にないですが、明らかにこの六百戸の方々は、若い、ある程度これから農業を支えていく若い人たちがやっぱり主体となっている。そ

して、残りの千二百戸の方々は高齢化している方がやはり多いということあります。ちなみに、この面積要件で、知事特例による旭川のその格差率、地域の格差率によって、まあおむね八割といふことは、旭川市も十ヘクタールが六・四ヘクタール以上ということでの対象者であります。

で、もう一点の言いたかることは、この旭川市で例えばこの六百戸の方々は、個人でもって手

を挙げて個人で政策支援を受けられる方々です。じゃ、外れたその千二百戸の高齢化の方たちが、それぞれ農地で歯抜け状態の中で、最終的には地域のおおむね三分の二以上集積して法人化ということがあります。こうした各後継者のそういう個人的な扱い手が手を挙げた、そういう農地から歯抜け状態の中、高齢者やそういった分散化した農地を含めながら、果たしてその中で集落営農が、リーダー的人材不足含めて、そういう人

が抜けた中で取り組めるのか。果たして、したら個人的に政策支援を受ける人、おまえは、したら

若い、これからだけれども集落営農に入つて頑張つてくれと、いうことも含めて、そういうことを

で進んでいけるかどうかと。そういう難しさもある

以上です。

○公述人(太田原高昭君) 委員長、よろしいですか。

○団長(岩城光英君) はい、太田原さん、どうぞ。

○公述人(太田原高昭君) ちょっと私も、指名は

なかつたんですが、野村委員のもう一つの御質問で、野菜以外何かもう少し頑張ることないのか

と、鹿児島は頑張つてゐるぞという、そういう話がありまして、確かに鹿児島は畜産、それから

そういう茶があつたどいうのは強みですね。

そういうことで、今までの転作作物ということ

だけじやなくて、あるいは今までの畑作四品だけじゃなくて、もっとどういうことがあるのかと。ある意味では、深刻な農業状況だから集団営農が逆に進まさるを得なかつたというような県も含まれて、この中・四国にとつての今後の農業の在り方に畑作地帯も、ここ水田地帯ですから野菜の話が大分出ていますけれども、実は十勝も今、日本最大の野菜产地になつてきてるんですね。決して

畑作四品だけに甘えないという努力は北海道はしてきていると思います。そういう中から、例えればナガイモのように輸出品目まで出てくるというようなことで、私は精一杯頑張つていて思つておられます。そこでは、最初四人の方に伺いたいんですけれども、扱い手の問題、これは逆に選別政策だという御意見もございました。そうするならば、選別されたときに対象者になつたならなかつたによって両方とも大変な状況が生まれるということになつたときに、今後、扱い手という形で考えたときに、扱い手の基準、レベルが一くくりで決められてしまつてゐるのが現状なわけですが、これは例シヨでん粉のように余りが出てきたことをどうするのかと。そういうことについて今、これは農協系統が今中心になつておりますが、かなりの人員とお金を掛けてその研究をやつてます。そういう頑張りは北海道もやつておりますということを付け加えておきます。

○団長(岩城光英君) ありがとうございます。

今、一つ考えているのは、これも十勝なんですが、バイオマスエネルギーですね。例えればビートのようないろいろ、またさらにビートとかバレイショでん粉のように余りが出てきたことをどうするのかと。そういうことについて今、これは農協系統が今中心になつておりますが、かなりの人員とお金を掛けてその研究をやつてます。そういう頑張りは北海道もやつておりますということを付け加えておきます。

○団長(岩城光英君) ありがとうございます。

それで、福本君、お願ひいたします。

○福本潤一君 四人の参考人から貴重な御意見聞かせていただきました。

先ほど太田原公述人から、愛媛県自然災害のときには、ミカン、価格政策してうまくいかなかつたと

いうお話をいただきましたけれども、その愛媛県におります。愛媛大学で学者を十一年前までやつておりましたので、その関係で太田原さんも含めてお伺いしたいんですけれども。

白石公述人から、今回の扱い手の問題、具体的になつたときに、行くも地獄、引くも地獄という

強烈なお言葉ありました。私ども、中国、四国の農業、かんきつを始め果物、いろいろな形での小規模経営でやつておる。岡山なんかだったらナシとかブドウとか、広島だったらミカン、カキといふような形でいろいろなところをやつておるところにとつては、今回の政策、なかなか大変だな

と。ただ、そういうところでも、例えば広島では県でいうと三位ぐらいに集団営農が進んでいます。

そこで、このところはおつしやるとおりで、北海道でも大変だなと思つたら、北海道もそれと同等ぐらい大変な状況があるんだなどということを聞かせていただきました。

そこで、最初四人の方に伺いたいんですけれども、扱い手の問題、これは逆に選別政策だという御意見もございました。そうするならば、選別さ

れたときに対象者になつたならなかつたによつて両方とも大変な状況が生まれるということになつたときに、今後、扱い手という形で考えたとき

に、扱い手の基準、レベルが一くくりで決められてしまつてゐるのが現状なわけですが、これは例

えば準扱い手とか階段的にやるような政策、対応策が、今回修正論議もいろいろ進むかも分かりませんし、一つの法案がもう出でてる段階ではございませんけれども、あえて、今後のこの扱い手問題

というのは大変大きなことになるということならば、準扱い手という基準を階段的に設定するといふ考え方に関してはどういうふうにお考へかをお伺いしたいと思います。

と同時に、集団営農していくくという形になりますと、どこでもそうですが、個別経営が中

心で日本の農業、推進されてきております。広島県においてはそれだけ進んでいるというところが逆に深刻化だからといってことがありますけれども、北海道でいうと、逆に、集団営農にならないと扱い手にならないということには、ある意味では、土地の持つてることによる安定的な農家経営、これが何か土地を引きはがされるような形に思われる農家も出てくる現状があるのかなということがちょっと危惧されますので、そういう意味では、現実に集団営農が進んでいくときに、北海道の農家の方々にとっては、こういう扱い手になれないと、いうときの、離農する以外に、土地を引き

はがされて本当に離農になつてしまつという危機

感、これはどの程度現状としては深刻な問題としてあるのかともお伺いさせていただければと思います。

○団長(岩城光英君) それでは、今度は白石公述

人から順にお願いいたします。どうぞ。

○公述人(白石淳一君) 担い手についてありますけれども、准担い手という初めて提起された概念ですけれども、私はやはり、先ほども申し上げましたけれども、できるだけ多くの人が農村に残るということが基準だというふうに思っています。今続けたいと思っている、農業で生計を立てたいと思っている方がすべてやはり農村で残れるような、そういう担い手対策というのがどうしても私は必要だと思いますので、言われている准担い手という考え方が、今の出されているものから見れば、そこに要件に当てはまらないけれども将来担い手になれるじゃないかと、そういう人方も位置付けたらどうだというようなことだとすれば、これは一つの可能性として私も是非追求してみる必要がある提起でないかというふうに思っています。

それからもう一つ、集団営農の関係ですけれども、実は私たちもいろいろ考えております。たゞ、この集落営農といいますか、この問題につきましては、むしろ上からの何といいますか施策の展開というよりは、それぞれ地域の中で大いに意見を出し合って、自分たちの地域どうしようかと農業者自らがやはり考えていく、これで初めて集落営農の機能が維持できるしお互いのやり取りもスムーズにいくというふうに思っています。それが何の基準に当てはめて今のような品目横断的経営安定対策のように集落営農を規定してしまうと、いろんな形態、いろんな地域の実情、人間関係がありますから、そう簡単にはいかない場合がたくさんあるわけですよ。私は、やはりそういう地域の中での集落営農というのは非常に大事だし、助け合いとか農業を守り立っていく上で非常に大事な部分だというふうに思いますので、今後もこの考え方というのは大いに進む可能性がある

と思いますし、北海道の中でもうんと追求していくかなきやならない、そういう課題だと思っていました。

○団長(岩城光英君) 大いに地域の中で合意できたことは援助するよと

思っていますので、この集落営農によつて担い手がどんどんどんどん切り捨てられるなんというの

は全く逆さまの論議だというふうに私は思いますが、そのことを申し上げておきたいと思います。

○団長(岩城光英君) 高見公述人、お願ひしま

す。

○公述人(高見一典君) それでは、福本委員さん

からの御質問、「二点」ということで、担い手の位置付けの問題かと思います。

私の意見公述でも、選別の農業政策であると、こう言わせていただいたわけですが、担

い手の基準といつものについてのとらえ方でありますが、意見公述でも若干述べさせていただいておりますが、ここ北海道においては專業的主業農家が多い中で、基本的にそいつた方々を面積要件にとらわれずすべての対象者に支援すべきだ

というふうに考えております。

そんな中で、段階的な位置付けはどうかという部分で、准担い手であるとか、それは一概には良し悪しとは言えないわけですが、基本的に

はやはり農地を耕作する農民に対しては政策支援を行なうというのが私の根本的な理念であります。

やつぱりそういうことを面積だけで決めていけ

手続きまして、集落営農については、先ほどの御質問の中で御答弁にもさせていただいた部分であ

りますが、今、白石公述人さんも重要なことを

言つていただきました。本当に地域でもつてそ

ういった集落営農法人組織が必要性があつて、みん

ながそれぞれ集まって自立的に率先した、そ

ういふうに語弊がある支援を受けるため、言葉的には非常に語弊がある的な集落営農取り組むようなことがないとも限ら

ないでありますし、かといってその五年後、集落営農が、実際そういった當農作業形態、またその人間的な関係含めて集落営農が仮に解散、壊れ

ます。

大いに地域の中で合意できたことは援助するよ

ういうスタンスでは非臨んでもらいたいと

思つていますので、この集落営農によつて担い手がどんどんどんどん切り捨てられるなんというの

は全く逆さまの論議だというふうに私は思いま

す。そのことを申し上げておきたいと思います。

○団長(岩城光英君) 高見公述人、お願ひしま

す。

○公述人(高見一典君) それでは、福本委員さん

からの御質問、「二点」ということで、担い手の位置

付けの問題かと思います。

私の意見公述でも、選別の農業政策であると、

こう言わせていただいたわけですが、担

い手の基準といつものについてのとらえ方であり

ますが、意見公述でも若干述べさせていただいておりますが、ここ北海道においては專業的主業農

家が多い中で、基本的にそいつた方々を面積要件にとらわれずすべての対象者に支援すべきだ

というふうに考えております。

そこから選んでいくべきもので、今回やっぱり面積だ

けで切るというのは、これは適当でないと私は思っています。EUでも、EUの所得政策で一番

もらっているのはエリザベス女王だという話があ

ります。

ですから、そこは、福本委員おっしゃるよう

に、販売だからとか所得とかいろんな要因を挙げて、本当に主として農業で生活しているということ

人はこれは明らかに担い手なんですね。主として

兼業所得の方が多くても、日本のこの少ない自給率のかなり重要な部分を担当しているということ

も十分考えなければならぬといふうに思つて

おります。そういう点で、やっぱり担い手の定義

自分自身も集落営農を否定しているわけではな

いんです。ただ、やはりその重要性も意義も分

かっておりますけれども、実際にいざ本当に取り組めるのかという、足を一步踏み込める、そう

いったことがなかなかできない状況であるという

ことで御理解いただきたいと思います。

○団長(岩城光英君) ありがとうございます。

太田原公述人。

○公述人(太田原高昭君) 担い手の基準といつこ

とにについて、大変大事な問題が出されたと思つております。確かに担い手というのはいろんな角度

から選んでいくべきもので、今回やっぱり面積だ

けで切るというのは、これは適当でないと私は思つています。EUでも、EUの所得政策で一番

もらっているのはエリザベス女王だという話があ

るんですね。

やっぱりそういうことを面積だけで決めていけ

ばそういう問題が出てくるわけでありまして、た

だ、所得ということになると、それをどれだけ公

的に捕捉しているかという公平性の問題が出てき

ますので、行政的には確かに難しい。面積という客観的なものにしたいというのは分かるんですけど

やつぱり柔軟にということを申し上げましたけ

れども、やはり実情で判断していただきたい、そ

う思つております。

○団長(岩城光英君) それでは、藤野公述人、お願

いいたします。

○公述人(藤野昭治君) 担い手の問題でございま

すけれども、先ほど私からも申し上げたわけでご



けであります。しかし、そんな中で肉関係については当然、穀物飼料的には日本においては二七、八%だつたと思いますが、穀物飼料によって豚肉や牛、肉などがそいつた生産がされて、国内で生産されて、そして国民、消費者がその日本国産を食べて初めて食料自給率があつて、そんな部分を含めて、今、太田原先生が言われたように、麦、大豆、含めて、そういう作付けも下がる可能性も含めて、下がる可能性が大きいと言えます。

「一点目の品目横断的政策に品目を多くするべきか」という御意見かと思います。当然、私の意見公

述の中にもお話ししてもらつたように、品目横断のゲタ対策におきましては、米は外国からの高

関税によって守られているという部分、そして野菜に至つては湯水のように今大量に輸入されてい

るような中でゲタ対策からはずれされております。

ゲタ対策の黄色の部分では、その麦、大豆においては収量、品質におけるそいつた部分での補てんはあるわけありますが、米、野菜含めて、と

とにかく酪農関係も含めてこの品目横断的政策には外されております。基本的にゲタにおいては四

品目、麦、大豆、でん原バレイショ、てん菜とい

うことで、ただ収入変動に至つては米は、先ほど

言いましたように、米は粗経を絡めながら五对象

になるということになりますが、基本的にやはり

この野菜、米、酪農関係のそいつた部分を含めて、酪農製品含めて、そいつた経営安定対策の

品目的にはやはり農業全般部門として経営を位置付ける、所得を上げる意味合いからしても、私自身としては品目は上げていただきたいというの

意見であります。

以上です。

○団長(岩城光英君) 白石公述人。

○公述人(白石淳一君) 自給率の問題でありますけれども、私はこの対策では自給率は下がるばかりだと思います。

理由は、先ほど太田原先生も言られておりまし

たけれども、小麦、大豆というのは自給率向上に非常に大事な作物であります。この作付面積が

制限されるという問題、今以上作付けが増える可能性が非常に低いということが一つありますね。これは非常に大きな自給率を引き下げる要因になります。

もう一つは、先ほどから論議のある扱い手の問題、これが減少する。当然その残った扱い手がどれだけ作れるかという問題もありますから、当然物理的な制約もあるというふうに考えざるを得ないわけで、その両面から見ても自給率そのものは下がらざるを得ないだろうというふうに思つております。

それから、品目を増やすべきかという話ですけれども、私は、今回の品目横断対策というのは、やはり外国、今のその国内の価格保証的な対策をすべてやめて、そして言わば外国のかなり安い原

料と同等に肩を並べる、その上でゲタを履かして

肩並べるようにするというのが今回の対策のねらいだというふうに理解しておりますけれども、ほ

かの品目も、国内対策、まあそれほど野菜なんか

あるわけじやありませんけれども、それでも、それにしても

幾つかありますから、それをそもそも輸入関税が

全部取つ払われたよう

が起こつてしまふと思うんですね、輸入との関係

で。

したがつて、もつと品目横断対策が今の価格の

下支えや何かがきちっとされない以上、品目を増やしてもどんどん日本農業を衰退に追い込むだけ

ような中身だというふうに思います。

○和田ひろ子君 ちょっといいですか。

○団長(岩城光英君) 和田ひろ子さん。手短にお願いします。

○和田ひろ子君 よろしいですか。

○和田ひろ子君 はい。

○団長(岩城光英君) 紙智子さん。

○紙智子君 今のちょっと太田原先生のお話にも

関連するんですけれども、実は先日、三十一日の

参考人質疑、国会でやつた参考人質疑の中でもW

T.Oとのかかわりが一つ議論になつて出てきて

るんです。突き詰めていきますと、やっぱり九五

年に受け入れるときにも、これ受け入れなければ

もう日本は駄目なんだという形で、結局輸入を

しながらそれと価格競争という形になつてどんど

ん目減りしてきたということがありますと思つて

ます。

○公述人(太田原高昭君) この品目の問題で、要

するに政策的枠組みの大きさなどころでちょっとお

話しますけれども、今回はWTO協定上の緑の

政策ということでやつてゐるわけですね。ただ

日本の実情を考えたら、それだけではいかな

いから黄色の政策も一部入れてゐると。それは

非常に私はいい判断だと思っております。

ただ、もう少しそこを行けば、青の政策という

のがあります。このアメリカの場合ほとんど、ヨーロッパとまた違います。品目別不足払

いなんですね。不足払いというのはこれ緑の政策ではなくて青の政策なんですが、これはWTO協定によつていろいろな関税率とかそういうことで不

法について賛成というような御意見を述べられた

というふうにおつしやられたんじやないかと思う

わけですから、北海道、私ども農業にとっては賛成

であるというふうに御理解いただきたいというふうに思います。

次には、品目横断的対策についてですか、これについては、それぞれの作物が増えた場合にどう

するかということですけれども、やはりそれの作物について所得対策が一つ一つ大事

であろうというふうに思つておりますので、是非この品目横断的作物の中に入つていない作物も含めてひとつ検討をいただきたいというふうに思つております。

主業農家を対象とする理念には賛成であるといふふうに先ほど申し上げたわけですけれども、要

するに自給率の対策ですか、これについては私は

下がつていくであろう、むしろ、いうふうに思つております。これは、やはり耕作する農家が減つていなくなればもう自然と下がつていく方向

につながつていくというふうに私は見ておりますので、そのことを申し上げてお願いをしたいといふふうに思ひます。

○団長(岩城光英君) ようございます。

○和田ひろ子君 ありがとうございます。

○団長(岩城光英君) はい。

○紙智子君 今のちょっと太田原先生のお話にも

関連するんですけれども、実は先日、三十一日の

参考人質疑、国会でやつた参考人質疑の中でもW

T.Oとのかかわりが一つ議論になつて出てきて

るんです。突き詰めていきますと、やっぱり九五

年に受け入れるときにも、これ受け入れなければ

もう日本は駄目なんだという形で、結局輸入を

しながらそれと価格競争という形になつてどんど

ん目減りしてきたということがありますと思つて

ます。

○公述人(太田原高昭君) この品目の問題で、要

するに政策的枠組みの大きさなどころでちょっとお

話しますけれども、今はWTO協定上の緑の

政策ということでやつてゐるわけですね。ただ

日本の実情を考えたら、それだけではいかな

いから黄色の政策も一部入れてゐると。それは

非常に私はいい判断だと思っております。

ただ、もう少しそこを行けば、青の政策という

のがあります。このアメリカの場合にはほとん

ど、ヨーロッパとまた違います。品目別不足払

いなんですね。不足払いというのはこれ緑の政策

ではなくて青の政策なんですが、これはWTO協定によつていろいろな関税率とかそういうことで不

法について賛成というような御意見を述べられた

というふうにおつしやられたんじやないかと思う

わけですから、北海道、私ども農業にとっては賛成

であるというふうに御理解いただきたいというふうに思います。

一五

現に、アメリカでそういう不足払い制度を復活させているという問題や、EUなんかもやっぱり所得補償一本だけじゃないですね。やっぱり組み合わせてやっているということが現実にあるわけだから、そういうのを日本の中でもやるということについてもっとやっぱり積極的に検討すべきだというふうに思っているんですけれども、この点、ちょっと今、太田原先生もお答えになつていただいたんですけども、ほかの皆さんもちょっとと言つていただければと思います。

○団長(岩城光英君) それでは、白石公述人からお願ひいたします。

○公述人(白石淳一君) 私も積極的に取り上げるべきだというふうに思います。

もう少しはつきり物申し上げますけれども、日本とのWTOに対する交渉使節が非常に弱いというふうに私は認識しています。もっと、これだけ日本人の食を担う場面ですから、日本の国の食料をどうするのかという視点でやはり毅然とした対応が必要だというふうに私は思います。

そういう点から見ても、WTOが先にあって、転ばぬ先のつえじゃありませんけれども、国内の対策を、既にもうWTOが決定したかのような対応が次々と打ち出されて、そのことによって諸外国から見ても日本が非常に特殊な、自給率が非常に低いにもかかわらず、言わば丸裸のそういう対応になつてきてているというところに非常に問題があると思いますので、諸外国の例も大いに研究していただいて国内農業をもつともと守れるような、そういう対策にしていただきたいということを要望したいと思います。

○団長(岩城光英君) 高見公述人。

○公述人(高見一典君) 済みません、紙委員さんの質問がちょっと、趣旨的な部分がちょっとといまいち……

○団長(岩城光英君) じゃ、もう一回手短にお願いします。

○紙智子君 WTOとのかかわりで、結局、価格支持は駄目ですよということがあんとなつていま

て、それでこの間、日本の対策として、今までの保証していた、例えば品目別にやられていた価格保証をなくしてという方向に來ていいわけじやないですか。そのところをWTOとのかかわりで、もっと諸外国なんかはそう言いつつも国内の産業をやっぱり下支えする仕組みというのは残しだけで、もちろん守れるような体制で考えていかなきやう思いますかということです。

○公述人(高見一典君) 浩みませんですが、ちょっと意味的に理解できなかつたものですか

WTO協定、いわゆる今すべてにおいて、皆さんは、やはりこのWTO協定によつて利益を得ているのかという部分を考えた場合、やはりWTOの閣僚会議で世界各国の農民等や、いろんなセミナーなど参加した中でもうことごとく言つていたのは、やはりこのWTO協定によつて利益を得ているのはごく一部の大企業なり輸出している一国家にすぎないといふことを常々言つていて、自分自身も大きな疑問と憤りを感じた中であります。

○団長(岩城光英君) 太田原公述人はございますか。はい、お願ひします。

○公述人(太田原高昭君) 先ほど申し上げたん

で、簡単にしようと思いますが、紙委員のおつしやるとおりで、一つはやっぱりWTO交渉頑張つていただきたいという、できるだけ有利な条件でやつていただきたいということ、あと、各国とも、農産物の価格とか助成金とかというのは直接WTO協定に縛られますけれども、EUなんか見ていてもそれ以外のことたくさん入れてあるわけですね。特に、農村地域振興政策と必ずこれ組合せになつていまして、それと条件不利地域対策とか環境対策だとか、いろいろなものが重層的に農村地域に対して出されているわけですね。

これは、やはり文明論的に言つても、都市膨張の時代は終わつて、むしろどう農村にその人口を再配置するかという非常に大きな国土政策の中で、もうすぐに環境に対する直接支払制度をEUに見習つて導入すべきだということを主張してきました。そんな部分で、今回の資源、環境については、

もう本当に支援単価の設定も含めて内容的にも新しいものであり、我々が望み得る本当に多面的機能に対する、いわゆる外部経済効果に対する評価に対する支援とはほど遠い内容であるということも含めて、やはり先進国であるEUのそういうこと農業政策、地域政策、農業振興政策、EUなんかではLEADER事業といつて、やはり農業の持続的経済発展のために、やっぱりその支援を行うことがもう国民合意形成の中で執り行われているということで、それが三年間終わつて、更に六年間プラスされてLEADERプラス事業というこ

とで取り組まれております。

そんな部分を含めて、WTO協定の中にあつては、やはり当然その所得の補償という部分を絡めながら、地域農業の振興政策というものをやっぱり確実にやつていただきたいというのが意見であります。

以上です。

○団長(岩城光英君) 太田原公述人はございました。それでは、時間が迫つておりますので最後の質問になろうかと存じますが、加治屋義人君。

○加治屋義人君 個々のことはもう申し上げませんけれども、かつて我が国のこの農業の生産といふのは、製造業に、それから輸送業を生んで、そしてまた、流通関係のいろんな分野で相当な貢献をしてきた、流通関係のいろいろな分野で相当な貢献をして我が国の経済に貢献をしてきたと、そういうふうに高く私は評価をしているんですけれども、何せ農家が生産をして出荷した後に金は全く残らないよねと、農業は大変だよねと、そういう状況がずっと続いてきて、毎年毎年、今皆さん言われるとおり、農業の後継者いなくなつた、正に高齢化してきた、どうしようもない状況。このままの政策を、今までの政策をずっと続けていくとすれば、もう我が国の農業というのは崩壊するのではないかと。そういう気持ちがあつて、今回の大改革、先ほどから出ておりますWTO交渉をどうしても成功させなければいけない。

しかし、その中でも、やはり将来は国際競争にどうしても対応しなければいけない、そういう問

題ですね。自給率向上についても、非常に消極的な皆さんの意見聞いたんですけども、これではどうしようもないわけとして、やはり勇気を持つ取り組んでいかなければいけない、これが今回のこの農政大改革の意義であろうと、私はそういうふうに理解しております。

今まで北海道の農業というのは、この広大な土地、そして皆さんの自助努力、そしてまた今日御出席のリーダーの、指導者の方々の努力によって、正に我が國の最大の食料基地として私どもは高く評価をさせていただいてまいりました。

そこで、先般もそうだったんですけども、私ども、委員会で参考人の聴取をさせていただいだて、今日も四人の先生方にこうして御意見を賜りました。これからも委員会の質疑の中で十分生かしていかなければいけませんけれども、十九年度からこの制度スタートでございます。そういう意味では、もちろん私どもの政治もそうですけれども、農林水産省、これはもう待ったなしの決意でこのことに取り組んでいかなければいけないと、そういうふうに思つておりますだけに、今日御出席の四人の先生あるいは傍聴いたしている方々、この北海道の農政のリーダーの皆さんでありますので、いち早くこの制度に熟知をしていただいていち早く取り組んでいただく、このことが必要だと思っております。

農業にしても林業にしても水産業にても、これはもうすばらしいこの北海道でありますので、あとはやる気の問題だと思っておりますので、そういうことを含めて一言ずつコメントいただければ大変有り難いと思います。

○団長(岩城光英君) それでは、藤野公述人、お願いします。どうぞ。

○公述人(藤野昭治君) もう先ほどからお答えしているので答えることもないわけござりますけれども、いたしましても、やはり私ども農業経営者が夢と希望を持ってやつていいける対策、対応を國の方でもやっぱりいち早く作つていただきたい。もう一年先だとか二年先だと、そ

んな待てる状態に今ないよということを私は申上げたいと思います。

ひとつよろしくお願ひいたします。

○団長(岩城光英君) ありがとうございました。

太田原公述人。

○公述人(太田原高昭君) 加治屋理事から、北海道はいろんな条件が整つているので、あとはやる

氣だというふうに言われたんですけれども、ちょっととやる気をそぐ政策が出てきたんではないかということを先ほどから申上げているわ

けであります、ここのこところをもう少しやる気を出すように修正していただけば、おっしゃるとおり北海道は全国の先頭を立つて頑張れると思って

ます。

よろしくお願ひします。

○団長(岩城光英君) ありがとうございました。

高見公述人。

○公述人(高見一典君) 加治屋委員さんから、当

然、農業の役割的、連鎖的なつながりを持つて

このことに取り組んでいかなければいけないと、

そういうふうに思つておりますだけに、今日御出

席の四人の先生あるいは傍聴いたしている

方々、この北海道の農政のリーダーの皆さんでありますので、いち早くこの制度に熟知をしていた

だいていち早く取り組んでいただく、このことが必要だと思っております。

農業にしても林業にしても水産業にても、こ

れはもうすばらしいこの北海道でありますので、

あとはやる気の問題だと思っておりますので、そ

ういうことを含めて一言ずつコメントいただけ

れば大変有り難いと思います。

○団長(岩城光英君) それでは、藤野公述人、お

願いします。どうぞ。

○公述人(藤野昭治君) もう先ほどからお答えし

ているので答えることもないわけござりますけれども、いたしましても、やはり私ども農業経営者が夢と希望を持ってやつていいける対策、対応を國の方でもやっぱりいち早く作つていただきたい。もう一年先だとか二年先だと、そ

○公述人(白石淳一君) 農業の問題ですけれども、やはり今食料の問題というのは非常に大事な問題だというふうに思うんですね。これが、食料自給率、今現在四〇%という水準がいかに恐ろしいことかということをむしろもう一度問い合わせました。

です。

私たち農業者ですから、かなりいろんな困

難、特に気象条件などがそうですけれども、そういう中でも全力を挙げて今この北海道の地で農業

経営続けておりますが、是非そういう頑張りを大

いに支援していただけるような、そういう制度を是非つくっていただきことを最後にお願いしたい

と思います。

ありがとうございます。

○団長(岩城光英君) ありがとうございました。

○常田享詳君 よろしいですか。

○団長(岩城光英君) じゃ、一言だけ。

○常田享詳君 質問ではありませんけれども、与

党の立場で。

○団長(岩城光英君) ありがとうございました。

○常田享詳君 よろしいですか。

○団長(岩城光英君) じゃ、一言だけ。

○常田享詳君 質問ではありませんけれども、与

党の立場で。

○団長(岩城光英君) ありがとうございました。

○常田享詳君 よろしいですか。

○団長(岩城光英君) じゃ、一言だけ。

○常田享詳君 質問ではありませんけれども、与

党の立場で。

○団長(岩城光英君) ありがとうございました。

○常田享詳君 よろしいですか。

○団長(岩城光英君) じゃ、一言だけ。

○常田享詳君 質問ではありませんけれども、与

党の立場で。

○団長(岩城光英君) ありがとうございました。

○常田享詳君 よろしいですか。

○団長(岩城光英君) じゃ、一言だけ。

○常田享詳君 質問ではありませんけれども、与

党の立場で。

○団長(岩城光英君) それでは、以上をもちまし

て公述人にに対する質疑は終了いたしました。ここで、公述人の皆様に一言御礼を申し上げます。

皆様には、長時間にわたり意義のある御意見を

お述べいただきました。誠にありがとうございます。

お申しあげます。委員会を代表いたしまして、重ねて厚く御礼

を申し上げます。

それでは、これにて参議院農林水産委員会旭川

地方公聴会を開会といたします。

〔午前十一時四十二分閉会〕

一言付け加えさせていただきたいと思います。





平成十八年六月十九日印刷

平成十八年六月二十日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

E